

尊皇討幕にまで徹底するのは、その弱體、國患に處するの道に不信を免れぬからである。即ち鎖國海防そのものに對する直接の批判ではない。しかしそこに、同じ鎖國主義に取持するとしても、攘夷主義者と、幕府は扞格するものがあつた。蓋し、幕府は、單にそれが、祖法であるといふ形式の上に全幅の意義を固持したが、攘夷主義者においては、それは問題でない。一に國家防衛のための、祖國主義だつたのである。従つて、攘夷主義者においてはの海防論、尊皇主義者においてはの國防論は、單なる海防策としての、消極的な鎖國とは、自ら趣を異にするものではなくてはならぬ筈である。この點に甚だ慊らぬものがあつたが、然らば、傳統的な鎖國主義の立場における現實の海防策は如何。

思ふに、これも、甚だ消極的なもので、何等施爲の見るべきものはなかつた。嘉永以前における幕府と海防策は、あくまでも消極的に、その鎖國主義に株守膠柱して、單なる固定海防の外を出なかつた。そして、いはゆる「祖法」をめぐる、如何にそれを維持すべきかに腐心し編縫を考へる外には策がなかつたもの、如くである。かくして、わづかに、漸くにして考へたのが海防掛の置官であつた。

この職官は、弘化二年(二五〇五)七月、阿部伊勢守と長岡侯牧野備前守忠雅の二人の老中と

若年寄岩槻侯大岡主膳正忠國、泉侯本多越中守忠徳の二人、以下大目付、目付、勘定奉行、同吟味役の中を以てせられたもので、國防の施設を議するものであるが「あるやうでないものは海防掛の量見」とのちに落首にうたはれるやうに無能を發揮したものである。全く、幕府の自慰的置官として曠職の譏を免れないものであつた。而して徒らに、擊攘令を出したり引込めたり、醜態の限りをつくした。無爲優柔、殆んど委頼すべからざるに至つて、果然弘化三年(二五〇六)八月二十九日、朝廷より幕府への御沙汰書が下された。これは、朝幕の間、外患につゞいての始めての交渉である。朝廷の幕府へせる始めての御干涉である。

御沙汰書

近年異國船時々相見え候趣、風説内々聞こしめされ候。然りと雖、文道能く修まり、武事全く整ひ候御時節、殊に海邊防禦堅固の旨これまた兼々聞こし食され候て、御安慮に候へども近頃その風聞しばしば彼是叡念に掛けさせられ候。猶ほ此上、武門の面々、洋蠻の小寇を侮らず、大賊を畏れず、宜しく籌策これありて、神州の瑕瑾これなきやう、精々御指揮候て、よく宸襟を安ぜらるべく候。此段宜しく御沙汰あるべく候事

穩健の文字、一應の注意を促すといへども、以て、窺念のほどを拜察すべきである。幕府としては、たゞ謹んで拜承するの外はなかつた。

然るに、「東坊城聰長記」十月二十八日の條によれば、水戸中納言齊昭封事の件が見える。齊昭は、當年の賢才として幕府も一目を置いた知見の人である。ところで、その齊昭の議論は、攘夷論として、當代のそれに指導的な立場にあつた。保守派の代表的地位にありて、現状維持に何らかの調整を意圖した阿部伊勢守は、齊昭に近づいてその知見に求むる切なるものがあつたとさへいはれてゐる。しかも、齊昭は攘夷論者としてそれを政治上に發展した第一人者である。従つて國防の上に、最も熱心な施設を叫んだ。徳川の親藩として、阿部伊勢守が鎖國主義の祖法維持の上に最も適確な國防策を彼に期待したのは極めて當然である。かくして、齊昭の攘夷説は單純なその意義を貫いて、それが討幕反幕といふが如き性格のものではなかつた。攘夷は消極傳統の鎖國政策への批判乃至修正として、嚴密に單なる國防の意義をもつ一の理念でしかなかつたのである。即ち、この攘夷説は、必らずしもまだ尊皇主義とは實踐的に抱き合つてはゐない。で、小林庄次郎氏によれば、阿部伊勢守が齊昭の意見に聽かんとするは弘化二年の冬に始まつたものゝ如くであるが、それは重要事件は、三親藩に通告する習慣であつたか

ら、その當主慶篤に送つたものを更に齊昭の手許に廻送して與かり聞くを得しめたのであらう。元來齊昭の攘夷意見は頗る頑固なもので、外人を夷敵視する甚だしく、悉く國土の覬覦において、その詭謀だけを大きく見すぎたといふ非難が後日に起つたが、時情において考へるなら、それこそ、由々しかるべき重大問題でなくてはならなかつた筈である。で、齊昭を頌して、同氏はいふのである「そも〱世と共に浮沈して、國政上何らの定見を有せざるもの多かりし當代に、よく前代の史を讀みて従前外人の我に對する態度の如何なりしかを熟圖し、内に顧みて士風の墮廢、武備の廢闕に慨嘆し、上下を激勵して國家の獨立を維持せんとしたるものは、齊昭を措て他に求むべからず。外人の我に對する行動を知りたるものは、齊昭の如く、異賊を以て外人を待ちしものありしを怪まざるべし。殊にその最も戒心し、襲封以來屢々建白せしは、わが北門の鎖鑰を固むる方策なり。而して、こは勿論露人に對するものなれば、彼の我に對する深謀を看破し得たるものは國家の獨立を愛する以上、齊昭の所見の外に出づべからず。その天下に先んじて憂苦し戒心し、又、聲を大にして泰平の惰眠を貪る士庶を警醒したるは、その識見の時流に卓出したるを示す。天保弘化の際滿天下の囑望する所となりしも宜なりといふべし」云々と。言々まことに然りと同ぜざるを得ぬが、更にその攘夷説の性格について説くとこ

ろにきけば「齊昭は攘夷を主張せり。然れども決して盲目的にわが恃むべからざる武力を恃めるに非ず、彼は明かに我れの二大弱點を辨知せり。即ち大艦と大砲との缺乏は、最も敵の乗ずるところとなるべきを知り、一日も早く之を充實せんと焦心せり。寛永の令我れの大舶を禁じてより航海の振はざるや久し。齊昭は夙に我れの如き四圍環海の國、堅艦を缺ぐべからざるを認知し、屢々幕府に上言して大舶の禁を解かんことを勧めたりしも、祖法に拘泥するを以て能事とせし幕閣は容易にこの英斷をなす能はず、結局荏苒して安政に及べり」云々。「齊昭はまた海外の形勢に眼を閉づるものにあらず。随つて外人の支那その他に施せし所を傳聞しては、ますく己が戒心を深くせしめたと共に、その攘斥の思想を固結せしめしなり。彼はまた弘化の比に至り、外船の渡來の頻繁なるを見て、之を異船打拂令の廢止に歸したり。是れ近年における海外形勢の變を知らざるに由るといへども、正に一面の眞を得たること前に述べしが如し。されば齊昭はこの復舊をもつて、外人の覬覦を防ぐ最要の策なりとし、嘉永二年以後しは伊勢守に向て之を勸説せり」云々とある。

即ち、齊昭の攘夷論は、かくの如きものとして、當代のそれを意義づけるものであつたが、しかし後代に發展した攘夷論とは、性格的に相違するものであることをはつきり理會すること

ができる。けだし、それは結局、鎖國政策の破綻に孕まれたものとして、しかしその細縫ではなく、之に代るものとして、本義的であつた。國患に當面して、しかし、あくまでも、その國患への對策を「幕府」に求むるものとしての佐幕的な動機に終始する。或は、文字通りに征夷大將軍の府たる幕府の責任において、幕府に求められ、言説されたものであつた。

で、概言すれば、鎖國海防を攘夷海防たらしむべし志向の下にされた主張であつたといへるのであらう。單に、かくの如きものとして、幕府の海防策の上に、一の積極的な變更が求められただけである。だから、彼の攘夷論は、少くともその原初的な形では、尊皇主義と密着する以上に、むしろ一の祖國主義を抱擁するものであつた。蘇峯氏が「元來尊王の思想と、攘夷の思想とは必らずしも同一物ではなかつた」といふ所以でなくてはならぬ。

かくして、その原初的な形におけるこの頃の攘夷論は、あくまでも幕府の破綻的な鎖國政策に對するものとして、その修正たるの意義を一義的に且つ本義的に包容するものであつた。結局その破綻が示した轉向的な主張たるに止まる。それ自體差引なしに、單純な一の國防意見であるが、かくして鎖國政策は、漸くその根柢から震盪さるゝに至つた事情を知ることができ

第七章 海防横議

舊幕時代における海防論の擡頭は、鎖國力の動搖に伴ふものであつたこともとろんであり、特に、その破綻を示すにいたつて露々の横議を萌起したが、鎖國政策の上に、最も現實的な動搖を示したのは、實に、北門における露人の出沒であり、その來迫であつた。従つて、海防論は、まづ對露策として、北邊を中心に考へられ、喚起されたこといふまでもない。

かくして、日露兩國の勢力が、千島列島において相接觸したのは、前述の如く、明和安永の交であつたが、この現實に即して、露西亞の勢力侮るべからずとして漸く識者に注意された。而して、始めて、對露策としての蝦夷地經營論が起つたが、その人に長崎の吉雄耕牛、松前の松前廣長、仙臺の工藤平助等があつた。これらは、現實に露西亞の南下を憂へて、之に對する國防策としての蝦夷地經營を説いたものとして、代表的に著聞するが、しかし、單なる内政的な、政治的乃至經濟的の見地からするその開拓論は、すでに以前にあらはれて、佐藤信景や並河天民や板倉源次郎、平澤旭山の如きがなかりなかつた。佐藤信景は、すでに元禄年中、ひ

そかに蝦夷地に入りて三年自ら試作の上、その開拓策を松前藩に建白し、而して放逐された。その著は「土性辨」によつて知られてゐる。その外「蝦夷談筆記」や白石の「蝦夷志」があらはれ、享保の初めごろには、並河天民が「開疆錄」を書いて蝦夷地開拓論を當路に建白し、板倉源次郎は、蝦夷地に金山を開かんとして失敗した。その開拓意見は「北海隨筆」として著されてゐる。「北海隨筆」は鑛山開發を「開疆錄」は農業殖民を論じたもので、いはゆる經濟策行詰りの打開手段として、富國策論の一聯であり、外國的な世界動向に影響されない以前のものである。しかるに、天明度に至つてその三年、平助の策論が「赤蝦夷風俗考」としてあらはれた。中では、最も國防策論的なものである。

第一項 開拓國防

工藤平助が、對露策としての蝦夷地經營論を唱道したころは、幕府では田沼意次の全權時代で、日露接觸の情勢に鑑み、勘定奉行松本秀持の建議を納れて、初めて蝦夷地經營の議を定め秀持に命じてその調査に従はしめたのであるが、その方針としては、要するに同地を開拓し、蝦夷人を教化することによつて、露國の勢力を防がんとするにあつた。即ち、國防的開拓であ

り、開拓的國防であつたが、しかし、それは、専ら一の經濟策として開拓に切に、兵要については粗漏を免れなかつた。いはゆる田沼時代の性格である。

ところで、この「赤蝦夷風俗考」において、平助の説は、蝦夷地を今のまゝにしておけば、遠からず露西亞のために取られて仕舞ふであらうから、速かに開拓して日本の領土権を確立せねばならぬといふにあつた。しかも、平助の信するところによれば、露西亞は平和を愛する國であり、謂れなく他國の領土などを覬覦する國ではない。蝦夷地の如きも、結局不毛の地として、邊土視し、之をすておくから、垂涎するので、従つて、開拓して領土権をはつきりして置きさへすれば、自然手を引くにきまつてゐる。故に、露西亞の南下的な勢力を防禦するといふ目的は、一に、開拓を以て十分に果たすことができるであらうといふのであつた。この意味で國防を動機としての開拓ではあるが、要するに開拓が主眼である。それが國防的效果をもちうると考へるのは、この場合あくまでもその第二義性において把握されるものである。蓋し當代いはゆる蝦夷地經營論は、ひとり工藤の論のみでなく、たとえば本多利明などもその一人であつて、それが、根本の思想的性格であつた。だから、北門の海防といふことには、事ほど左様に緊迫した氣持をもたない。即ち、蝦夷地についての關心の重點は、海防の條件においてせず

勝義的に開拓そのことにおいて決定された、一の經濟策たるにすぎなかつた。で、工藤の「加模西葛杜加記」に、次の如き文句がある。

「すべて、國を治むるの第一はわが國を厚くするにあり。國の力を厚くするには、兎角、外國の寶をわが國に入るゝが第一といふべきである。外國の金銀銅をわが國に入るゝことは、外國人のその國々の專一とするところで、その心を用ひて出精することは、とても及びもつかならぬ。

さて、日本の國の力を増すには、その金山を開き、並に、その出産物を多くするに如くはない。蝦夷の金山を開くこと、むかしから山師どもの云ひふらすところであるが、收支相當せず。之によりてすたれてゐるところである。しかるに、ロシアと交易の事起らば、この力を以て開發ありたい事である。この開發と交易との力を藉りて、蝦夷一國を伏從せしめば、金銀銅に限らず、一切の産物みなわが國の用をたすけるであらう。右、交易の場所はあながちに長崎にも限るまい。東國の内て要害のよい港で引受けてよいとおもふ。で、右に申す通り日本の力を増すこと開拓に如くものはない。また、このまゝに捨て、置いて、カムサスカのものども、蝦夷地までを併呑することになれば、もちろん蝦夷もロシアの政令に従ふこ

とになるから、わが方の領土支配権は完全に失はれてしまふ。然らば、悔ふるもまた及ばじ。下説にて様々の風説を聞くに、東北蝦夷の方は、もうすでに段々ヲロシアに懐柔されてゐると聞く。かくの如きことが實際で、一旦ヲロシアに従つてしまふとなれば、もうおそい。力の及ぶ限りではなからうから、これまでのやうに等閑にはうちすておき難い問題でなければならぬ。今までのやうに、通路壅塞しては、彼らは何をするかわからない。前段くり返すが如く、國益を増す開拓に如かないならば、注意と施爲は斷然そこに集中さるべきものである。如何様の國益を考ふるとも、我國の内ばかりにこの手段工夫では、大したことはあるまい。沉んや、さういふ逼迫したる状態においては、之は決して等閑に放任すべからざるものではないか」云々

と。國富みて兵強しといふ。兵の強きは富國の自然の結果として期待されることであるならばまづ國富の増進こそ、強兵の要なるべしとするはつきりした主張ではなく、たゞさういふ含みを以て、開拓富國が眼目だつたと見るべきであらう。この書は、天明三年以前の刊行として、彼の思想が田沼時代の發生であり、その肯定原理、指導理念として、當代の幕閣に影響した事情を、われらはよく理會することができる。要するに、當代の海防思想としては、さういふ

開拓論、經濟策を第一義としての附録的重要性においてしか考へられてゐなかつた。それも、露西亞の來迫に對するものとして、單に蝦夷地にこの問題を契機づけたといふにすぎない。まだまだ、當代までは、鎖國海防萬歳である。蓋し、さうした意味の開拓海防が、如何に、鎖國主義的なものであるかを——それに如何によく適合せるかを、誰でも容易に理解できるであらうからである。しかし、これは自給自足の封建經濟が内部的にまづ行詰つて來たことを以て、鎖國主義破綻への序奏曲であつたのであることを見道してはならぬ。この政策的破綻は、かくして、單に外國的刺戟によつて將來されたのみでなく、このやうな形で、内部的にも、それ自體の崩壊過程を没落しつゝあつたのであつた。この意味を示唆するものとして、當代の開拓海防、經濟策の時務意見は、興味ふかいその思想的性格を露呈する。而して、このやうな開拓海防ともいふべき論策を主張するものに、當代また羽太庄左衛門正養があつた。前述の如く彼は、寛政十年から十一年に及んで、幕府の目付として松平正明以下四名と共に特命を以て蝦夷地の奉行としてその警衛にあたつたものであるが、當時、擇捉開發の業漸くその緒につき、進んで得撫に及ぼんとするや、同島には寛政七年以來露人占據して尙ほ十數人のそれを残してゐた。で、彼らを如何に處置するかについて議論があつたが、建議區々として、或は彼らに退去

を命じもし聴かずんば之を拿捕し永く禁獄すべしといふあり、乃至命をきかずんば、一旦に之を殺してしまひ、以て武威を示せといふ過激の論あり。このとき、正養は、極めて穩健な策を建議して、彼らがこの島を占據するは主として夷人との交易を營み、その利を得んとするにあるから、擇捉の吏をして得撫に赴く蝦夷人の船を檢察して、交易すべき物資の轉入を禁じ、交易の根元を絶たば、露人自らにして去るべしといふにあつた。幕府は、即ちこの策によつたがさういふ形で、經濟政策的な自然的な推移の上に海防の手段と方法を把握しようとしたのが、彼の思想的實踐的性格であつた。彼はのち、安藝守に任官して戸川安倫と共に箱館奉行になつたが、その述策として「休明光記」や「邊策私辨」がある。が、開拓海防といはず、それをも含んで、もつと廣汎な立場における經濟海防を説いたものとして、この場合、本多利明は特に注意さるべき人であらう。

彼は、越後村上の人である。即ち、酒井雅樂頭藩中の人で、十八歳江戸に出で、關孝和に學統を嗣ぐ今井兼延について數學を學び、千葉歳胤に天文學を、山縣大貳に劍を修めた。二十四歳、音羽に塾を開き、徒に授く。稱して音羽先生といひ、自らまた魯鈍齋と號したが、別に北夷先生の名あり。のち教育を門人に委ね、自らは諸國、蝦夷地を周遊して、經世經濟の學徒を

以て私かに任じた。蘭書によつて、航海學も修めたといふが、天明五年幕吏蝦夷地視察の行に加はることを許されたけれども、病患を以て果さず、代行した最上徳内は、その門弟である。のち、享和元年には、凌風丸に船長として渡海したこともあるといふ。文化六年加州侯の召に應じて金澤に赴いた。止まること半歳、再び江戸に歸つたが、文政四年三月十六日七十八で死んだ。その著書は少くなく、重なものゝみでも十數冊に上るが、しかし「西域物語」「經世秘策」「經濟放言」「蝦夷國風俗人情沙汰」等を主著として、特に始めの二部が著聞し、彼の思想的面目を窺知することができる。殊に對外政策として最も著明なるは「西域物語」であるが、卷末奥書によると寛政十年七月中旬の刊行で林子平の「海國兵談」が出てから七年目である。西域物語といふも、之は堂々たる世界の大勢論であるが「經世秘策」もほゞ同じころの著らしいが、その後篇には十年十月の著とあり。之は、加州侯への意見封事として傳へられてゐる。「西域物語」によれば、彼は間違なく新文明の禮讀者として、當代の文化人であつたことが判る。その泰西的新文明への憧憬をのせて、彼は支那の中華思想と支那學者の中華かぶれを痛撃する。世界は廣い。支那よりも、もつと素晴らしい文明の國が、西洋には澤山あると呼號して、支那かぶれの偏狹と固陋と獨善と、而してその暗愚とをやつつけるのである。その一節

にいふ。

「爰に咄しあり。或侯に客ありて招を得、伺候せしに、客なる侯小子に對して曰く、オランダは夷狄なれば、聖人の道は不可知、人に似て人に非ず、卑しく云へば獸類に疑なし。然るに、細工物に至つては精微にして其巧み奇なりと。小子答へて曰く、鳥獸にても巢を構え、穴を掘る。精密の巧に至つては人間の思慮の外に候とて、興に入りしも一笑にあまりあり。愚、推察するに、此侯も支那の學問に深く入りて、彼の風俗に能く染みたる仁ならんと、胸中にたゞみ置て黙しぬ」

とあり、皮肉な文字である。すべて、この調子で世界をしらぬ短見者流、西洋人を夷狄視する時代的な暗愚を痛撃して、新文明を謳歌した。そのために、彼を西洋かぶれの輕薄者とする考へ方も後代に出て來たのであるが、しかし、次に引用する一節によれば、單に生活の利器として泰西の新文明を攝取せんとした彼の志向を窺ふことができるであらう。

「天地の理を究めんとならば、數理推歩の學を窮めて後、西域の書を以て其理を得るを近しとせん。然るに、偶にも窮理學を好む者あれば、異學異説の徒と名づけられ、諸人に忌み嫌はるゝ時勢なれば是非もなし。因て、心得あるも、吾も人も黙していふ人なし。支那日本、

未だ國初以來、經歷の數、西域に比すれば半ばにも至らず。西域は舊國なれば、世務國勢能く整ひたるなれば、西域の善なる美なることを取りて、我國の助とするこそ本意なれ」云々
即ち、新文明に隨喜し傾倒したが、それは「善なる美なる」ことであるから、之を取つて國風を更に發揮しようとする、いはゞ採長補短の説として、彼はいつの場合でも、祖國を中心に考へてゐる。西洋の文明力は攝取すべきものである。かうした進歩的な心構の上に、支那を中華とする支那學者の固陋の見は、斷然祖國を背馳するものとして排撃されねばならぬと考へただけであらう。彼の西歐主義、西域謳歌は、その物質文明を吸収しつつ日本精神のみがよくそれを、より高きものとして、止揚する新時代日本文化の形成だと考へた結果のものであると考へることは間違であらうか。

それが、その經濟策の指導理念になつたのだと考へざるを得ないのである。

かくの如くして、彼は、西洋流のいはゆる自然科學に傾倒して、彼一流の經濟政策をこの上に築き成した。自然、彼の論説は、期せずして積極的で活動的で進歩的に開發的であるため、幕府の鎖國政策とは、根元的に且つ本質的に背馳する開國主義であつたことを免れぬ。彼の所論が、必らずしも國防第一主義ではなく、經濟第一義として、その形式を把握した所以も、こ

こにあつた。即ち、當代開拓海防思想家として、彼は、その典型的な人であることを見のがすことのできないものがある。

で、彼は、その「經世秘策」に、主眼として、四つの大急務を説いてゐる。即ち「その日を追ひ月を追うて増殖する四民の勢を挫かぬやうに謀るには、四大急務を以て國政の最第一として治まる也」として、第一に船砲、第二に諸金、第三に船舶、第四に屬島の開拓を主題として論じてゐるのであるが、その船砲とは爆薬の意味で、以て、河道を通じ、港灣を整へ、大に工事を起さんとするのであつて、諸金の章下には鑛山の開發を説き、第三第四は、文字通りの運輸開拓の振興である。いづれも積極的な經濟發展を策とするものであるが、之を、綜言すれば、第一に國內の開拓であり、第二に屬島の開發である。而して、それは、外國との通商交易によりて最終的に擴充されるといふ見解であるが、中井竹山や物徂徠の消極的な經濟策論にくらべて、極めて積極的なもので、従つて、前者が鎖國主義を前提とするそれに對して、はつきり對蹠的なものであつた。この點に、彼の言説が、幕閣を動かすに至らなかつた重要な原因をひそめるであらう。非常に進歩的な自由思想家であつた意味において、開國論初期の典型を示すものであるが、鎖國海防を鐵則とする幕府には、思想的に扞格するものであり、この祖法に對し

ては、根本的に否定批判の立場にあつた。即ち、鎖國海防の消極性を放棄して、積極的な經濟政策による帝國主義的な發展に基づく海防性と海防力に期待したのであらう。「西域物語」に、蝦夷地開拓の急を論じて「他國を侵しても本國を増殖せんこそ國君の務なるべきに、わが國の屬島を無殘無殘他國へ奪ひ取られて、其儘に置くと云ふは、論評も絶え果てなき義と大息して止む」と慨いてゐるのにも見ても、その意圖するところは明らかでなければならぬ。このやうな思想は、佐藤信淵に至りていよいよ鮮明になるが、「經世秘策補遺」にも「日本にとりて北地ほど大切な國界なし」とし、その經營こそ、「國家守護の本業」(經濟放言)であると主張してゐるのである。即ち、開拓的な發展こそ、海防の第一義であるとするところに、その思想的根元と性格があつた。

で、彼においては、富國第一義であり、海防は積極的な發展の上に自らにして達成される。而して、その經濟的な發展を、まづ第一に、蝦夷地からする北方の伸張に着目して、こゝに新日本理想國の中心をさへ妄想した。彼においては、世界知識の擴充により、理想國の實現を念願したが、その方法として、蝦夷地への開拓を思つてやまない。そのためには、カムサスカ(カムチャツカ)遷都説さへ考へたのであつた。

彼に従ふと、理想國とは、大良國、大剛國、大富國として觀念された。而して、世界の現實に眺めて、「天下に無敵の國は歐羅巴也」（經濟秘策）とし、中でも、英國を目して、「歐羅巴第一の大富國且つ水軍陸軍の火術奇器を備へて威勢歐羅巴に獨輝せり」（經濟放言）と畏敬した。英國を以て、世界の現實の理想國と想定したのであるが、その故に、日本を東洋の英國たらしむべしとして、その建設實現の意圖をまづ蝦夷地に描いたのである。本來マーカンチリズムへの彼の憧憬を示すものとして、われらは興味ふかくそれを眺めるが、そのマーカンチリズムの上に、日本帝國主義を妄想したところが彼の身上である。さういふイギリス流のマーカンチリズムも、帝國主義も、今、われらの聖劍によつて、根柢から清算されつゝある。日本精神の精神は、さういふ形の國家的存在、存在の仕方、一の批判を下しつゝある。しかし、たゞ文明の表皮の上に、絢爛たる彩虹をしか見ることができなかつた時代的な見方としては、利明が、當時、かくして理想國として新銳のイギリスに憧憬したことを尤もだとおもはざるを得ぬ。その故に、利明の日本祖國の意識を疑つてはならないのである。彼が、「西域物語」に序して、「たとえ、怨敵たらん人々の手に渡るとも、私慾のためにせしか、又は國家のために策りたるか、その始末を能々熟讀し能々検査あらば人言を容るゝほどの賢君は、蓋しその心を嘉し

たまひ、慈愛内に萌し、是否もまた瞭然たらん。」

といへるは、惴々乎として此著述を成したる根本において、耿々の心、日本國民として耻ぢざる愛國の至情をこめたものであることを知ることが出来る。然るが故に、過言、尙ほ且つ泰西の新文明に學ぶべしとした志向と動機を窺ふに足るであらう。イギリスに渴仰したのも、結局その文明力への思慕であつた。されば「西域物語」に、「終に世界最第一の大良國たらん次第の事、唯今の時務人情にては——日本のためになるべき土地は蝦夷諸島の外なし」といひ、或は、「東洋に大日本島、西洋にエゲレス（筆者註、イギリス）島と天下の大世界に二ヶの大富國大剛國とならんことは慥なり」といふ。而して、その然るためには、蝦夷地の開發に專向せよといふのであつて、之は、斷然「捨て置くべきにあらず。捨置けば異國に歸し、捨置かざれば日本に歸し、——日本と異國の境界も自然と立つて、國家守護の天職に叶ふ」とし、極力北門地域の重要性を力説する。かくして、その開拓が追々に成就せば「古へ武國の高名たる大日本國を再興し、——世界第一の最大豊饒大剛強國の邦國とならんことは慥かなり」といふ。讀み來れば、大富國文化國建設のテーゼにおいて、それが即ち大剛強國たる所以とする彼の思想をいよいよ明瞭にするであらう。彼の思想は要するに安永天明以後に特に活潑となつた。富國國

防論の發展であり、封建末期の衰頹期に至つて、その救済として起つた時務策としての北地問題を中心にして、その開拓と經略の上に、外國の侵攻をまるめこんで、そこに、當代海防論の一つの典型を示したものであつた。この種思想としては、一の體系づけであり、價值づけであり、總計算だつたといへる。

特に、このやうな植民的帝國主義思想は、前驅的に、享保年代の並河天民によつて唱道された滿洲經略の意圖においてあらはれた。滿洲招諭の意衷は、すでに松平伊豆守において示され、林子平の招諭の思想も之につながりがあるといはれてゐる。但し、伊豆守のそれには、専ら内政問題としてあつて、世界的な動機に基き、海外的な事情に動かされてのものではない。利明のそれに較べて、この點に、開鎖をわかつ重要なモチーフがあつた。英國の富剛に對する關心は、之もすでに、大原左金吾の「北地危言」で注意されてゐるが、之はしかし新井白石の「采覽異言」や、平澤元愷の「瓊浦隨筆」などの亞見にすぎない。利明に至つて、極めて具體的に示された。すべて、利明の議論は、警拔であるが具體的であることに特色を有し、その開拓方法も獨特な航海運送交易を第一義として官營交易論であり、人工品を主とし、新國を擇ぶなど、すべて出色著しきものがある。従つて封建制の破壊を前提し、郡縣制復古による政

治形態においてのみ可能である意味において、鎖國主義に明らかに背馳するもので、かくの如き開拓思想の實踐によつて始めて、澎湃たる世界情勢に順應すると思念した。「西域物語」も「經濟秘策」も、その補遺も、この思想の展開であり、展開として意味があり、その故に、利明自身はつきり幕府の忌嫌にふれるであらうことを覺悟したものと如くである。

利明の以後、この思想を祖述的に展開したものと最も出色の人に土生熊五郎がある。即ちその「贅不恤緯」にあらはるゝ思想であるが、彼は、ロシアとの交易を認め、然るが故に、之を前提として蝦夷開拓と經略の急務を説くのである。開拓によつてのみ、北侵を禦ぎうるであらうといふ。カムチャツカから亞細亞全土を併せ、ヨーロッパに及び、五大洲制覇も難事ではないとする、本格的な帝國主義への主張であつた。たとえ、然らずとするも、永く蠻夷猾夏の憂を絶ち、居ながら數百里の境を開き富國強兵に致すであらうといふ、開拓海防の典型的な思想である。次に、時代を多少下つて、古賀侗庵、藤森弘庵、佐藤信淵等があるが、之らは、利明の經濟說に立脚して、しかも、その思想的發展において、領土侵略主義へ論理的に展開し經濟理論から、政治的な主情主義へと變質せざるを得なかつた。そして、いよいよ積極的な開國思想への論理的發展において、幕府の鎖國主義と背馳していつたのである。かくして、「開國

思想は北方問題より」の契機を成すに至つたものである。

で、次に、この意味の代表的な思想として、佐藤信淵のそれを見るところ。こゝで、工藤平助以下、利明等の海防策論に系統を貫く一聯のそれを、開拓海防として規定したそれと對照して、之を海防開拓として規定しよう。それは、開拓海防の政治的變質を特徴的に表現するものである。

第二項 海防開拓

前述利明の經濟的な策論の上に、更に政治的變質を強調して、一種の領土主義、侵略主義にまで逸出したものとして、この思想の支持者につき數氏をあげたが、その代表的な典型者が佐藤信淵である。彼らにおいては、經濟的な策論は、第二義に轉位して、その政治性が、するどく目につく。同じ富國國防論的性格の上にあるとしても、經濟策は、結局、政治的な發展の條件としてあつて、優位の轉換である。少くとも、さうしたものとて變質したそれを、こゝでは特に取りあげて、之を海防開拓として規定したい。

信淵の本領は農學であり、農政家としてある。故に、その農政經濟思想については、從來

夥しい論究の述作がある。しかし彼は、國防論者として、その防海策論の上にも、之に劣らず高く評價されねばならぬものを残してゐるが、それは、彼の農政經濟思想ほどには論究され紹介されてはゐない。之に注目されたのは、極く最近のことである。元來、彼は、はじめ兵學者として、阿波藩で活躍したが、従つて、當代經濟論策における開拓海防論者として、鋭くその海防論において卓拔し、それについての述作も、彼自身の考へ方も、非常に特色的なものがあつた。

有名な佐藤信景を祖父とし信季を父として、農政はその家學であつた。姓は藤原、字は元海、通稱を百祐といひ、椿園と號した。出羽國雄勝郡西馬音内郷郡山村の人として、明和六年六月十五日に生れ、嘉永三年正月六日に江戸の寓居に死んだ。この間八十二年にわたり、その前半生は林子平や本多利明や司馬江漢と時を同じうし、その後半生は高野長英や渡邊華山、江川坦庵など、同期の人として活躍した。天明中父信季が足尾銅山に客死するや、信淵時に十六歳、父の遺旨に従つて、江戸に遊學し宇田川槐園の門に入つた。槐園は、當代有數の蘭方醫家である。而して信淵は、その傍ら、大槻玄澤に蘭學の指南をうけ、井上潜に經濟を、山村昌永と木村泰造に天文や地理や動植物や曆算測量の自然科學を學んだ。林子平は、父信季の門人として

友輩の徒だつたといふ。醫をすて、經濟に専らに、遊歴して各藩に殖産興業の道を説く。津山、久留米、三田尻、一ノ宮に歴遊して徳島に聘せられた。およそ寛政から文化の初年にかけての歴遊であるが、文化六年の春、阿波から江戸へ歸つて兵學を講じた。特に、阿波時代から此期にかけて外交を論じ、海防を論じた。乃ち、幕府の忌諱にふれて、まさに鞠問に及ばんとしたが、幕吏清水俊藏なるもの、庇護と忠告によりて上州山邊郡大豆谷に退隱した。爾來世に著はれず、著述に没頭したが、彼は、はつきり開國策を論じたものとして、之に伴ふ積極的な海防策を主張し、この點幕府の鎖國主義と相容れず、その主張は、當代に入れられなかつた。彼の海防論としては、「防海策」二卷に主題的に説かれるから、之を中心に觀察することが、こゝでは便宜だとおもふ。「三銃用法論」だとか「鐵炮竊理論」など、共に、この「防海策」は文化四年から六年へかけての間に出たもので、六年には、「自走化船圖説」も出てゐる。この頃、本木莊左衛門の「海岸砲臺備用」の譯書、大槻玄澤の「銃炮起源考」、定信の「家流火術大意詳説」も出てをり、やゝ遑つては、寛政十一年に石井庄助が定信の命によりて記述したといふ「遠西軍器考」が刊行せられ、文化元年には、鐵砲方井上氏清の「鐵炮問答」も出た。信淵は、なほ天保四年六十五歳にして「實武一家言」「兵法一家言」等の著あり。みな國防の書で、更に晩年

七十九歳にしては、「防海余論」「吞海肇基論」「東西火攻辨」「水陸戰法錄」「水戰法秘訣」「陸戰法秘訣」等の兵書を次々に書いた。八十一歳最後の著述はいはゆる「存華挫狄論」である。兵學者として、海防論者として信淵の存在と意義は見道されてはならぬだらう。彼は、「防海策」述作の由來として次の如く述べてゐる。(「佐藤格園傳書目錄」自註)

「文化年中、魯西亞國の賊船蝦夷國エトロフ島の内浦に寇し、戍兵を追ひ、峭堡を火く。次で、同島の舍那に寇し、戍兵と戦ひ、お陣營並府庫倉廩を悉く焼き拂ふ。此に因て、秋田侯庄内侯會津侯兵を蝦夷地に出し、海濱諸國騒然たり。時に、予阿藩大夫集堂氏に陪し、阿州に至り徳島府に滞留せり。此より前に魯西亞國の船阿州の海部湊に漂着し、船を修覆して去りし事あり。故に外寇の風聞起るに及んで土人復た來ることあらんと云て頗る之を畏る。集堂氏阿侯の命をうけ、海岸の武備を嚴にす。予が西洋の事實を知りたるを以て、その防禦の致方を問ふ。故にこの策を作れり」

とあり。阿波一國の防備を論じたものゝやうであるが、實は全國的なものとしてその狀に即應したものである。で、之について曰く、

「夫れ日本の國たるや、四界皆海なるを以て備ふべきところ甚だ多く、その海防の手段最も

難爲の國なり、たゞ阿淡兩州の海防は、僕、いまだその良策を得るものなし。若し夫れ、日本總國の防海ならば、僕が愚昧を顧みずして考ふる策なるもの有り。」

と。「防海策」著述の對象は、文に見るが如く、ロシアの侵寇を直接のものとして、その實際的刺戟が動機になつてゐる。北門の防備については、前述大原左金吾の「北地危言」において、林子平の「海國兵談」においてし、諸家にその論があるが、信淵も、その動機においては、さうだつたことを知ることが出来る。蒲生君平の如きにおいて、圖南の論があつたけれども、之もその刺戟的な動機としては、やはりロシアの北寇であつた。

然るに、一方イギリスは、その印度經略の策を進めて、遂には支那に及んだ。しかし、日本の識者において、イギリスの侵略が現實的に問題化したのは、ロシアに對するものよりは少しおくれて、文化五年（二四六八）九月、英艦フェートン號の長崎闖入以後である。丁度この年末に信淵の著作「三銃用法論」と「鐵炮窮理論」が出てゐるが、英國への警戒が漸く問題にされかけてきたはじめの本として、之は比較的はやいものに屬する。即ち、信淵は、現實的に、英露を對象としてその海防論を築きあげたが、それは、この一二國近來兵威甚だ強く、鄰旁數國を併呑し、連勝の勢に乗じて、八荒を混同し宇内を囊括するの志あり、數多の軍船を出して

大洋を航行し、至るところに寇を成す」として、彼は英露を、帝國主義的世界征服の野望の國として力説してゐる。而して特に阿片戰爭以後においては、イギリスを假想敵としてその防備を説くことに集中してゐるが、天保十二年の著作に係る「物價餘論簽書」によれば、「エギリス人は慾心甚だ深くして飽くことの無き海賊」だと痛罵し、その「防海餘論」にも「歐羅巴人はその性貪り恠て飽くことなし、豺狼の如し、英吉利亞は殊更に然り」と、その野望について絶叫してゐる。この故に、樞要の地には砲臺を築き、巨砲を設け、堅固なる軍艦を備へて、その武威に壓倒すべきであるといふのである。「存華挫狄論」に「武備精銳を究めて士氣の勇猛を示すべし」といふ所以であるが、そのためには、武威を振張る一方、支那が奮起して「復讐の義兵を起し、英夷を征伐して大に之を打破り、悉く侵地を恢復し、嚴に之を逐ひ攘て東洋に遺類なからしめ永く本邦の西屏たらしめ」「西夷貪恠あくことなきの禍、或は東漸して本邦に至らんこと」を防衛するための日支の提携、東洋共榮の獨立を絶叫する。之を今日の時情に顧みて、蓋し、先見明達といはねばならぬ。

それは勿論、北邊小康を得て、露寇や、衰へたるによるものであり、阿片戰爭による時情に即する論策としての主張には違ひないが、事前における支那の勢力については、信淵は之にも

その野望的な脅威を見のがさなかつた。英露の侵寇を専らとしての海防を説く前に、はじめ彼の海防策は、じつに支那を対象としたものだったのである。鎖國體制によるヨーロッパの勢力の防遏に、一應の平康を得た幕府中期以來の情勢において、國防の対象となつたものは、もちろん支那であつた。明を亡ぼして興隆した新銳の清の勢力が、そのとき、まづ差當り海外的な關心の対象となつたことは、極めて當然なことであり、従つて、信淵がその海防的な假想敵をまづ清國に目ざしたことは理由がある。で、わが海防論は、まづ、清國を対象として起つたと見ることもできるので、すでに林子平の「海國兵談」にその思想があらはれ、子平は、この書において痛切に第二の元寇を考へた。信淵はその影響をうけたらしいことが「兵法一家言」の序文や或は「防海策」によつて證されるのである。だから「彼の大清國の強大にして密邇なる、萬一狡猾の王の出づることありて、兼併の志を興さば、その患の大なること、たゞ魯西亞の比すべきものならんや」と論じてゐる所以であらうが、しかし、時勢の變にしたがひ、その晩年に至りては、清朝の問題よりも、イギリスの東亞侵略が現實の問題となつた。それ故に、今度は進んで日支提携すべしと説かざるを得なかつた。また當然の歸結である。

然らば、かくして信淵は、如何なる軍備を國防の上に考へたのであらうか。彼においては、

もはや前節に説いたやうな、たとえば利明の開拓海防の如きなまぬるい方法では、逼迫した時情に即しての國防の意義を成さない。従つて、之を顛倒して、海防開拓ともいふべき、海防の實策を前面に押し出している經濟策が主題となる。もちろん、富國の經濟策を根本條件として、はじめて強兵の實も支え得るであらう。その限りにおいて、依然として、經濟策は海防を充實する絶對條件であるが、彼においては、經濟策それ自體の上に、海防的效果と實力を單に期待するといふが如きものでなく、海防策はそれ自身として、獨立に、その軍事的方法が要請されねばならぬとする。經濟策は最も廣義に、且つ根本的に嚴密な富國策としての國防を規定する。しかし海防策は、現實海防の上に、それ自身の技術の上に築かれねばならぬとするところに、前者と對照的であつた。即ち、海防策の獨立性への意圖において示されてゐるといはねばならぬ。彼は、はつきりした觀念においては必ずしもいはないが、しかし極めて素朴な形で廣義の國防と狹義の海防とを區別して考へたらしい。そして、その狹義の海防とは、皇國の環境に應じての——即ち、海國日本としての、國防的軍事上の技術として考へた。故に、この技術——海防的な軍備について説くこと委曲をきはめて、この點に、いはゆる兵學者としての彼の位置を特異なものにしてゐる。のみでなく、彼は、國防を、極めて廣汎な概念において思惟し

たらしく、たとえば、之についての根柢に、思想的な原理をも要素的に把握してゐるのであるが、之については、後説するとして、こゝでは、その軍備的な海防技術だけについていふと、そのヨーロッパ的新知識によつて、まづ兵器の重要性について大いに關心するところがあつた。特に火砲の威力を見のがさなかつた。火砲の發達による驚異すべき兵術的變化について大いに關心するところがあつたらしい。彼が「三銃用法論」を書いた文化四年を溯ること三年、その元年には、イギリスの將校シュラプネルは榴散彈を考案し、その翌二年には、フランスは、青銅十二種臼砲をつくつて、海岸砲臺に備へてゐる。而して、その五年、信淵が「鐵炮窮理論」を著した年、イギリスではスコットランドのフォサイス擊針銃が發明され、アメリカでは、シメオン・ノースが五百挺の軍用ピストル納入の契約を成した。高度の分業と、特殊作業による勞働の専門化を基礎とする兵器の規格統一が企劃されたのである。

されば、その翌六年に書いた「三銃用法論」において信淵は次のやうなことをいつてゐる。「今の世に方りて、護國第一の利器は大銃にまさるものなし。然れば數多の大銃を鑄造し、點放術を精究すべきこと重要なべし」

と。かくして、行軍砲、防守砲、水軍砲の三種の砲について用法を説明する。「鐵炮窮理論」

にもその製法を述べ、發射法についての實驗を記述してをるが、「兵法一家言」にもその重大性を説いて、「大砲の用法に精しく豫て防海の備を嚴にせざるべからず」としてゐる。而して、阿片戦争における清國の敗因を以て、イギリスの火砲の前に屈伏せざるを得なかつたことを以てし、火砲戦法の變革的な兵法に無關心であつたからだといふのである。従つて、信淵は、巨砲巨砲をもつてするその偉力を主張したが、「水戦法秘訣」には、「廣大堅固なる軍艦を製し、且つ五貫匁以上の大砲を鑄造して一艘毎に四五十坐づゝを備へ、平日海上を航行して點放打發の術を修練し、水戦の法を熟習して、砲術火術を精究すべし」とあり。その最後の著述たる「存華挫狄論」にも同趣の主張は貫かれてゐるが、しかし、巨艦の整備は、一朝一夕に出来るものではない。のみでなく、それは、寛永の令による國禁であるから、小船に巨砲を載せて、雷撃するの外はないと考へた。彼の著に、「異風砲異様船製作記」といふものがあるが、その序文によると、「予、論文一篇をつくりてこれを示す。大夫此の論をよみて、驚愕して曰く、予は稀世の才なり。願はくば老父がために、わが藩防海の策を述べよと。頻りに請うてやまず。予、即ち、鐵炮窮理論、自走火船法その他徐々に流弊を改革して武備を嚴重にすべきの論を筆し、密かに之を大夫に呈す」云々とあり。こゝにいはゆる自走火船といふは、彼れが獨特の創見に係

るもので、彼は、文化六年之を工夫して、幕府鐵砲方井上左太夫にその傳を授けたものであるが、一種の攻撃船として、血戰敢闘による非常に攻撃的な傳統の精神に基づく武器であつた。空砲發射の反動を利用して、敵艦に突きあたり、積み載せた薪と火藥との火で敵艦を燒盡するといふ、いはゞ體當り戰術であり、水雷艇の突撃を髣髴する。敵の巨艦に對抗するものとして工夫された。信淵自身の説明に之をよむと、次のやうに記される。

「萬一、不意に外寇來ることあらば、敏捷にして實利ある戰法を行ひ、一舉に蠻猾らが魂魄を奪はんことを欲し、小船に大砲を載せ、西洋船の近くまで漕ぎよせて胴腹を貫くべき工夫を成し、一種の異風砲と異様船を製造せり。即ち、その砲は、圓徑六寸の鐵彈を裝すべく、砲の全長は六尺三寸許にして、彈藥は、砲尻より裝ふ様に鑄造せり。而して、英吉利斯國の鋼鐵は、性極めて善く、その筒破裂の害あること鮮なけれど、本邦は鐵を練ること甚だ粗略なれば、破裂の患あらんことを慮り、砲口の厚さ九寸、砲腹は一尺二寸、砲尻は九寸とせり又、船は、長四丈八尺の丸太を組み集めて造り、船首と船尾は細く、中央は太くして幅一丈八尺となし、舷を設けざること水船の如くし、船首を距る一丈二尺より三丈六尺までの間に於て、左右各二個所に一丈餘りなる細丸太を横に外より差し込み之を鰭と名づく。これ、波

浪荒き時に轉覆を防がんがためなり。而して、浪穩かなれば、之を除去する如くす。この異様船は大凡八九分は海中に沈むやうにつくり、且つ小船なるが故に、敵の軍船に近よるといへども、大砲の重みに罹ること甚だ稀なり。又、波浪打ちかゝるとも、絶て潮水の遣り留まらざる造法なれば、決して轉覆の患なし。この船を幾十艘ものり出し、敵と雖雄を決せんにたとえ味方破船するものあるべしと雖、敵船を打破ること疑なし。是れ小船を以て、大船を困苦せしむるの戰法なり」云々(註)

と。この戰法は、陸戰にも應用されて、獨特の戰車戰法を説いてゐるが、その精神において、非常に科學性に即すると共に、わが國古來の兵法において、その最も長所たるべき血戰の兵略に考へたところ、以て、彼の卓見であり、雄壯傳統の氣魄に稽首禁すべからざるものがある。かくして、彼はいふ。

「本邦諸士、擊劍槍法の神妙と血戰の勇壯なるに至つては、絶て外國の企て及ぶべきにあらず」

と。また

「本邦武士、切斷銳利の太刀長鎗を以て、一齊薙ぎ倒して働きに遇ふときは、蠻慮狡傑なり

といへども、一敗地に塗るべきはたゞこの陸戦法なり」といふ。かくして、「蠻人らを敲きのめし、唯ひし／＼と打墮して大砲を悉く奪ひとり、本邦武士の英氣絶倫なるを示す」べきだとするのである。まさに、それは、皇國獨特のものであることが、今、現實に傳へられつゝある。要するに、火砲の威力を感じて、その兵器を説きながらこの精神の昂揚による血戦の力、精神力闘の骨頂を見のがさないところに、信淵のえらさがある。信淵について、その行作心狀に、とかくの非難的な批判を敢てする人があるが、それは結局チレッタントの Paul Pry にすぎない。根本において、彼はやはり卓越の人材だつたとせねばならぬ。

しかも、彼れ信淵は、かうした國防論の根柢に、一つの思想を把握して、日本國防の特異性を要素づけた。「宇内混同秘策」は、卒然として之をよめば、日本帝國主義の如きものを妄想して、之を絶叫してゐるかに見えるが、さうではなく、「皇大御國は、——世界萬國の蒼生を安んずるは、最初より、皇國に主たる要務」であるから、この皇道の宣布に、諸國各々その所を得しめて、こゝに八紘一宇の大理想をみちししくあると考へる。日本國防の本義は、さういふ意味での聖業の意義を擴充して、ヨーロッパ的帝國主義の野望と邪横をうちくたくにあると主

張したのである。で、その國防的積極性は、皇道の宣布といふ彼の世界觀に生れた當然の歸結である。宇内混同とは、八紘一宇の皇道の平和を中心の義としてのものであつて、侵略に對する帝國主義的防衛と、さういふ意味での積極主義の上に國防の本義をうちたてたのではないのであつた。信淵におけるこの國學的な皇道思想、國民的な自覺は、同郷の人平田篤胤との交遊による、その影響だといふ。

尙ほ、信淵は、更に、國防における武士階級の專當について疑問をいだき、その限定的な擔當を否認した。そして、ひろく國民に、總力戰的參與を求むる意味において、國民皆兵を主旨とする農民的徵兵制を主張した。「宇内混同秘策」にその委曲をつくして、端的に、兵力の増強となることを、實際の計數において説明してゐる。封建的な兵制から、近代兵制への過渡的な形式を示すものとして、かくして彼は、士庶の混成兵團の編制を考へたのである。

さて、かくして、彼においての國防の本義と技術は、大體右の如きものであつたが、更に、その根本條件として、富國が強兵であることを説くことを忘れなかつた。あくまでも、軍備の基礎としての經濟力の重要性を見道さなかつたところに、農政經濟家としての彼の海防開拓の思想を見る。「吞海肇基論」の序にいふ、

「武備を嚴にし、兵威を強くするの良策は、唯之れ國家を富有とするにあり」今、夫れ、世上の外寇防禦の論を見るに、大抵財用の不給をも知らずして、たゞ一圖に武備を嚴重にすることを議するもの多し。譬へば手なくして打ちたゞかんことを欲し、足も無くして居らんことを求むるが如し。悉皆、妄想の論なり」

と、云々。即ち、國防の根本は經濟力の充實にあると考へた。しかもまたその「防海策」によむ、

「航海通商の業を務むるは、嘗に、その國の富貴なるのみならんや、平常大洋に浮み、多くの暴風、逆風及び海賊強寇等の危難を凌ぎ往來するを以て、その士民皆勇敢精銳になりて、軍役などに出て、皆な死を怕れずして奮飛するなり。是を以て、國富み兵精く、武威強大なるものなり」云々

即ち、進んで海洋思想を振興し、海洋に狎れることによつて、外寇防海の武力を奮起すると考へた。鎖國主義への痛烈な批判として、それが海防を退嬰せしむることを示唆するのである。この意味を、彼は、彼の通商貿易説に敷衍していふのである。

「人みな、弓鐵砲を稽古すれども、たゞその前面に的をかけて放射するのみを修行して、我

身を的にして撃たれしことなければ、なれぬ事にて震恐し、逃去るも道理至極の次第なり。是故に船を出して他邦へ交易せざる國は、武備も衰弱となり、國も次第に窮乏して政教も少恩になり、風俗も輕薄になり、人心も兇惡になりて、且その防禦の備に至るまでも、危難に習はぬ軍卒なれば、四方の海岸に數萬の大銃を備へ多人數を置いて守らしむとも、危難に時に及んでは悉く皆な奔走して何の益もなきものなり」云々と。しかるが故に、

「我が日本は洋中の大島なるを以て、もし航海通商の業を起さば、その便利なる事、實に世界第一の上國なり。今、その業を興さんと欲せば、先づ船の製を堅固にして海上において風浪及び盜寇に逢ふとも、おそろゝところなし、且つ天文地理測量等の學を明らかにして、その諸器物を精好にして、その武備を嚴重にし、萬里の大海を航行すること、なほ舊來の熟路を行くが如くにし」云々

と。而して、その殷鑑を、新銳イギリスに學ぶべしといふ。即ち

「西洋の人は、わが日本を以て諸厄利亞國（筆者註イギリス）と相比方す。今の世に當つては諸厄利亞國兵強く、且つ強盛にして海外の屬國極めて多く、その威世界を震動するをもつて

我が日本に對當するが如し。然れども、その本國の地は北極出地五十度より六十度のことにあれば、則ちその地小にして且つ氣候寒冷、その物産のわが日本にしかざること論を俟たずして知るべきなり。而して、彼が今の如くに強盛なるものは、たゞその大洋に航海して萬國に通商するを以ての故なり。是にても海舶交易は國家の要務なるを知る」

とあり。海國日本としての發展の上に、始めてその防海の策が講ぜらるべしといふ。即ち、彼においての防海策は、通交貿易による海事的發展をその前提的な條件とする。すべての對外策は、かくしてまづ進取的な通商の上に把握される。鎖國主義の幕閣に睨まれてその主張が容れられなかつた所以でなければならぬ。

信淵としては、祖國國防の前に必らずしも幕府はなかつたと思はねばならない。國防國家體制を整へるためには、封建的な分裂を止揚して、天皇御親政の下、民族的總力に結集させねばならないと考へた。さういふ志向につらぬかれて、彼の國防主義は、たしかに幕府とは根本的な扞格を孕むものであつた。しかし、當時にいたつて、その封建社會體制は、もはやそれ自身の内的矛盾に衝突して、その矛盾は、何らかの解決と止揚を必然たらしめた。そのとき、ヨーロッパの勢力は、更にこの矛盾に壓迫的な力となつて、之を排除し、之に對抗するためには、

封建制そのものゝ根本において改造が痛感されたとき、かういふ信淵の革命的な思想は、必至やむべからざるものである。さうした思想が、單に、國防の技術だけによつてその根柢を立しようとする末梢の手段に満足せず、より根本の國家體制の上に改革的に要請されるものとして稱道さるゝに至つたことは、極めて當然の事であり、信淵の國防思想の深さも、この點にその卓越性を見るべきだとおもふ。かくして、信淵の海防開拓論は、攘夷論的な性格の上に築かれたものであつた。しかし、はつきりいはゆる攘夷思想としては、まだ形成されてゐない。で、私は、それを説くために、齊昭のそれについて説かねばならぬが、その前に、彼に影響したといふ林子平を語るために、まづその批判的立場にあつた松平定信について語らねばならぬ。

(註) 文化六年、自走火船を工夫した年、信淵はまた、いはゆる如意臺を工夫した。本邦式重砲架の設計としてユニツクなものであるが、之は、發砲するために生ずる大砲の激動を防ぐ方法のものとしてあつて、大砲を穩臺の上のせて臺の四隅に小さな車を取りつけ、それに穩盤を製して小溝を拵へ、小さな車を之に入れて發砲するとき、退轉するやうな滑車仕掛のものである。

第三項 開拓海防非議

工藤平助の北境開拓海防論は、羽太正養や木多利明に至つて最もはつきりして來たが、中井履軒や太田南畝のやうに、之に反對する非議の説も多かつた。反對する理由は、要するに、蝦夷地の如き、廣大無邊の不毛の野が、日魯兩國の間に横はつてゐるといふことは、幸にも一の自然的な要害防壁を成すもので、之が一の緩衝地帯を成してゐるといふのであつた。で、これを開拓するのは、とんでもない認識不足で、そのことにより却つて日魯共通の道を拓くやうなものであり、接觸がむしろ直接的になることにより、危険も不安も直接化するといふのであつた。即ち當代の開拓海防に對する非議は、開拓海防におけるとひとしく、蝦夷地を中心として北門の境域に關することを主題とした。このことは、當面の假想敵が一にロシアであつたことを物語る。ところで、かうした對露策としての蝦夷經略に關する可否の問題を考ふるにあつたのは、代表的にまづ中井履軒の邊策を説かねばならぬ。之に對して、享和三年（二四六三）函館奉行羽太正養が「邊策私辨」の一書によつて反駁を示してゐるが、彼が論ずるところに従へばわが國は四面環海の地として、文字通りに浦安の國であつた。そのために、いはゆる外寇は甚

だ稀で、元寇の如きは極めて珍しい一の特例であつた。しかもそれも颶風のために覆没してしまつたのである。事實は來寇よりもむしろ外征に尤であつた。海を渡りて全功の期し難きによる。しかるに北邊蝦夷の地に至つては、必らずしもさうでない。津輕松前の間十里に足らず、蝦夷地三百里をすぎて宗谷より唐太の間、また十里ばかり、殆んど接壤の感がある。されば、來寇の危惧は、たゞこの一端にありて存するも、幸ひにして夷地不毛、人少く山高く、鹿豕禽獸の地で人域に遠い。故にいふ、「北風や、日本の火除け蝦夷が島」と。「北にロシア、アシバセに夷狄ありといへども、三百里不毛の地を越ゆべからず」。この島は、たとえば遠海の防壁とひとしく、之があるが故に北顧の憂もない筈である。しかるに、今この國を開いて豊饒文明の地たらしめんとするは、意圖としての北顧の備が、却つて事實には後世北風のたきつけになるであらう。願はくば蝦夷地をそのまゝに差置かれ、不毛の島嶼をもつて北風を防ぎたまはゞ來寇の憂あるべからず、云々と。

蘇峯氏は、この論を以て、「全く支那人の王者夷狄を治めざるの論を、我が蝦夷に應用したるものであらう」といふが、かくの如き放却は危険なりとするのが、羽太正養等、北地開拓論者の主旨であつた。そして、この點に、林子平等の海防説とも扞格するものであつたといはねば

ならぬ。が、とにかく、かくして履軒の論は、「夷狄をあしらふはたゞ病犬の如くすべし、我が方に近づけぬを極上とす」といふが如きものとして、鎖國撃攘の本格を行く。保守の政治家定信がこの放却に賛同した所以でなくてはならぬ。

元來、定信が、蝦夷地を通じての對露政策なるものは、極めて不徹底なものだつた。彼は始めこゝに一港をひらいて、小規模の貿易さへ開始するつもりだつたらしいといふことが傳へられてゐるが、北邊の海警については、だから比較的關心しなかつた。しかし海防のことについては、必らずしも無關心だつたとはいへない。たゞし、上來のいはゆる開拓海防には無關心に非議の態度を示した。定信については、一般に保守家として知られてゐる。時代精神と、時務に無頓着であつたといふのでなく、根本的に保守の性格にあつた。従つて、政治に、外交に、國防思想に、海防策に、如何なる當面の事務策を取らうとも、それは結局、この保守の根本性格を逸脱するものではなかつた。彼において、鎖國は、やはり嚴たる一の祖法であつた。このことが、彼を開拓海防に引きつかなかつた所以である。

寛政五年七月、定信は老中首座、將軍の輔佐役たることを罷めた。罷むるに先ちて、彼は自ら江戸灣の咽喉を踏査しそれ〴〵に防備の手順をきめた。開拓海防から海防開拓への思想を乗

り越えて、定信においては、鎖國の祖法を守るための海防の必要が痛感されたので、かくして漸く、私のいはゆる兵要海防への形態化を示したが、しかし、彼においては、その保守主義が示唆する如く、一に固定防禦に専守した。之は、その三月である。十八日、定信は上旨を含んで巡見の途に就き江戸を發して、即ち「御備場」を巡察したのである。しかも、外國の事情を知ることに無頓着ではなく、しきりに紅毛の書を集めたが、彼の海防意見なるものは、彼の自傳によれば、ほゞ次の如きものとして理會できる。

「海邊御備の事、かね〴〵予建議して既に言上にも及び伊豆殿調べられ候へなど、かねていひけるは、今にその沙汰なし。然るに赤人（筆者註ロシア人）直ちにも江戸へ來るべしと云ふは、江戸の入海の事なり。房總二總豆州は小絶所多く城など云ふものも少く、海よりのり入れば、永代橋のほとりまでは、外國の船とても入來るべし。されば此時に至りては咽喉も絶すしては、たゞに腹中に入るとも云ふべし。

然るに、三崎走水などに遠國奉行さしをかれしを、寶永の頃廢せられ、下田の奉行を享保の頃浦賀へ移されけり。その外、寛永の大猷院様（筆者註將軍家光）海邊お備の事殊に御心をつくされ、北條安房守福島傳兵衛などに仰せて調べけるうちに、猷廟薨せられてこの沙汰

止みにけり。今知るものなし。

然るに、二たび予建議せしに、その時の畫圖など今の福島持ち傳へて出し、その上海邊備向嚴重たるべしと兩度ほど觸達して、時をり見分なども差遣はさるべしと達しければ、萬石已上の身、手當船かすその外書付出す。力に及び難きなどは、又、伺書を出す。これにても半國ほどの御備は成りにける。

紀州よりかねて有徳院殿（筆者註吉宗）紀藩にならせられしとき、漂流の御手當これありしとて、詳しく書付出る。予、この時取調べ候大意並に處置に露違ふことなし。（原註、異國船來りしときはやわからかに引きとどめて召しとらん、手向ひすれば打拂ふなどの所置也。

皆な人恐悦の至り、御本望に候はんなど同列も予を賀しぬ」云々

而して、彼は尙ほ、遠國奉行の施設につき建議して曰く「房總等に遠國の奉行を置くも、常々は何の務もない閑散の役であるため、後には外の非職奉行にして年老ひたる、又は頭腦のわるい連中の補職となり、その下役どもも、漁夫や農夫に異らぬものとなつた。しかし、中には寄合衆の内、萬石以上のあと名跡で召出されたものもあるであらうから、此の内から更に嚴選して代々五位に叙して一ヶ所に二人位づゝ土着せしめ、千石位の高を授けられて然るべく、そ

の下役は小普請の内百俵以下拜謁以上の輩を海手上番とし、御役料など與へてはどうだらう。拜謁已下、上下格の五十俵以下を下番とし、之もまた土着せしめる。一ヶ所に二三十人迄置くべく、さすれば、その人々の屋敷は上地となり、以て、火除地の代地たらしめられるといふ二重の便宜もある。その人々、これまで數代御足高でなくては出役できなかつたものでも、代々御役料を下されるなら、ありがたいことと思ふであらう。ことに、弓砲修行のためには、常々漁業して海にしたしめば、船上の働きにも練達するであらう利益もある」云々

さて、かういふ主旨で建議したら、「實に奇妙の建議とて人々服しぬ。尤も、重き方々へも伺の上、上旨伺ひしに許可せられけり」とあるが、その原註によれば、この建議の前には、海船修行として、御船手方同心十人二十人づゝ年々浦賀邊へ遣はされ、漁業を修行せしめられた。而して、前々からの關船が皆な朽廢したのを、捨置くことはないとして修覆せしめられ、その用に供せられたのであるが、なほ建議して、御鹿狩や追鳥狩などのことはあつても、御船の訓練はない。で、引網御獵と名づけて年々品川の海で船々訓練のことを然るべしとし、之も上旨を仰いで許されたことである云々、とあり。

結局定信の海防施設と、海防意見は、右の如きものとして、決して無頓着に看過されたので

はなかつた。之に見るやうに、しかし、定信は、開拓海防や海防開拓の意見には聞くところがなかつたものゝ如くである。而して、之には非議的な思想的立場において、しかも、主としてたとえば、兵要海防ともいふが如き形の海防を考へたらしく看取される。もちろん、それは、前にもいつたやうに、固定海防の消極性、保守的な専守に踞踏したものであつたが、とにかく、性格的に、兵要海防として、この思想は、爾來幕閣の實際的な施爲と思想の上に、専らなる影響的なものだつた。開拓海防や海防開拓論に取らなかつたといふ理由は、定信をも含めての幕府人において、それが必然的に開國を前提とするものであり、而して、もちろん、鎖國の祖法をやぶることなしには出来ないものだつたからである。

ところで、それにも拘らず、定信は、時の海防思想家林子平の熱烈な論議に對しては、現實には極めて冷淡だつた。この二人の關係については、後日にとかく史學者の問題になつてゐるが、しかし、私がこゝに概念とするいはゆる兵要海防の見地からするならば、定信の思想も子平の思想も、性格的には共通するものであつた。結局、五十歩百歩の懸隔にすぎない。で、次に、子平の海防論について見るとしよう。

(補註)

こゝで非常に奇矯な名稱であるが、たとえば、交易海防とでもいはねばならぬ説の主張者とし

て、杉田玄白の海防論を見なくてはならぬ。それは、主として、北境の事態、即ち、ロシアの侵迫に對するものとして、單に對露の策を建てたにすぎないが、交易開くべしとするその主張も、強ちに開國論ではなく、國防のための權宜の策としての交易であつたところに、海防論としての性格を具へたものであつた。姑く平和交易にカモフラージュして、蝦夷地へのロシアの武力侵害を緩和し轉假して、その間に、吾れの武力的な裝備を充たすべしとするもので、鎖國主義の暫定的な緩和である。玄白が問題とした要點は「交易御免あるか、船を引受け合戦して打潰すかの二途より外はなきこと」において、開鎖を執れにか決定せねばならぬ必至の岸頭に立つてゐる。しかるに、交易御免は、鎖國主義祖法の前に、幕府の不面目でなくてはならぬ。で、その「野叟獨語」に「此の國にては、先年定まる所ありしことにて妄りに他國へ通信なしがたし。且つ交易の事は、有無交易の道なるに、わが國において、その國と易ふべきものなしと御返答ありし由にて、使節をむなく御歸しありしと聞え候。今更、唐太エトロフを亂妨されしとて、夫がおそろしきに何事もなく御免しあらんは本意なく、他國へ對して御外聞よろしからず。又、わが國內の諸人の思はんところも臍甲斐なきやうにて、上の御威光の薄きに似たればなきがたきことと存ずる也」として、その困難を説くのであるが、更に「然れば、軍兵を差向けられ、御一戦あらんより外はあるべからず」といふ主戦の立場に敢然として立つても、同じやうな困難が伴ふことをどうすることも出来ない。即ち「されども、今日の世の武家内の情態を見るに、二百年近く豊かなる結構至極の御代に生長し、五代も六代も、戦ひといふことは露ほども知らず。武道は次第に衰へ、何ぞのこ

とあらん時、御用に立つべき第一の御旗本御家人等も、十が七八はその形婦人の如く、その志の卑劣なることは商賈人の如くして、士風廉耻の意は絶えざるやうなり」として、武士階級特に旗下の墮落を説く。それは、まさに幕末の維新戦において實證されたところであるが「その中にて、能き分の武藝をたしなむと申す人、弓馬槍劍は心懸くれども、是を以て立身出世御番入の元手とする了簡にて、物の師匠に阿り詭ひ、頭前を拵へ、見分の節に至り仕合よく尺二の的を射はづさず。また、猫のやうに仕入れたる馬に打跨がり、地道を恙なく仕おほすれば、その功にて御番入立身し、その後は何も彼も棚へあげおき、見向きもせず。世話になりたる師家へも無沙汰し、薄情の至極いふべからざる徒のみ多く」云々と痛罵を極めて、多くは背紫に當つてゐる。彼はまた「歌舞伎の大將同然に」或は歌舞管絃、歌俳諧に藝人化した小普請の輩を痛烈にやつつけ「町人を相手に内々にて商ひをなし」「下直の馬を商賣する思案をめぐらし」「物の御用には立つべから」ざる腰抜について慷慨すると共に「代々太平の化に浴して、次第々々に奢に長じたために、産を蕩盡して、すり切れに」なつた大名について語る。當代日本の現状は武力を頼むべき武士階級が、かくの如くにも頼甲斐のないことを痛嘆するのである。之で果して「御一戦」を覺悟できるだらうか。

しかし、一方、北侵の敵、ロシアの現勢を見る。彼は、それについて、次のやうに觀察するのである。「ロシアは、常に軍事を操練し、さて國は若し。人にて云はゞ、血氣壯んの最中にて、唐土にても毎

度手ごりせし韃靼にも切り勝ち、清朝とも戦ひしとあり。清朝の英主とよばれし康熙帝も、數度軍馬を發して戦ひしに勝敗遂に定まらず。つまるところは、しつこきに退屈して遂に和議を結び、韃靼地の邊境黒龍江といふところに分界を立て、兩地の限りとして今は互に交易をなすとなり。彼はその兵を練りに練りし事故、さしもの康熙帝さへ右の形勢にきこゆるなり」とし、その強健を力説して、之をわが國土風の類廢に較ぶるときは、勝敗強弱の數は自ら明かであるといふ。「右の如く老廢せしわが國の弱兵を以てその強兵に差向ひ、合戦せんこと如何あるべきや」と危ぶむのである。

「これらの事辨へしらぬ人は、船軍は格別、陸に上り手いたく合戦せば、手元勝負にいたりなば、わが國兵には及ぶまじと申し誇る人もあるべき也。如何にも、天正慶長のころまでの武風たくましき兵ならば、さもあるべきなり。今、衰弱の至極の世に至り、たま／＼昔物語を聞はつりし計りにて、おそらくはあてになるべからず。是ぞ老人の口ばかり達者にて、立居不自由なるを打ち忘れ、筋骨のよはりたるに心づかず、元氣立する類なるべし。これ、敗れをとるの端といふべし。能く彼此考へ合せ、事を計ふこと專一の時節ならずや」といふ。されば、和戦一途のこの矛盾を如何に穩便圓滑に解決すべきか。彼は、これを問題として、自問し、而して自答していふのである。

「つまり、交易さへゆるし給はゞ何も彼も故の如きことにして、擒も送り返すべしと申越せしなれば」こゝで、先方の要求を假りに容るゝの外はないであらう。それが、結句賢明の策である。しかし、それについては「物に耐えて且つ才氣ある人を御えらみあり、一先づ彼の領地カミシヤーツカまで遣はされ

彼地には、和語も通ずるものあるよしなれば、荒立てざるやうに對話問答して、よく／＼その情を聞出し、きて、彼の所望も能く聞き抜き、愈忽を陳謝し、偏に交易を望む趣なれば、これまでのことは、よく事情の通ぜざるより行違ありしと其所を辨別し、全く、御國威の引けざるやうに言葉を調へ、一と先づ交易を許したきもの」である。で、年を経るうちには、色々の欲望を生じて、如何様の難題をもちかけるかも知れないが、その時こそ、手切の一策、一戦に及ぶも止むを得ない。さういふ奇計謀略もあるであらう。それまでには、十年も十餘年も時日の餘裕があるであらうから、この間に士民を養ひ、軍兵を訓練し、武風を勵まして軍備嚴重に整へたら、たとえその時ロシアより攻め來るとも、防戦におそれるところはあるまい。「此度は、衰弱の時勢を察し世を救ひたまふが第一の御趣意にて、まげて交易の御成され候は、御耻辱のやうなれども、その時こそ、必ず雪ぎ給ふべし」といふのであつた。極めて物わりの可い小父さんの、穩健な談話を聞くやうな思がある。交易にカモフラージュする軍防論として解釋することができ、ところで、之に對して激しい反對をしたのが平山行藏であつた。平山行藏は、文化十三年「海防問答」二卷の著者として知られてゐるが、右の玄白に反對する意見封事の上書は、文化四年六月八日の日附になつてゐる。前年、文化三年にはフウオストフ樺太に寇し、この年には更に擇捉に寇して、北邊騷擾、幕府は蝦夷本島、千島、樺太を移管して、直轄領とした丁度その年である。彼は、上書にまづ慷慨して曰く、

「伏して惟みるに、我邦開關以來、茲に千有餘年、未だ嘗て外國の辱を蒙らず。國威宇宙に冠絶す。今

や、蝦夷の地、わが版圖に歸し、而して、強を益し、威を耀かすの功、遙かに神武に軼ぐ。豈計らんや魯齊亞（ロシアの借音）の醜虜北陸に出沒し、蝦夷を鹵掠し、また吾の吏士その地にあるものを殺し、貯蓄を掠奪す。その猖獗慘毒、惡むべく悲しむべし。また聞く、今夏賊舟數隻北海に到ると。邊陲騷擾何者の醜虜、敢てその猖狂を肆まゝにする此くの如くなるや。潛不敏なりと雖も、切齒扼腕、叨りに自ら量らず、みづから衆軍に先ち、死を北海に致し、而して犬馬報主の志を遂げんと欲す」

と。まさに悲憤の大文字である。交易によりて姑らくカモフラージュすべしとする玄白の議論の如き、弱腰の外交手段は「夫れ蠻夷は禽獸なり、それたゞ禽獸か。則ち之を伐つ術、常法の宜しく用ふるところにあらざる也」とする彼にとつてはとんでもないことだ。で、清明の世といへども、郷野市井の間には、無頼の奸民、化するといへども移らざる頑徒があるのであるから、之を驅りあつめて彼にあたらば、則ち變通、蠻夷を以て蠻夷を攻むるの術に庶幾い。則ち、これら、博徒や、破落戸や、狗盜鼠賊の輩をあつめ、且つ、囚人にして死刑流罪にあたるべきものを許してこれらを一隊の兵群として編制し、行藏にゆるすにその司令たることを以てせば、彼ら、由來その心貪狼兇惡の類、死生を辨ぜず、與ふるに小利を以てしてよく奮戦、身命を顧みず。此の卒千人あらば、以て入寇の外賊を驅逐し、蝦夷の東境すでに虜に陥るものを復するに足らむ、いはゆる貧を使ひ愚を使ふの術、而して、人を擇び、勢に任ずるの機なりと説いた。奇兵に敵を逐ふの策であるが、けだし、昇平日を久しうして、武門にその武力をたのめないとするからであつて、この點、玄白と觀察を異にするものではなかつた。玄白は、しかし、

その故に、姑らく平和交易にカモフラージュすべしといひ、行藏は、奇兵を庸ひて、堂々武力日本の國威を示せといふにあつた。「潜、愚にして策略を好み、兵譜戦策を讀むこゝに四十有餘年、攻守奇正の略において寸長あるに似たり。幸ひに准行を蒙らば、死生之を以てせむ。潜、誓つてこの賊と與に天地の間に立せず云々と非常な氣概を見せた。多くの海防論者が、單に机上に之を論ずるに對して、彼れ、平山潜は、自らその剽滅の先頭に立たんとした。そこにやゝ異色を存する。あり底にいへば、これ、當代の武門に對する不信任の表明である。それが武家政治の勸進元——幕府に容れられやう筈はない。ただ徒らに、奇人妄語を弄ぶとされて眞面目には肯かれなかつたのであらう。要するに、之は、單に兵要海防たること以上に慷慨攘夷の至誠に倚るものであつた。例へば攘夷海防ともいふべきものである。

彼は、文化四年の七月、ロシアと通商を開くの流説に憤慨して再度の上書をした。之が不可なるを痛論したもので「頃ろ、嘗て之を流言に聞く、縣官醜虜通商の請を准すありと。臣愚ひそかにおもへらく縣官必らずこの失策あるなし。而して至愚の性信疑相半ばす、胸中交も戦うて未だ自ら安んずる能はず」云々といひ、さらに「六月十九日邊報に云ふ、其國わが通商を聽さば則ち軍を收めて退かむ。若し通商を聽さずんば、則ち再び戦艦數百を連ねて兵力を以て可否を決せむと。眞にこの言なりとせば、その我を要する所以のもの尤も甚だしく、玩侮輕慢それ之を何とかいはむ。我邦開闢以來未だ嘗て聞かざるところなり」といふ。まことにこれを聞くもの「眦裂け、髮衝き、腕を扼して慷慨し、戈を揮うて北に向ひ、虜と一戦して而して死するを欲せざる者無き筈」である。匹婦匹夫の賤しき、而して愚かなるもの

死すといへども、かくの如き輕侮に憤を感じて起つは、これ皇國の氣概である。「我邦神武を以て國を立つ、勇威宇宙に冠たり。安んぞ堂々方五千有餘里の國にして、而してこの輕侮を受け命を醜虜にゆるす者あらんや」而して「守禦の要は人和を以て本と爲す。叢爾たる城堡彈丸の如しといへども、而も人心一和すれば則ちその守り必らず固し。環て攻むるもの、智勇共に困しみ、圍を解いて去るもの往々有り。しかるを況んや、我が神州六十有餘國、方五千有餘里、上下徳を一にし貴賤心を同じうせん乎、四夷八蠻、また忽必烈の蹤を追ひ、連天の船を引いて、わが四裔を犯すも、また何の畏るゝことかこれあらんや。かのロシアの如きは、彼なる哉、彼なる哉」と慷慨する。されば、彼は「慷慨に堪へず。壯心の激するところ、飢えては戎肉に餐し、渴しては虜血を飲まんと欲す。而して自ら止む能はず」即ち、「明りにその賤しきを忘れ、敢てその愚を献ず」といふ。一篇憤慨の文、純然たる攘夷海防の主張としてユニツクなものであり、玄白のいはゆる交易海防と、するどく對立するものであつた。

第四項 兵 要 海 防

工藤平助や、本多利明の開拓海防論に對して、佐藤信淵における海防開拓論は、たゞ單に、主題的な重點の相違であるが、しかし林子平の思想は、理念的にいつて、全然、海防論として

の単一な意義において観察される。もちろん、彼れの所論、たとえば「三國通覽圖説」のそれにおいて最後に、海防における経済的條件を問題にして、言葉の最も廣義なる意味における海防開拓論の類型は示してゐるが、彼においては、その思想的性格においては、之を兵要海防として特徴づけねばならぬほどに、軍防のみを主題にしてゐる。

千代ふりし書もしるさず海の國の守りの道は我ひとり見き

とうたつたほどに、外患を思ひ祖國を憂へた。彼においては、はつきり海防第一主義だつたのである。さうした兵要海防の先驅者として観察される。

安永七年（二四三八）坂本天山は、周發臺を工夫して大砲利用に一新紀元を劃し、各種砲架の考案があらはれた。而して、翌八年、それは、試射の記録をのせて「周發圖説」なる著書に發表されたが、四年のちの天明三年に工藤平助の「赤蝦夷風説考」が出てゐる。而して、翌々五年に子平の「三國通覽圖説」は出た。子平は、平助の友人として四歳の年下である。彼の海外的な思想は、平助との交遊によつて刺戟長養されたものであつたらしいと蘇峯氏はいふが、信淵の「兵法一家言」の序文によると、子平は、信淵の父信季の弟子だつたとある。多少の疑問は免れぬとしても、とにかく、かくして、信淵が子平の「海國兵談」に影響されたことも疑が

ない。従つて「防海策」の思想は、あきらかに子平の祖述の觀がある點を免れない。三國とは朝鮮と琉球と蝦夷をいふのであつて、單に、その地理的な研究書の觀があるけれども、特にその蝦夷地の部において、ロシアの侵略的態度を疑ふ第一撃を放つてゐる。而して、その翌年に出した「海國兵談」で軍備海防の緊急を痛論してゐるのであるが、丁度この年、幕府では、第一回の蝦夷地巡回を行つた。

子平は仙臺の人である。その父岡村源五兵衛は、「儀式考」の著者として、將軍吉宗の下に旗本の一人であつたが、のち江戸を去り、奥州常陸の邊を流浪して、その女仙臺侯の側室となるの縁を以て仙臺に移り住んだ。一見識をもつた徂徠學流の學者で、子平の傲岸不羈なるこの父の子として極めて當然すぎるものがある。「海國兵談」は、ロシアの南漸、北境侵迫の形勢に奮起して書かれたものだといふが、工藤球卿（平助）の序文をのせ、自序に、海國武備の根本を説く所以を説明して、「窃かに、是を日本武備志と云とも罪無ん歟」といつてゐる。

中々に、世の行末をおもはずば、今日のうきめにあはましもものを

とうたつたやうに、一篇憂國の文章であり、而して、その故に筆禍を蒙つた。平助の序文に、「憤然として志を發し、困學年あり、著書架に滿つ。皆な當世の策をいふ。この編名づけて「海

國兵談」といふ。その意おもえらく、我が國は海國也。要は海寇に備ふるにあり。故に、以てこれを目指す。その論說確實にして激切、その人を目睹するが如し。傍ら海外の奇策、古今來未だ嘗て見聞せざる者を探りて之を出す。以て我國防禦の大方を觀るに足らん。その志すところ偉なりと謂つ可し」とあり。

子平は、まづその自序に「海國とは何の謂ぞ」と自問して「地續の隣國なくして、四方皆海に沿へる國を謂ふ也」と自答し、而して海國たるの外防を説く。

「まづ、海國は外寇の來り易き譯あり。亦、來りがたきいはれもあり。その來り易しといふは、軍艦に乗じて順風を得れば日本道二三百里の遠海も一二日に走り來るなり。かくの如く來り易き譯ある故、この備を設けざれば叶はざる事なり。また來り難しといふ謂は、四方皆大海の險ある故、妄りに來り得ざる也。しかれども、その險をたのみて、備に怠ること勿れこれについておもへば、日本の武備は、外寇を防ぐの術を知ること、さしあたりての急務なるべし」

といふ。海を自然の防壁と考へる考へ方は、わが古代日本人にもあつたし、古代ギリシア人にもあつたが、それは、航海に練達しなかつた當時として、その一面を物語るにすぎない。航海

と造船が進めば、海は却つてその反對に、至便の交通路をなすであらう。こゝに外寇の道があり、従つて海防の必然性が痛感されねばならない。海國日本としての我が國は、この外寇こそ當面の假想敵でなければならぬといふ。明かに、封建國家への否定を條件として、統一的な復古國家への主張を孕むものであつた。意識したと否とに拘らず、主張されたと否とを問はず、かうした祖國觀念が彼の海防論の根柢的な契機になつてゐる。而して、この海寇に無關心なことが、日本兵學の一大缺陷たることを力説する。されば、

「外寇を防ぐの術は水戰にあり。水戰の要は大銃にあり。この二つを能く調度すること、日本武備の正味にして、唐山韃靼等の山國と軍政の異るところなり。之を知りて然して後、陸軍のことに及ぶべし。惜哉、大江匡房を始めとして楠正成、甲越二子の如き、世に軍の名人と稱するも、その根元、唐山の軍書を宗として稽古ありし人々なれば、皆唐山流の軍理のみ傳授して、海國の議に及べる人なし」云々

然し、この末文の條は立場の違ひで、非難するにはあたらぬが、子平の思ひ昇つた認識不足とも偏見ともいふことができよう。とにかく、かくして子平においては、國防のことは海防として、それは、外寇が主たるものでなければならなかつた。日本兵學の基礎も根本も、そこに

こそ築かれねばならぬ。即ち、海上権の掌握であるが、この観点からして當代現實の海防施設は、寒心に餘りあるものがある。「江戸の日本橋より唐阿蘭陀まで、境なしの水路なり。然るを、此に不備して、長崎にのみ備ふるは何ぞ」と喝破し、

「世に憂ふべきは海防の一事にあり。一旦外寇の來るあらば何を以て之を禦ぐべき。將に坐して神風を萬一に待たんとするか」

と、海防事守の怠情を痛罵して警世の獅子吼をするのである。所論とかく後世にも批判を免れぬけれども、その祖國主義の熱情に至つては、當面の人を壓倒しつくさずんばやまないものがあつた。

鎖國消極策の本格を行く中井履軒は、前述の如き蝦夷地放却論において、子平の著作にあたり散らしてゐるが、子平においては、事情は、もつと／＼逼迫したもものとして、海防は、單なる鎖國的な海防、鎖國的な打拂では及びもつかぬことを知つてゐた。今や、軍防第一に緊急な事情を促進してゐる。然らば子平においての、その對外思想、海外觀は如何なるものであつたか。

子平は、促進する外國勢力として、最も緊要には、清國と露西亞のそれに之を痛感した。ま

づ清國に對する所見を見る。

當時の清朝は、乾隆帝の清朝極盛の時代であつた。で、子平は、この清朝の勢力に、昔の元寇の如き、わが國への侵寇を疑つたのである。元は、北種として、従つて、その北邊に何らの心配もなかつた。その餘裕ある國家力を以て我國を襲つたと同様に、今や、清主内患なきの時に乘じ、且つ元の古業を思ひ合せて、如何なる無分別を起さぬとも限らない。兵數億萬の多きを恃めば日本の武威にも畏れぬだらうといふのが、その清朝を慮る所以であつた。

しかし、清人の戰鬥力については、彼は殆んど、その底を見てゐた。清朝よりも驚くべきはロシアである。特にロシアの海寇である。元來、ヨーロッパ的な認識において、その「諸國は大小の火器を専らとして、その外に飛道具甚だ多し。尤も、艦船の製妙に精しくして船軍に長じ」てゐるから、その兵力は、侮るべからざるものがある。そのヨーロッパに、新銳進出のロシアの勢力はまさに清朝以上の危惧を以て、わが北邊にせまつてゐる。人はそれを、單に北邊蝦夷地の邊策として觀するけれども、四通八達、境界のないのが水路である。海國日本の備はだから、蝦夷だとか、長崎だとか、その局部に考へらるべきではない。「昇平久しきときは人心弛むときは亂を忘るゝこと西洋古今の通病なり。是を忘れざるを武備といふ」そ

の武備は、わが國において、まさに全国的でなければならぬ。「當世の俗習にて、異國船の入津は長崎に限りたる事にて、別の港へ船を寄することは決して成らざることと思へり。實に太平に鼓腹する人と云ふべし。既に古は薩摩の坊の津、筑前の博多、肥前の平戸、攝州の兵庫、泉州の堺、越前の敦賀等へ異國船入津して物を献じ、物を商ひたること數多あり。是れ、海國なる故、何國の浦へも心に任かせて船を寄せらるゝことなれば、東國なりと油斷されざることなり」といふ。こゝに東國とは、江戸を中心としての關東地方を意味するものゝ如くであるが結局、海路は何處へでも通じてゐるといふ警世の疾呼である。で「是に因て思へば、當世長崎の港口に石火矢を設けて備を張るが如く、日本國中東西南北を論ぜず、悉く長崎港の如くに備へ置きたきこと、海國武備の大趣意」であつて「この事なし難き趣意にもあらず。今日より新制度を定めて漸々に備へなば、五十年にして日本總濱海堂々たる嚴備をなすべきこと得て期すべし」「かくの如く成就するときは、大海を以て池となし海岸を以て石壁となして、日本といふ方五千里の大城を築き立てたるが如し、豈に愉快ならずや」といふ。區々たる封建割據を打破して、日本としての統一國防に見地を置くところ、誠に一世の卓見といはねばならぬが、しかし、その故に、幕府は取らず。しかも、さうした固定海防の一途に消極の軍備を説いた點に

われらが同じがたきものがある。

とまれ、かくして子平は特に江戸灣の防備を力説する。

「ひぞかにおもへば、當時長崎に嚴重に石火矢の備有りて、却つて安房相模の海港にその備なし。この事甚だいぶかし。細かにおもへば、江戸の日本橋より、唐和蘭陀まで境なしの水路也。しかるを、之を備へずして長崎にのみ備ふるは何ぞや。小子が見を以てせば、安房相模の兩國に諸侯を置いて、入海の瀬戸に嚴重の備を設けたきことなり。日本の總海岸に備ふることなり。日本の總海岸に備ふことは、まづ此の港口を以て始となすべし。これ、海國武備の中のまた肝要なるところなり。しかりといへども、忌諱を顧みずして有りのまゝに云ふは不敬なり。言はざればまた不忠也。この故に獨夫、罪を憚らずして以て書す」云々と。この一項が彼の罪條を成したものである。行論堂々、とにかく警世の筆として、その疾呼絶叫するや、殆んど傍若無人の觀があり、憂世慨國の熱情は百世に炳乎たるものがある。しかしその罪を得た事情については、後日史家の間に幾多の疑惑を投げたが、何れにしても、子平は、この書を、工藤球卿や本多利明の如く、單に當局の内聽に達して止むことに飽き足らなかつた。而して、堂々著述に公刊して、ひろく天下憂國の士によびかけたのである。それが筆禍

の因となつた。「小子、この趣を世人の耳に入りやすからんことを希ふて、敢て卑賤を忘れ究困を顧みずして言を當世に危ふ」したことが、忌諱にふれたのである。公論を天下に布かんとしたその熱情が版木没收と蟄居の罪を得たのである。

子平所割直接の動機については、古河古松軒の入説に原づくとする雪嶺博士の説があり、定信との政見の相違によるとする藤井學士の説があり、著書上木に重きを置く井野邊氏の説があり、蘇峯氏や、古くは吉田東伍博士も大體この見地をとつてゐる。私もまた、この第三説に和するものであるが、更に第四に、岡本柳之助氏の説がある。「當時、定信ノ身ヲ以テ天下ノ諸生ヲ引見シソノ説ヲ聞クガ如キニ至リテハ蓋シ異常ナリ。然ルニ、子平ノ定信ニ謁シテ論ズルヤ、議散漫ニシテ動輕躁ナリ。要スルニ海國論ニ止マル。此ヲ以テ定信彼ノ身ヲ全フセシメントシ、又、彼レガ喋々スルノミニテ、却ツテ世道ニ害アラントシテ、此ニ至ル。名相ガ經營ノ慘澹タル、奇士ガ終身ノ謹嚴ナル識者ナカリセバ、百年ノ下何ヲカ幽ヲ闇カンヤ」とあるもの結局、子平の見解散漫にして取るべからざりしを因とすといふものであるが、極めて、警拔の見解の如くにして、しかし卒かに同じがたい。

要するに、子平の所論も、之を懲罰した定信の所懐も、その海防緊急の根本に關する限り、

結局、五十歩、百歩の同じ方向にあつた。而して、その兵要海防といふ概念的な形式においては、兩々同じ性格への類型を示した。「親もなく子なし妻なし版木なし、金もなければ死にたくもなし」と嘆いた子平の熱情は、後來、天下の海防思想の上に、先蹤としての榮譽をかちえたのであつた。爾來の海防論に、何らかの意味で、彼は、根本的な影響を與へたものである。その最も、はつきりした形では、次節に説くであらう技術海防に、その實際を見るのであつて従つて、その機運の上に、軍事技術の多くの新發明を生んだ。信淵の如意臺以後、文化十年には久米通賢の輪燧佩銃の考案、文政二年の國友藤兵衛の氣炮の發明等その尤なるものである。久米榮左衛門通賢は讃岐馬宿の人、その輪燧佩銃は燧石から着想されたもので、金石相打つて出づる火花は、あまりに瞬間的であるから、火花を若干時間持續せしむるために、鋼輪を廻轉させるやうに考案したものである。この着想は、當時ヨーロッパで用ひられてゐた燧石銃よりもはるかに進歩したものとして、當時においては、すばらしい大發明であつた。國友藤兵衛の氣炮といふのは、一種の空氣銃で、鐵製黒塗木柄付の空氣壓搾唧筒により、銃身は鐵で白檀皮包、擊鐵は弧形をしてをり、機關部は眞鍮金でつくられ、口徑二分五厘、銃身の長さは二尺五寸全長四尺六寸九分にして、玉目は一匁五分玉筒のものであつたことが傳へられてゐる。氣炮と

は國友の命名で、蘭語の直譯としては、もと風砲と呼んでゐた。「氣炮記」なる説明の著作がある。爾來、この種軍事技術の研究は、ヨーロッパのそれに學んで、いよ／＼盛んになつたが一方、子平の海防論に刺戟されたものとして、寛政七年には、本多利明の「經世祕策」が、その九年には大原左金吾の「北地危言」が出た。信淵の「防海策」は、少しおくれ文化六年の刊行である。寛政以降の軍事史を繕けば、著述に、探險に、海防の事守に、累年いよ／＼その勢を成しつゝあることが理會されるであらう。兵要海防論者としての子平の立場と影響は大きい。之は、さうしたものとて、一の發展性の上にあつた。

第五項 技術海防

この一節は、尙ほ前節の繼續と見て可い。たゞ、この二つをわかすものは、前者が、海防論の上に、多分の政治性を含んだのに對して、之は、それが段々稀薄になり、單純に海防の事守自體として、専らその軍事的な技術のみが主題になつたものである。性格的にさうしたものとて、その特色に捉へて之を技術海防といふ。もちろん著者が假定に基づくものであるが、この種の議論建白が、最も幕閣を動かした。幕府自體としても、さうした海防の事に漸く關心せ

ざるを得ない状態に追ひこまれていつたのであつた。

さて、當代のヨーロッパは、十八世紀のいはゆる重商主義の時代にあり。諸國は、いづれも植民政策による産業立國に腐心したが、その中心ともいふべきものは、即ち、イギリスであつた。ロシアと日本の關係は、さういふ情勢を理由とする以上に、特に北邊の地理的な接觸が主たるものとして相互に關心を導いたけれども、イギリスとの關係は、全く、さうした植民政策的な格衝を専らなる機縁とし原因としてのものであつた。で、イギリスが、印度を侵し支那を蠶食したことは、やがて、その植民的觸手が、わが日本にも及ぶであらうといふ不安を前提として、その來船が識者の神經を焦立たせたのである。文化五年、英船フェートン號の長崎における狼藉は前記するところであるが、その結果として、奉行責を感じて自決するあり、やがて、八年の寶島の狼藉を機縁として、遂に打拂令となつたことも前述するところである。かくて、天保九年、オランダのカピタンが幕府に風説書を以て、近く東洋十六島總督が、人數多勢引具して江戸に來るべしと傳へ、その風説を洩れ聞いた先達蘭學者の間に問題化して、渡邊華山は「慎機論」に、高野長英は「缺舌小記」「夢物語」に、いづれも英國の國情を説き、彼我の力倆を諷して、文政擊攘令の無暴を横議し、ために、いはゆる蠻社の獄を惹起したことに對しては

之も前に説くところである。

この前、その七年には、しかし、國防のことは、とにかく社會を聳動關心せしめたので、信州松代の城主眞田幸貫は、大砲七十二門を鑄造し、水戸の烈公もまた、之に着目して、矢倉奉行に命じて太田村鑄工に命じ、大砲を鑄造せしめた。之は漸次に鑄造したもので「震天動地」以下十四挺、天保十年に至りて工を竣つたものである。翌八年には、かの大鹽の亂が起つて、島原の亂後をはじめて砲銃を用ひた。定番與力坂本鉉之助は、十匁玉の火繩銃を以て、大鹽隊の大筒方梅田源左衛門を狙撃して、ために大鹽隊を四散せしめた。市街戦に大砲の便ならざるを看破し小銃を活用したのであつた。

また、この年、水戸齊昭は、西洋式の大船を造らんとして、幡崎鼎を長崎につかはし、オランダ造船書を求めしめたが、翌九年、齊昭は、大船製造の解禁を幕府に建議してゐる。

このやうな情勢に御して、天保十一年長崎町年寄高島四郎太夫秋帆は、西洋砲術意見書を幕閣に呈して建議するところがあつた。秋帆は、當時の清英戦争即ち阿片戦争を通じて痛感されたヨーロッパの脅威と洋式兵器の優越を説いて、この際天下の火砲を一變し、斷乎、洋式を採用すべしと説いた。之が幕末における兵器工業裝備の端緒を成したものととして、極めて重要な

意味を傳へられてゐるが、大糸年夫氏は、當時のヨーロッパにおける兵器工業發達の様相を説いて、次の如く語つてゐる。

「日本が、鎖國の夢を食つてゐる間に、西歐では、産業の發達が素晴らしい勢で進んでをりギルド的兵器工業は、近代的兵器工場にその地位を譲り、工業の發達は、兵器の質的改良と大量的供給を可能にした。

十八世紀初頭における佛人ウオーバンの發明によつて、小銃は槍を戰場から驅逐して近代兵器となり、火繩銃は燧石銃に變つてよりその性能を發揮し、十八世紀におけるフランスのグリボーワル將軍の野砲輕便裝架法の發明は、戰場における火砲の敏速な行動を可能ならしめた。かくて、貴族的騎兵隊に代つて、歩兵と砲兵が益々戰場における決定的要素となつた。大砲の發達による築城法及攻城法の變化は、工兵隊なる一新兵種を生ぜしめ、從來の歩騎砲の三兵種は、之を加えて四兵種となつた。兵員資材の方面でも、社會組織の變化による一大變化が起つてゐた。フランス大革命は、封建的ツンプト的限制から解放された市民農民より成る大衆的國民軍を戰場に送り出し、諸王國の傭兵軍を散々に打破つてゐた。云々。

時に、長崎の町年寄として會所調役であり兼て砲術師範を業とした高島秋帆は、當時唯一の西

歐文明との接觸地であつた長崎にあつて、このヨーロッパの形勢に熟知するところがあつた。のみでなく、元武官たりし蘭人カピタン、デヒレニューについて歩砲兵の操練、騎兵の要領、兵制、戦略、戦術について新知識を習得して、ます／＼わが軍防武備の不完全なるを痛感した。で、取り敢えず、次の要件を具して長崎奉行に建議するところがあつた。

まづ、第一に小銃の改良である。古流の火繩銃を廢しオランダに注文して現時ヨーロッパで使つてゐる燧發銃に改めることを以てした。第二には、ヤーゲル銃の購入である。燧發銃は、尙ほ命中率において不十分な缺點がある。だから狙撃用にはヤーゲル銃を採用すべしといふ。第三に、車付野戰砲、臼砲、忽砲の購入である。しかし、この建築は容れられなかつたので、彼は私財を投じてゲベル銃三百挺、獵銃五十挺、野戰砲六門、臼砲四門、忽砲三門を購入し門弟二百有餘を得て之を歩兵四小隊、砲兵一個中隊に編成し、洋式銃陣の訓練をはじめた。その九月、彼は再度の建白を奉行に上書し「砲術の儀は護國第一の武備に御座候間、普く天下の火砲一變仕候實備に相定候様御座候はゞ、吾邦の武威彌々光揚仕、御治世永久の吉瑞と千萬難有奉存候。何卒モルチール筒並に近來發明の筒有之候に付、是らは急度御備にも相成り申すべくと奉存候間、江戸表御備に成され置かれ候ては如何に御座有るべく候や」と力説これつとめ

特に江戸灣の防備足らざるを警告して、長崎の武備弱少を訴へ、地役人の輩を新兵式の下に訓練することを建議した。然るに、保守主義の鳥井耀藏は、之を以て却つて「蘭學者流は奇を好む」とし、兵器戰略悉く之を彼に學ぶは、「其の害少なからず」「西洋にて専ら利用有之候とて一概に信用成りがたき」ものだと貶しつけた。鐵砲方井上左太夫も、自己の地位に對する危惧から之を中傷したといふ。

然るに、秋帆の説大に聞くべしとして幕府に斡旋これ力めたのが江川太郎左衛門英龍である。江川の周旋により秋帆は出府して、天保十二年、武州徳丸原において砲兵演習と銃隊操練を行つて幕府の檢分を受けた。

すべて七種目にわたる新式の銃砲操練を行つたが、たとえばそのゲヴェール備打においては劍付燧發銃を用ひて銃劍突撃を行ひ、いはゆる槍隊の無價値を實證し、野戰筒においては、從來ほとんど攻城守城以外には顧みられなかつた火砲を砲車によつて縦横に引きまはして野戰における使用法を實驗し、また操練の際には、横隊隊形を用ひて號令による團體行動が一舉手一投足に動く見事な操練を見せて、あらゆる操典の上に新機軸を示した。

しかるに、その操練が見事であつただけに、保守的な批評と利己的な誣傷が旺然と起つた。

最も猛烈に反対したのは、幕府鐵砲方田付四郎兵衛の議論である。批難の要點は、ヨーロッパ式新兵器の實効を疑ひ、操練の形式美は戯にひとしいといふにあつた。殊にオランダ語で指揮するのは以ての外だと貶しつける。江川英龍は、居中調停これ極めたが、遂に及ばず。高島は私兵を蓄へ武器を備ふるの廉を以て不穩を議せられ、幽閉せらるゝに至つた。天保十三年のことで、家財沒收、長崎の獄に投ぜられ、熊本の藩士池部啓太も連坐して、翌年共に江戸に檻送された。

しかし、ヨーロッパの新兵器にとつて、技術海防に専念した秋帆の事功は、後年、幕府によつて採用せらるゝに至つた。嘉永元年であるが、いはゆる「西洋流」「高島流」兵學の鼻祖となつたのである。而して、その流統は、江川英龍によつて大成され、一方佐久間象山によつて嗣がれ、幕末の海防思想と海防の上に、最も大きな現實的な影響を残した。秋帆以來、たしかに幕末における兵器工業は、新しき裝備への端緒を啓いたが、のちに、老中阿部伊勢守は、彼を稱して、火技の中興洋兵の開祖といつた。

ところで、この年、天保十三年、佐賀藩においては、藩主鍋島直正、蘭式砲の製造所を元十五御茶屋に置き、青銅砲の製作を始めた。翌年正月には、モルチール、ホキツスル及び野戰筒

を鑄る。薩藩では、蘭式銃隊砲隊の制を採用するなど、高島は下獄しても、時情は、この種の兵要と整備が、もはや一の時代的な常識であることを示した。で、この年十一月、佐久間象山は更に幕府の海防掛眞田幸貫に防海策を上書するところがあつた。いはゆる「海防八策」の建言であつて、武備の擴張と革新を力説したものである。八策の中、最も御急務と申すは、西洋製に倣つて數百の火器を御造立になり、同じく戰艦を仕立て、水軍を習練させることであると、積極的な海軍の建設を主張した。彼は、江川英龍門下の一人として、當代の逸才であるが幕末技術海防の上に、高島、江川、佐久間の兵要論は、まさに、一世をリードするものであつた。かくの如き状態の下に、西洋兵書の翻譯移入研究は、ますます旺んになつて、困難な時情を克服しつゝ、しかし、劃期的に飛躍した。「幕末兵制改革史」に讀むと、その間の消息を傳へて次の如く物語つてゐる。

天保十一年から、嘉永五年、即ちペリー來朝の前年までにおける西歐兵書翻譯事業の中で、特筆さるべきものは鈴木春山、高野長英によるプロシア三兵戰術書の移入であつた。三兵戰術書の邦譯の中、最初のものは、弘化三年における春山の「三兵活法」全十巻で、之は、プロシアの將官ハインリッヒ・フォン・ブランド Heinrich von Brandt の原著「Grundzüge der

Taktik der drei Waffen, Infanterie, Kavallerie, und Artillerie”(1833) (歩兵、騎兵及び砲兵三兵戰術綱要)をオランダ語譯からの重譯である。のちに高野長英が譯した「三兵古知識」箕作阮甫譯の「三兵達古知識譯本」も同じ原著によつたものだといふ。歩騎砲三兵の編成、隊形、行動、戰陣、陣營の諸科にわたり、説明されたものであるが、この書の譯刊による近代兵學の移入は、江戸時代傳統の軍學に對して、まさにエポックを劃するものであつた。而して、更に、弘化三年、長英と春山の共働によるといふ「兵學小識」四十四卷(學門十四卷、戰陣術三十卷)の刊行を見た。プラントの右の兵書を中心にオランダ兵書の集大成で、實に雄大なスケールのものであるが、この間、別に、夥しい兵學の述作が、多くの人によつて著はされてゐる。試みに同書の記載に計へると、戰術書に二冊、砲術書に十三冊、海軍關係造船術に關するものとして三冊あり。これはその主たるもので、まだ、幾多この種の兵書がつくられ、移入され、翻譯された。以て、技術海防への時代的な發展を見ることができらるであらう。いはゆる象山の「東洋の道德、西洋の藝」として、西歐兵學の移入は、その技術海防の上に時代的な關心をよび生じた。この傳統をつたへてのちに歐式海軍の建設となる。之は海防策として、最もプラグマチックなものであつた。

第八章 海防思想の發展

寛政頃からのち、文化文政頃までの海防思想の擡頭と展開は、ほと右の如きものとして、そのやうな様相にあつた。こゝで、以後の外國的な交渉を顧盼しながら、内國的な事情の發展、特に海外知識の移入について更に一瞥する必要がある。その上でこれらの海防思想が、如何なる様相において發展したかを見ようとおもふ。

第一項 蘭學の發展とその性格

蘭學における兵書の翻譯移入公刊については、前にほど述ぶるが如くである。元來、蘭學發達の經路を見ると、醫學がまづ先驅となり、次に天文學にその發達の緒を萌し、その他の諸科學が之につづいて、兵學はやゝ遅れた。しかし、最も典型的な發達を示したのは醫學と天文學と兵學で、その地位も最も重要なものであつた。それらは、その實効の上において、鎖國幕府といへども、拒むことのできない實學的の性格においてあつたからである。即ち、醫學は、人

間生理の實證と治療の實効とに對して、天文學は曆算の正しき確定に對して、而して、兵學は實際海防の上に、何れもその技術的な必要性が、それらの科學を呼び生けた。しかも、それらと共に、一般に廣汎な科學の分野にわたつて、幕府自身、油斷なく泰西のそれを取ること忘れぬやうに時勢は自らなる發展をして行つた。長崎東郊鳴瀧のシーボルト塾に行はれた教授と學習の方法と成績において、その進歩は驚くべきものあり、あらゆる點に立派な科學の方法が用ひられた。自然の科學的把握の努力であるが、かくして、科學の領域は、技術的な要求に基いて益々擴がつて行つた。科學の正確性と技術の實効性とは、蘭學即ち洋學の地位を不動のものとしたのである。で、私は、今こゝに、文化文政以來、嘉永安政に至り、更に引つゞき明治にまでも發展的に系統を傳へるいはゆる洋學の發展について、委曲を語る餘裕がないが、要するに、それは、日の出の勢で發展して行つた。特に、安政開國ののち、また俄に積極的な展開を示してゐる。

ところで、この蘭學の勃興は、やがて、儒教思想に對する批判に進む傾向を示した。のみでなく、鎖國主義そのものへも、根本的に批判的な否定の態度にあつた。(註一)幕府は、この矛盾傾向の上に、相當苦慮せざるを得なかつた。その實効性に未練はもちながらも、それが、有力な批

判力に成長して、幕府的傳統の諸條件を破壊することをおそれたのである。

そこで、幕府は之を壓迫して、その一方では之を統制する方法をとつた。民間に起つたそれを、官府に集中するの策を取つたのである。このために、産業技術とまづ切實に結び付かねばならぬ筈のそれが、さういふ充分の基礎條件が出来上つてゐなかつた事情と、一方、當面切實の要求に引きずられて、洋學は一般に幕府の統制を中心として發達する方向をとり、特に兵要技術への方面において、この傾向への跛行的發展を遂げざるを得なかつた。率直にいつて、今日の我々が常識とする科學の分野が、當代すでに出揃つてはゐたが、しかし、特に兵學への發展において、急進的に跛行したのである。従つて、海防と海防思想の發展といふトピックにおいて觀察して行くと、前に、私のいはゆる兵要海防、技術海防への幕府自身の推進が目立つて來る。(註二)かくして、特に注意されるのが、江川と象山の海防思想とその展開であつた。

(註一)「蘭學者の中で最も反封建的であり、批判的であつたものは、純粹の自然科學者ではなくして何らかの形において、新世界觀を有してゐた者であつたといへよう。すでに、新井白石の態度の中には新世界觀との關聯が觀られよう。新世界觀の獲得は、實學としての蘭學から一步を進めて、歐羅巴における諸科學隆盛の狀況に想を致し、且つ何故に、かゝる隆盛を齎したるかを考察し、其の考察を自國內に

向ける時、國內政策を批判せざるを得なくなり、茲に新世界獲得の起縁が與へられる。——この批判の一步前進は鎖國政策の論難に及び、一轉して開國論の主張に至らしむるのである。封建思想の中心支柱である儒佛に對する批判は、蘭學勃興の出發點たる封建社會の自己補強策への否定である。開國論の主張がそれである。封建體制存立の根幹に批判の劍を突立てたのである。(蘭學者に於ける)開國論の主張は、自己の基體に反逆であるが故に、歴史の悲劇が伴ふのである。寛政四年、露使ラクスマン來朝し通商交易を求めたる際、老中松平定信は、わが國は切支丹邪宗大禁の國なる故を以て之を拒絶したるに對し、「今にあたりて魯西亞と交易を爲さざるを思ふは、何ぞ愚ならずや」(司馬江漢の春波樓日記)云々と司馬江漢の開國主張を見る。その他渡邊華山、本多利明、鷹見泉石、林子平等當時苟も蘭學を學び海外事情を知るものは、等しく開國の避くべからざることを看取してゐた。此らの中、渡邊華山、林子平等が、その開國的主張の故に禍を蒙つてゐるのは周知の通りである。其は勿論、蘭學者と抗爭の立場にあつた儒學者達が、之を誣ひたる點も考慮さるべきであらうが、封建體制の根幹に觸れ、特に渡邊華山の如き、西洋諸國の事情に通曉するは今日の急務なりと斷じ、西洋諸國にはわが國の如き「獨尊外卑自ら耳目を閉て井蛙管見の弊風なく」と儒教の華夷論により、國を鎖ざして自ら尊しとする鎖國政策への痛論を見る。華山のこの尖鋭な開國主張こそ、羣社の獄の厄因を成したのである。然し幕府は已に自己の企圖した補強策を乗り越えて進むものには所罰を加へた。文政十二年のシーボルト事件は之が代表的悲劇である。シーボルトに日本地圖を贈つた廉によつて厄を蒙つた高橋作左衛門景保は、開國論者で

はなかつたばかりでなく、文政七年英船打拂に關する上書を提出し、又ケンプールの日本史中より譯出した蕃賊排擯譯説にも、耶蘇教に對する依然たる邪教觀が見受けられた。かゝる彼が厄を蒙つたのは、蘭學それ自身の有する批判的性格によるものであり、更に對外關係の切迫は、國際的契機としての役割を自然と前面に押出さしめる。幕政に對する批判の契機となつたためであつたともいへよう。渡邊華山の場合は、之とは些さか趣を異にしてゐるが、彼にあつては積極的意識的な鎖國に對する批判、開國への主張が見られる。彼の場合には、海外勢力の促進が強き刺戟を與へた。海外事情が闡明せられればせられるほど自己の地盤に目を向けなければならなくなる。鎖國の維持すべからざることが益々闡明せられ、開國の主張となり、蘭學が國際的契機として意識的に考へらるゝに至つた。蘭學勃興の基礎條件を否定して、開國による新しき生命を肯定せんとする衝動が現はれるに至つた」云々(藤井信氏「蘭學の歴史的使命」)

(註二) 幕末の海防論が、契機的には、主としてロシアの北境侵迫と、その經營警備の論に出發したことは前述したが、更に、之については、英國の東漸、英船の東海出沒が、わが國際感情の上に、切實な緊迫感を與へた。それも前述するところである。而して、それは、フェートン號事件、特に寶島事件以來、幕閣を非常に刺戟して、文政八年の擊攘令となつた。更にについては、モリソン號事件があり、天保にいたり阿片戰爭の衝擊がある。而かも、のちに天保薪水令に豹變したが、之はしかし、その形式の上に、開鎖をわかつ分水嶺の如き意義をもつたけれども、本質的に、動機的に、鎖國祖法の上に何ら

かの豹變を考へて、成されたものではない。要するに、之も鎖國主義を守るためであつた意味では、撃攘令と同じ志向のものにすぎない。志向としての開國の前提ではなく、却つて、鎖國主義への補強のため、或は率制的な手段なるにすぎなかつたのである。従つて、ペリーが來て、遂に開國するまでのそれ以前における海防策は、あくまでも、この鎖國海防の支持を主眼とし、その限りに於いての、泰西的海防技術の利用であつた。いふまでもなく、だから、當代の海防思想は、その限りの志向と現實に踏み止まるべきことが強く根本的に要求された。しかしこの點に、免るゝ能はざる矛盾と撞着がよこたはる。それは、前註において見たやうに、蘭學そのものゝ上に、矛盾する性格として嚴存するものであつた。新しき優秀の海防手段とその活用においては、鎖國の祖法と扞格するのは、性格的な宿命である。兵要技術海防論者として特色づけられる、秋帆と、秋帆門下の江川、象山においても、それは免るゝ能はざる必至の傾向であり性格であつた。けれども、幕府は、この矛盾を何とか乗り越えて、——つまり、鎖國は斷行繼續しながら、その新しき科學と技術だけは使はうと考へた。自然、蘭學の官府的統制となる。ペリー來航以前における、幕府海防の事功と思想は、すべてかくの如きものとして、いはゆる私の技術海防へと嚚進する。而して、それは、皇國海軍建設の上に、實際的な技術上の貢獻を遺産的に維新政府に貽したものである。

第二項 兵要技術海防の發展

弘化三年八月二十九日、朝廷よりする外憂の御沙汰書が、始めて幕府に致されたことについては前述した。この年、水戸齊昭も封事を（おそらくは幕府に）上つてゐる。而して、その前々年、弘化元年には、越前大野藩主土井利功により新たに明倫館が建てられて文武の教場とすると共に、西洋砲術を學ばしめた。幕府は、下澁谷に大砲稽古場を建て、稽古の方式を定めたが、赤坂今井谷砲場も設けられた。即ち、アダムデオンによつて、輪胴拳銃が發明された年である。御沙汰書の下つた三年には、薩藩の島津齊興が鶴江崎に鑄製方を置いて青銅砲の鑄造をはじめ、大塚同庵は、西洋砲術を以てその學塾を建てたが、三奉行、大小目付、林大學頭等に命じて、幕府は、外國防禦處分の策を議せしめた。蓋し、黒船の影は寛政ごろから漸く脅威的になつて、露國との交渉は文化年間から頗る面倒となり、英船は文政年間に常陸に來り、また浦賀にあらはれ、米國の捕鯨船も、しばしばわが沿海を來往した。天保年代、英清の葛籐あり琉球問題あり、弘化年間にはオランダの忠告があつて、流石に幕府もこの外患に無頓着でをれなかつたのである。

嘉永元年、外船、對馬や南部津輕や、松前等の沿海に出沒するもの多く、幕府は、高島流砲術を西洋流と改稱して實彈發射の操練を許したが、二年海防の修築訓練大砲の操術等頻々として令あり、その九月には、砲術稽古の儀を令した。即ち、この年、閣老阿部伊勢守は、諸有司に令して、その群議に聞き、海防策を進言せしめた。代官江川太郎左衛門が急務三條を上陳したのはこの時であり、その五月、彼はまた農兵の議を上書してゐる。この際、浦賀奉行以下、幕吏の復命上書については、後説に註記するとして、^(註)こゝでは、まづ江川の海防論から見るとしよう。

前説したやうに高島秋帆を幕府に推薦したのは彼であつた。華山、長英、坪井信道、伊東玄朴、杉田成卿、箕作阮甫等、當代錚々たる洋學者に交はつて、幕吏としては最も進歩的な傾向の人であつた。常に秋帆のために、その立場と思想と、新兵學を辯護した。そして、下曾根金三郎等と共に、その門下の逸材として知られる。しかし、秋帆と彼とは、開祖と大成者との關係において、その同功一體が稱せられてゐる。伊豆葦山の一代官にすぎないが、しかし、元來の名門で、遠く源滿仲に祖を出で、はじめ、大和に居て宇野を稱したが、九世親治伊豆に移り住み、廿一世英信より江川を名乗つた。英龍太郎左衛門垣庵は、その三十六世の主である。

英龍の海防策論は、だから、世上のこの議論に亞附し、或は學んだものではなく、當時、下田を擁して、國際的要衝の地であつた伊豆國に代官であるといふ自己の職責に顧みて、その實際上の國土守護の觀念と事功に出發したものである。で、彼の海防論は、専らまづ、伊豆沿岸に對する實行的な防備を主として語られる。乃ち彼が秋帆に傾倒したのは、一に、その新銳の技術に學ぼうとしたものであつた。

天保八年正月、彼は伊豆の防禦について建白したが、その要領は、伊豆外洋に斗出して、その外寇の往來極めて自由に、しかも東航半日にして江戸に至り、西行一日航程にして大阪に至る重要な扼喉である。しかも、その州域はせまくとも、陸行江戸にちかく、而して、地勢重嶺山峽參差して要害甚だ據るべし。で、もしこの扼喉を唐突にして犯し、上陸して、この山險に占據せば、以て賊跳梁の基地たるべし。「峰高路狹、險阻崎嶇、此方要害の地却て賊等の利と相成、主客の勢相反し申すべく」といふのがその警戒の主意であつた。だから、日本海防のこと、まづこの地を中心として、最勝義の優先的處置を講ぜざるべからずといふのであつた。松平定信、伊豆を巡遊して下田、須崎、伊濱、柏久保、葦山等、都合五ヶ所に御備場を置いて銃砲百門づゝを並べ立てるけれども、軍防の上には未だ薄弱を免れない。さうした薄弱な固定防

禦は、殆んど役に立たないから、港灣の要所に軍船を配して、彼らが大學侵入上陸の船溜り、足がかりとするを防ぐ必要があるといふのであつた。而して、彼は、この建議に於て、軍船の造立、御備場築立の儀、大砲の鑄造設備特に西洋砲術の取用について大に力説するところあり防備の人卒については、八王子千人同心を奥伊豆に移住せしむべしと説き、伊豆の國に對して伊豆七島は「繋ぎの城」として大事の場所だから、之も防禦裝備を必要とするといふやうな議論である。天保八年代の所見として、之はたしかに江川の先見を示すものであつたが、次いで嘉永二年、阿部閣老幕吏の群議に海防を聞くとき、彼は急務三條を建白したことを前述した。江川が、いはゆる反射爐を葦山に築くの前年である。因みに、江川と同じ年に、佐賀藩でも、新に反射爐を築き、鎮臺を築き、鑄砲工事を始めてゐるが、翌四年には薩藩でも製煉所を設け反射爐を築いてゐる。このころ（五六年の交）江川は、雷管を完成して、片井京助をして雷管銃をつくらしめ、武州海岸には、大砲演習場が立てられたが、これより先、天保十年、江川は命ぜられて、鳥井耀藏と共に、相豆房總の沿海、外寇防禦に必要な地點の巡察を行つた。歸來その四月、幕府への復命書が防禦三段の方策である。五月、更に外國の事情を具申するところあり。それは、蘭學者流從來の妄見を打破して、ヨーロッパの諸國が、富有の國であることの

誤りをたゞし、實は經濟的に打破せねばならぬ困窮の中にあり、その故に、彼らの帝國主義的野望が、生命線の擴張として、必要のものであり、必死の行動であることの、資本主義的積極性への傾向において、東漸が存外根強く、經濟的意圖を含むことに對して、警しめたものである。まづ、この經濟觀に立脚して、それに基づく帝國主義への野望を見抜いたのは、當時として江川の達見だといはねばならぬ。彼は新兵器による西洋の軍事的な力を重要視して、大に之に學ぶべきことは力説したが、しかし「是まで、夷人共少々づゝの上陸亂妨等有之候趣勘考仕り候處、形を以て之を凌ぎ、勢を以て是を求むるにこれあるべく候間、此の上、如何やうの儀御座候とも、夫々御備向相立居候上は、聊か御懸念これあるまじくと存じ奉り候」云々といつて、之に備ふるの途を以てせば、怖るゝに足らずとし自信すると共に、しかし、その自負の故に、この自信を鞏固新鋭な海防策の建設の上におくべきことを力説してやまない。要するに、その性格において、彼はあくまでも當代の兵要論者であり、技術海防の思想に立てこもつた軍防論者であつたといはねばならぬ。たゞし、これから十數年のうち、嘉永六年にいたつて、アメリカの新勢力が、やがて鎖國日本への壓力となるであらうことには、このとき、彼はまだ思ひ到らなかつたらし。

天保十二年十一月、英龍は幕府に稟申して、初めて葦山において銃砲を鑄造した。この年、水戸齊昭も砲七十二門をつくり、久米通賢は、ドンドロ撃發發火器を用ひてゐるが、老中水野は、天文方に命じてオランダの政書兵書を翻譯せしめてゐる。翌十三年、秋帆江戸に檻送さるるの年、八月十日、彼は、高島流砲術指南の儀につき稟請して、九月六日その許可を得た。即ち、彼について砲術を學ぶもの多く、まつ先にその門に徒遊したのが佐久間象山である。門下に徒遊するもの、旗下の士、外二十六藩の士に及んだといふ。この年十月、彼は更に稟請して請に應じて大砲を製作せんことを以てした。許されて、爾來、諸藩に大砲鑄造の依頼を受けた。かくして、全國的に、大砲の裝備を意圖したのであらう。この年、十一月、修理象山は、海防掛眞田幸貫に防海の策を建白した。幸貫は、定信の子として、出でて松代城主眞田氏を繼いだ人であり、而して、象山はその藩下にあつた。天保十三年九月、江川の門に入つた彼れは、その交友上田藩士赤松水谷に、次のやうな書翰を送つてゐる。

「豆州葦山の江川縣令に出會致し、はからずもフランス法の火術の談に及び、一通り承り候處、是まで世間に有之候砲術とは格別の事と存せられ、何れにも先んじ彼を知り己を知り候を兵の本と致し候事故、近來彼にて専らと致し候術を得候て、夫につきて勝を制し候義を考

へ申度、其門に入り候て研究致候に、益々實用有之事どもにて、當今の武備是に過ぐべからずと存候故、寡君へも其段申候て足輕のものを借り受け、銃陣等習はせ進退致候處、彌々面白く覺え申候。常の歩卒にうたせ候鳥銃も、製法異常にて、火繩なしにて打ち申候。風雨の節も差支なく打て申候様作り候もの也」云々

と。而して、入門間もなく、彼は、その防海策を献言したのであつた。それによると、彼は外夷に備ふるの急要を説いて、

「むかし、天平勝寶年間、もろこしにて安祿山の變御座候時すら、皇朝にて西海に戍備を増され候こと舊史に見え申し候。祿山の變は、たゞもろこし域内のみのことにて聊か他に預かり候儀に無之候へども、かく、その備を設けられ候義は、全く古代君相の御遠圖と深く感服仕候儀に御座候。ましてこの節のイギリス夷においては、その猖獗兇悍、祿山の比に御座なく候。唐を隔海の諸國に遅しく仕候事、このたび、もろこしと戰爭に及び候一事を以ても相分り候事に候へば、よく／＼彼我の勢を審かにし、格別に御心備御座なく候ては叶ひ難き義と存じ奉り候」云々

とあり。まづ兵防遠圖を審かにしてゐる。而してその敵はまづイギリスであつた。英夷の野心

謀略は「實に相違なき儀」で、漂流にことよせ、漂流者送還に事よせるは「皆夷人の謀計にて兵威を以てわが朝廷を奉劫」るもの、オランダ人の風説は、單に風説たるに止まらず、實を傳へたものとして開流することできないものである。「そもく、彼國はたゞ利に走り候習俗」で、唯物主義の固まりである。だから打算のない戦は必らず仕掛けては來ない。どんなに日本に對する讐怨があつても、遠洋わざん、兵艦を差向けるやうなことはない。ところで、當代においてはその事情が違ふ。蓋し、イギリスは支那と事端をおこして、その兵艦は東洋に遊弋し派遣の軍卒も少くない。だから、一葦帯水の日本にむかつて、その觸手をのばさんことは、全く事の序で、一舉手一投足のことにすぎない。野望警しむべきは、實にこのやうな逼迫の事情に基づくものである。で、かくの如き、野望を孕んで恒心なき彼に向つての、我が禮讓の態度は、むしろ意味を成すものでない。國際信義も外交の禮接も殆んど無意味であり、無益である。彼らの眼中、たゞ利あるのみ、然らば彼らを待つのは自ら分明であらう。通商交易の如き、彼らが切望するところであるから、氣安く之を許せば可いやうなもの「堂々たる神武の本邦を以て、是まで久しく御拒絶御座候ひしイギリスに、この度の兵聲を懼れ、容易に交易の義をおゆるし御座候と申候ては、春秋傳にはゆる城下の盟同様にて、公儀の御耻辱此の上もある

べからず。之によりて天下の剛大正直の氣もくじけ、神國尙武の御威儀も衰弱仕り、始終外夷の輕侮を來し候て、その弊あげていふべからざるに至り申すべし」といふのであつた。しかも外國との交易は、我に失つて彼に得する。その害は、夙に先達が看破して注意するところであるとする。即ち、象山は、海防技術の上に泰西の新知識を要望したが、決して開國論者ではなかつた。しかも、イギリスへ許すは、ロシアの嫉妬を買ふだけである。しかし、一概に之を拒絶すれば、或は、事端を發して一戦の止むなきに至るかもしれぬ。我れに備あり、勝算あらば一戦も敢て顧みるところではないが、現状を以てしては、到底危惧なきを得ない。従つて、この際「如何やうにも御國力をつくされ候て、御武備を御嚴重に設けられ、自然と虎狼鬪鬪の心を消阻し長く生民糜爛の禍を免かれ候やう御計策」あるの外はないといふ、はつきりした武裝平和論であつた。その一節にまたいふ、

「微賤の私など、公儀御廟堂の御大計を彼是と申上候は、實以て恐入候義に御座候へども、外寇の儀は、國內の争亂とも相違仕り、事勢により候ては、世界萬國比類これなく、百代聯綿とおはしまし候皇統の御安危にもあづかり候事にて、ひとり徳川家の御榮辱にのみ係はり候儀に御座なく候。神州閩國の休戚を共に仕候事に候へば、生をこの國に受け候ものは、貴

賤尊卑を限らず、如何やうとも憂念仕るべき義と存じ奉り候」とあり。徳川の社稷の如き、この祖國大患の前に、殆んど意味なしとするところ、彼が潤達高邁の卓見を見るべきである。その尊皇的な祖國主義こそ、彼が海防論の眞諦であり、いはゆる兵要海防論者に伍して、その師江川などよりも高く買はねばならぬ理由はこゝにある。彼が江川に懐かなかつた點もそこにあらねばならぬとおもふ。

しかも、幕閣にその人なく、廟堂に外憂の士なし、この荒怠を如何。たゞに、外憂の士なしといふのみでなく、實際上の海防とその施設に疎漫を極め、ひそかに寒心にたえないものがある。今にして、兵を練り、武を備へずんば、以て慄悍の外夷は、いよ／＼我を輕侮して神州の地を蹂躪するであらう。片舟水軍の備なき現状においては、容易に日本領海の制海權は、彼らに欲するまゝに、ために江戸海運の要路を阻絶することともなるにちがひないと。かくして、彼は、著聞する、いはゆる海防八策の論策を立てた。云く、

其一 諸國海岸要害のところ、嚴重に砲臺を築き、平常大砲を備へ置き、緩急の事に應じ候様仕りたきこと

其二 阿蘭陀交易に、銅を差遣はされ候こと暫らく御停止に相成り、右の銅を以て、西洋製

に倣ひ、數百千門の大砲を鑄立て、諸方へ御分配御座ありたきこと

其三 西洋の製に倣ひ、堅固の大船をつくり、江戸御廻米に難破船これなき様仕りたきこと

其四 海運御取締の儀、御人選を以て仰せ付けられ、異國人と通商は勿論、海路すべての奸謀きびしく御糺し御座ありたきこと

其五 洋製に倣ひ、船艦をつくり、専ら水軍の駆引を習はせ申したく候こと

其六 邊鄙の浦々里々にいたり候まで學校を興し教化を盛んに仕り、愚夫愚婦までも忠孝節義を辨へ候やうに仕り度候こと

其七 御賞罰いよ／＼明らかに、御恩威ます／＼あらはれ、民心いよ／＼固結仕り候やう仕りたく候こと

其八 貢士の法おこし申したきこと

就中、近日蘭人より申上候趣承知候へば、右八策の中、尤も御急務と申すは、洋製に倣ひ數多の火器御造り立て候と同じく船艦を御仕立て、水軍を習はせられ候との二事と奉存候。まづこの二事を御起し遊ばされ候節は、餘事の分は随つて舉り候儀もこれあるべくと奉存候」といふものであつた。この外憂に對して、その第七條に、特に高唱して上下一致、國民の一體

團結をいひ、總力戰的態勢への要求を求めてゐる點など、從來あまり注意されなかつた條項において、特にわれらの注意を喚起するものがある。而して、更に、兵器と船舶の製造を絶叫して、水軍の建設成形を力説するところ、從來の海防論が、一に固定海防に専らなりしに對してまさに卓見といはねばならぬ。

而して、われらは次に水軍の建設についての下の如き議論を、またその上書の一節によむことができる。

「西洋製の船艦御造立と申す儀、これまで公儀の重き御規定も御座候へば、尤も容易ならざる儀とは奉存候へども、右の外、外寇防禦の策これなきに極り候はゞ、たとひ、これまで如何ほど重き御規定に御座候とも、天下の安危には替え難き義と奉存候。畢竟御先代様にて、右重き御規定を立てさせ候も、天下後世の儀を厚く思召され候ての御事に候へば、御當代様の御物數寄等にて、右を破らせられ候はんには、如何にもすませられまじく候へども、天下のために立てさせられ候御法を、天下のために改めさせられ候に何の御憚りが御座候べき。平常の事は平常の事に従ひ、非常の際は非常の制を用ひ候事、和漢古今の通義と奉存候。戦艦御座候て、水軍の鍛練だに行届き候へば、彼より不法に振舞仕り候節、片甲をも残さず鏖戦

を遂げらるべく候へども、彼らをして、自然と憚畏を生ぜしめ、神州を覬覦仕り候念を絶たしめ候様仕候が眞の天上の策に御座候」云々

とあり。大船製造の禁を解いて、水軍の建設をいふ。その言、きはめて適切にして、筆に風霜を夾むの概がある。而して、彼に従へば、わが國において、西船の造立は、一般に失費が多い状態に顧みて、須らく、之をオランダに購求するの簡捷なるに如かず。水軍の鍛練には、外人を雇備すべしといひ、その費用まで委曲を説明してゐる。しかも、大船の建造と運用が經濟的な見地からして、非常に利益であることを縷々説明してゐるが、その鍛練について、「本邦の人は萬國にすぐれ候て器用の性質に御座候へば、御世話の届かれ次第、大船のあつかひ方も暫時に功者づき申すべく候」といひ、或は、「本邦の儀は、地球中比類これなき靈慧の國にて、疆域の大なるところこそ、もろこしロシアにゆづりも仕候へども、土壤の豐腴と、人民の智能にいたり候ては、實に諸州にすぐれ申し候」とうたつて、わが國民性における文化的な才能の優秀を説き、容易に、泰西文明を吸収して、尙ほ且つ出藍の譽あるべきを自信し自負する。かくの如き優秀の國民に泰西新銳の知識を與ふるならば、靈慧以て世界に覇たるべきは明かといふ。事實は、まさにその通りに今日に發展した。

彼はまた、大砲鑄造についての方策を委曲説明して、特に銅輸出禁止を訴へてゐるが、海防の固定的な施設については、獨特の兵略を述べて、いはゆる勞逸の説を成し、而して云く

「是により、本邦六十餘州の内、無海の國、上野、下野、甲斐、信濃、飛騨、美濃、近江、大和、山城、河内、丹波、美作を除くの外、五十六箇國を以て、大略、諸葛亮が八陣の法に基づき、大八陣と仕り、無海の國十二と、大湊七ヶ所に御備御座候水軍の御勢を以て游兵に象り、有海の國といへども、海に遠きところは、無海の國の例にならひ、無海の國も海岸に近きは又有海の國の例に准すべし。すべて八陣の大意を主とし、觸るゝところ首となり候やう仕り、邊海すべて勞擾の患なく、游兵の外は北方を以て南方を勞せず、西方を以て北方に役せざるやう御座ありたくと奉存候」

と具申した。「左候は、たとひイギリス、ロシア等力を合せ、八面より兵を向け候儀御座候とも、兼てより此所に御定策御座候は、我の彼に應じ候もの、綽々然と餘裕有之候て、決して域内奔命に疲れ候の患御座あるまじく」といふのであつた。

彼はなほ、のちに、統一國軍の必要を説いて、封建制に、根本的な批判をさへ加へてゐるがそれは後説するであらう。とにかく、かくして彼は蘭人傭使、外船購入、大船の製造解禁を條

項として、極めて實際的な、机上の空論でない海防論を、縷々切實に立論したが、それはみな一瞥の顧眄をも得ることなくして空文に歸した。當代、その人がなかつたといはねばならぬ。彼は、攘夷を説いて必らずしも鎖國主義者ではなく、といつて泰西流の兵要學者として開國論者でもなかつた。そのために、特異な彼の存在性がある。が、高島秋帆に正しき流統を引く幕末兵要海防の思想は、彼によつてかくの如く發展せしめられた。即ち、秋帆が、あくまでも技術海防の世界に終始したのに對して、彼の兵要論は、前にもいつたやうに、必らずしも政治的意味を含まぬ兵要論自體としての發展において、封建制度そのものゝ根本的な批判にまで展開するのである。しかも、その兵要海防の思想は、のちに、時代に伴ふて幕府の開國海防の上に如實に、具體的に實現されて行く。嘉永六年八月、秋帆はその幽囚八年の閉居を解かれて、幕府に重用せらるゝに至つた。この趨勢に見て、兵要技術海防の事實的な展開を、そこにも見ることが出来るであらう。

われらはこゝで、更に、江川門下の象山の相弟子、大槻磐溪のそれについて知らねばならぬが、その前に、國防の上に、艦船銃砲を必須とするといふ兵要思想を古賀侗庵の「海防臆測」について一顧せねばならぬ。

倭寇は、まづ渺たる洋中に孤立する本邦がその地位よりして必らず船艦銃砲を必須とすることを力説し、世には、大水戦は異人の長ずるところであるけれども、陸軍はわが精銳として、他に比類なきを唱ふるものあり。故に、敵を海上にむかへず、上陸を待ちて電撃襲撃すべしといふものがあるが、之れ二百年前の俗を以て今日に語るもので、泰平久しうして士氣萎靡せる今日に施すべきものでないとする。

そも、銃砲は、兵器の新銳として看過できないものであるが、邦人おほむね之を賤士小卒の末技と見なして、學ぶものがない。しかし、更に一步を進めて、船艦艦艦に銃砲を備ふるときは、その精銳よく海を壓して、従つて、寛永以前における優勢を挽回し、南洋の貿易もまた盛んになるであらう。これ、祖法に違ふ如きも、決して然らず。古に閉づると今に開くと、その形は同じくないけれども、共に國家保全の目的に出で、その旨意必らずしも扞格するものでない。徒らに舊法に墨守するは愚の骨頂である。しかも、切支丹のマニアをおそれるけれども、ヨーロッパの呑噬の有様を見るに、兵を以てして教を以てせず、教法を以て敵を蠱惑するは、往昔のことに屬すとして、鎖國の舊習の捨つべきを主張し、開國を力説した。たゞそのためには、特に銃砲戦艦による軍備の裝定が要求されたのである。帆足萬里の「東潜夫論」など

におけるが如く、大砲さへあれば、おそろゝに足らないとする至極簡單なものだが、しかしさういふ風に、外夷は大砲で片づけると考へる他愛もない考の中に、實は、武力においての非常に自信的な自負を窺ふことができる。結局、外寇の力を、さうした他愛のないものに考へたところに彼の祖國的なプライドと自信があつたと考へねばなるまい。蘭學者の中には、海防を叫び軍備をいひ、兵要を論ずる中にも、はつきり開國を主張するものと、敢て閉鎖をいはぬものとあつたが、倭寇の如きは、はつきり開國を主張して時勢と共に推移すべきことを求め、積極的な海への發展において、國防力の充實を考へたところに、やゝ異色があつた。いはゞ、類型的には彼も開拓海防論者の一人といふことが出来よう。とにかく、新兵器としての銃砲の威力は、直ちに理會されさうなものだが、いろ／＼な海防論者が、その必要をしつこく揃つて力説してゐるところを見ると、幕府は、之に對して甚だ微温的な態度をしか取持してゐなかつたものゝ如く見える。結局、内國的にも閉鎖的であつた封建制度の治下においては、その威力を知れば知るほどその流行をおそれたのかもしれない。即ち、大船製造の禁と同巧異曲の志向に基づいて、より切實には、幕府の自衛的動機が強くと之に躊躇を要請したのではないか。

それはさておき、嘉永四年には、象山は「礮學圖編」を撰つた。そして、江戸に定住して、

砲術の一派を立てたが、これより前、嘉永二年の十月三日、大槻磐溪は意見書を綴つて「猷芹微衷」と題した。その五月八日老中阿部伊勢守の海防に關する論文に讀み、その憂國の虚懐に感激して書いたものだといふ。磐溪は蘭學者として知らるゝ玄澤の子である。總て五篇に成りその第一編が海防篇であるが、兵要軍備のことはその來らざるに備へて、内自ら固うするにありといふ象山などの議論とあまり遠くはないけれども、とにかく、江川門下の高足として、象山と共に一應語らねばならぬ一人であらう。

まづ、彼は、速かに令を下して沿海の諸侯と所在の縣令をして、その要害に新たに城壘を築かしむべきことを主張してゐる。「その製、一に西洋の新式に倣ひ舊法を雜へず」とあるが、更に説明して、

「我れ、俯してわが沿海の形勢を察するに、往々、淺砂暗礁、大艦の泊すべきなし。その城壘を築くべきもの東北海に通ずる、蓋し二十餘處にすぎず。而して、淺砂、暗礁また小船の來らざるを保すべからず。則ち、宜しく各々土兵を設け、護胸壁を置き、在々相望み、以て不虞に備へしめよ。この令一たび下り、諸侯及縣令の役を受くるもの、衆工を驅逐し、晨夜並びつぐらば、則ち二歳を出でずして、而して環海みな城壁たらん。この時にあたりて英夷

諸船の來り親ふあらんか、まづその壯嚴に驚き、瞭然敢てまた岸に近づかず。尙ほ何んぞ上陸擾亂すること之れあらむ。是れいはゆる攻めざるの攻、而して一礮丸を費さずして以て虜の膽を寒ふすべし。夫れ然して後、内益々兵備をおさめ、軍艦をつくり、銃砲を鑄、水陸二戰の新法を講ぜば、則ち數年の後、東洋萬里、まさにまた蠻帆の影なからんとす」

といふ。思想としては別に他奇がない。而して、その第三編、水戦篇で、しかし彼は、獨特の見地において、大艦巨砲主義に反對の意見を吐露した。云はく、海防の議が起つてから、世の軍戦を論ずるもの、やゝもすれば輒ち曰く、彼に倣うて大艦を造るべしと。しかし、之れ不通の議論である。蓋し、彼においての戰艦は數種あるが、その最も大なるを禮傳船とする。大煩九十門を設け、軍卒八九百人を容る。儼然たる一大海城の觀があるが、しかし之れ一艘を新造せんとせば、まさに五、六十萬金を要するであらう。もし更に二、三艘を造らんと欲せば、百數十萬金を要すべく、そんな大金を幕府は一體どこに求めんとするのであるか、船ができて、その大水軍の元帥たらん者はいづくに在る。九十門の大煩、運用意の如き練達の自信があるか云々といふので、徒らに巨船大砲に拘泥して造々といふも、われその衷心狂疾の人たらざるを幸ひとするのみと慨くのである。象山が十萬兩の金、よくオランダに二十艘の軍艦を購ひうべ

しとするに對して、おもしろい對照を成してをり、甚だ偏狹の觀がないではないが、しかし、徒らに軍防の形式を叫んで、アメリカのやうに、むなしく呼號する建艦主義に當つたものとして、その限りの皮肉だと考へれば、頗る興味が深い。

しからば、彼れが、長鯨の巨舶を駕して、來り臨むにおいては、われ之に如何の策あつてか應酬する。「曰く、事すでに此に至る。孫吳に謀らず、甲越に問はず、獨り小舟大舶を攻むる一策あるのみ」と見得を切る。而して彼の、いはゆる水軍の戰略なるものを説くのである。

「まづ令を南海山陽の諸州に下し、遠く舟棹に老ひたるもの、及び平戸五島の巧みに鯨を捕るもの數百千人を募りて、之を房總の近海に移し、平時は漁獵を以て業を成し、事あれば一檣輒ち至るを期し、昂むるに厚賞を以てす。而して、新たに軍艦數百艘を浦賀につくり（原註、雹的喇而してその制を異にす）海衛の四藩に命じ、豫じめ敢死の士百餘人、若しくは二百人をえらみとり、日に銃砲を演じ游役を習はしむ。その一朝警あるや、四藩の士各々輕裝をつけ、快刀を帶び、一船八九人船ごとに各々一砲を設く（原註、擲射を用ひて直射を用ひず）舟子を指揮して十六櫓之を漕ぐ（原註、別に游船を其間に散布して以て没溺に備ふ）直ちに夫の巨艦を指す。また敵丸の中否を顧みず、吶喊聲を作して四散して進む、千丸雨注、

雷聲天に震ふ。

この時に當りて乍ち一船の艦にせまるを見る。輒ち赤旗をあげて號となす。衆礮忽ち止み四面競ひ進む。蟻附して以て上る。則ち直ちに舵工を捕へ、之を別舟にうつし、夫の帆纜珠網の如きものを取りて寸々之を切り、彼をして帆を擧ぐるを得ざらしむ。而して短兵接戦縦横衝突、一虜をして脱せざらしむ。而して、岸上の萬衆、争ひ立つて長鯨の淺砂に膠するを觀るなり。そも、この策や、吾が郷の林子平之を唱へ、近世兵家往々にして之に和す。然も未だ軍船を建造し、夫の海西舟子を募るの策とを聞かざるなり」云々。

文飾描寫、まるで軍記物をよむの感があるが、要するに、小舟を以て敵艦に蟻附し、斬込にかける、わが獨特の奇兵作戰である。佐藤信淵の自走火船法に似てをり、さういふ奇兵の策はたゞに「近世兵家往々にして之に和す」るばかりでなく、すでに元寇の昔に實行されたものであるが、要するに、これは權道の奇兵として、水軍の正法とすることはできないものである。結局、磐溪の海防論は、蘇峯氏も指摘するやうに、一も奇とすべきものはなく、象山のそれに較べて、おそろしく散漫なものであるが、しかし、彼の本書における精彩は、その第四編以下の二篇隣交篇なる外交論において大いに發揮せらるゝ。もちろん、その說卒かに同じがたいけ

れども、五市許すべからず隣交修すべしといふ國際主義に立脚して、英米に備ふるに親露を以てすべしとし、いはゆる向露背英の論を立てた。蘇峰氏にいはせると、その隣交五市の區別は實は鎖國の祖法に對するカモフラージュで、結局、磐溪は「西なる長崎における和蘭貿易の如く、東なる松前を以て」露西亞に解放せよといふのであつた。一種の日露提携論であり、和親論で、この説は、當時にありては、たしかに、一の異色たるを免れないものであつたが、しかし、江川門下の高足とは云ひ條、之を象山に較べて考へるとき、その思想においても人物においても一歩も二歩も見劣りするといふのが正直な見方であらう。「磐溪事略」によると、津藩藤堂高猷は、この隣交篇に反對の意見を披露した。それに對して、磐溪もまた駁文を書いたがこの衝突に因んで、彼は遂に年來出入の藤堂家から遠ざからねばならなくなつたといふ。

嘉永六年六月、米國の使節ペルリが浦賀に來航して國書を致し、強硬な通商の要求をなすと共に、幕府の海防策は、思想的にも實際上にも、頗る積極化したかに見えた。そして、一途兵要技術海防への關心を強くして、それへの發展的な傾向を示した。即ちその翌々月、八月には幽囚中の秋帆を許し、九月には、令して二本マスト、三本マストの大船の製造を許した。寛永以來の制禁を斷然解消したものである。且つ、西洋砲術學習の解禁を斷行し、十一月には、水

戸藩に命じて洋式軍艦の建造をなさしめ、同時に、この年、石川島造船所が設立されてゐる。この年、土佐の漁夫中濱萬次郎、アメリカに漂流して、居ること十年、便船を以て三年前に歸朝したのを拔擢し、英語に通じ外國に知識を有するの故を以て、幕府の普請役にあげられた。此の前後洋書の翻譯に對して、幕府はその制限令を布いたにもかゝらず、それは相踵いで刊行された。嘉永四年、象山の「礮學圖編」が出たことは前述したが、なほ手塚律藏の「海防火攻新覽」、伊馬之介の「西洋新流火術集」、上田亮章の「鈴木必携」、牧穆中の「風船問答」、武田斐三郎の「用礮軌範」砲臺篇、象山の「礮卦」、箕作阮甫、杉田成卿の「軍用火箭考」、下曾根金三郎の「煩炮射擲表」、本木正榮の「海岸砲術備要」、市川齊宮の「遠西武器略説」等が出てをり、なほ六年には高島秋帆が軍制につき建白してゐる。かくの如くして、幕府の海防に關する方針も漸くこゝに、その一轉機を劃するに至る。

(註) 嘉永二年十二月附、浦賀奉行は、戸田伊豆守淺野中務少輔連署において、一篇の防備意見書を提出した。文によれば、之は、幕府の諮詢に應ずる答申書らしいが、「萬國への御處置御改革と相成り候とも、日本國において海防の手配相減じ、異船近づけ申さず、御安心と申す良謀奇策は、恐れながら御座あるまじくと奉存候。たとえ通信通商を開き蠻國へ親しみ候とも、御備は勿論の儀、況んや御打拂候

御趣意に立戻り候は、彌々御嚴重に御座候はでは相成らず、其のことにおいて緩急御座候までと奉存候」云々といふ書出しのもので、わが海上防禦の困難をいひ、軍防の不備を述べ、充實の策について、長文委曲をつくし、實際の施爲について縷々訴へたものである。所論極めて具體的で痛快剴切を極めるが、もちろん之は、その職責上、浦賀の防備を主にして論じたものであり、江戸近海を中心としたものである。しかし幕府は、とかく之を苟且偷安に聞きすごしたらしい。幕府はしかもその翌三年五月、海防についての横議について箝口令を布達してゐる。それでも、その三月には、江戸近海防備の巡視を命じて、石川土佐守以下七名を派遣した。七月附、その見分復命が出てゐる。之も、防備の手薄を報告して、緊急之が施爲を論じたものである。

第三項 攘夷海防論

私は前に平山行藏においての威勢のいゝ攘夷論について語つた。この攘夷論は必ずしも幕府の鎖國主義の支持を中核としない。しかし、形態においては類型的な一の主戦論であつた。「臣、慷慨に堪へず。壯心の激するところ、飢ゑては戎肉に餐し、渴しては虜血を飲まんと欲す」といふもの、徒らに壯言の晒に無視されて彼の聲言は巷に消えた。しかし行藏の書「鈴林卮言」によれば、彼が熱血の文字に傾倒した一人の識者がある。それが栗山であつた。

寛政十二年、栗山は書をおくつて行藏に會見を求めた。しかし、行藏は病に託し、或は帶刀五尺、差廻しの駕籠にのれないといふ奇怪な辭柄を設けてそれを謝絶した。栗山は、なほ執拗に會見を欲して、遂に従士を以て迎へしめた。漸く會見を肯諾して對晤に及んだが、時に、栗山七十三歳、行藏は四十九歳の壯年である。意氣忽ちにして合つたが、しかし、事は單にそれに了つたらしい。とにかく、北邊の騷擾は、この老學者の耳目をも聳動させ、憂慮させるものがあつたことを知ることが出来る。

而して、當時、北邊の問題につき、攘夷的な建白をしたものに、更に蒲生君平があつた。君平は、高山彦九郎と林子平と、之を寛政の三奇士として世に傳へるものである。勤皇思想の先驅者として、従つて、國防論を提げ、その故に、熱烈な攘夷海防を叫んだものとして、時代的な意義の上に、見のがすことのできない人たちである。子平は國際關係の上に着目し、高山は勤皇運動に、而して君平は、むしろ學究的な勤皇家として、王朝の制度や山陵の調査に立脚し、各々その特色をもつてゐるが、しかし、その國體擁護の思想は、當然國體海防についての關心を免れることはできなかつた。上書に窺はるゝその思想は、わづかに片鱗を示すにすぎないが、しかしその根本思想は、攘夷海防論として、極めて類型的なものである。彼は兵制古道に復す

るを以て當今の急務となし、士風游惰、武門頼るに足らざるが故に、庶人、天下雄武の士をして兵に募り、まさにこの外寇に備ふべしとする。それは、結局、封建體制への根本的な批判に立つものであつた。行蔵の兵を無頼に徵募するの思想と似てゐる。而してこの思想は、いはゆる農兵論となつて、のちにあらはれ、象山の統一國軍建設の思想となつて主張される。國民皆兵の皇軍建設を先驅的に示唆したものと考へることができる。

この攘夷海防論は、のちに遂に、本格的な攘夷論として政治化したものへ合體するのであるが、こゝで、わたくしが、いはゆる攘夷海防といふものは、のちに政治化した攘夷論と必らずしも同じものではない。一應幕府の鎖國主義に傳統的な墨守をみとめつゝ、或は、意識的にせよ意識的ではないにせよ、とにかく開鎖の課題を黙過して、單に、撃斥をいふものであつて、時代的には、いつまでもさういふ形ではあり得なかつたとしても、少くとも、その原初的な形としては、さういふものとして概念化されたものである。一に、主戰的な鎖國主義とも考へることができ、幕府鎖國政策への強硬な支持とも考へることができるが、しかし幕府の鎖國政策そのものとは、志向において、本質において違ふものである。蘭學者においての海防論が、期せずして開國論への傾向を性格的に必至にしたやうに、攘夷海防論は、性格上鎖國を條件とす

る。即ち、攘夷撃斥においては、文字通りにそれを「條件」とするといふにすぎない。前提的な條件としてではなく、結果的な條件である。幕府の鎖國政策と之れをわかつものは、本質的に、その條件性の先後であつた。しかも、攘夷海防の思想は、根柢的に、一の強い祖國觀念に基づくものであつて、結局國體觀念に結びつき、尊皇思想と抱擁する。さういふ傾向性の上にある。従つて、さうなつたとき、當然の歸結として、封建體制への根本的な批判とならざるを得ない、こゝに政治化して討幕思想を芽ぐむのである。蘭學においての祖國的な自覺が、開國論から鎖國政策の批判に及び、その政治性において、鎖國主義の當體たる幕府への根本批判として傾倒せざるを得なかつたやうなものである。が、この主題における、海防思想の政治化については後に章を改めて語るであらう。こゝでは、いはゆる攘夷海防の思想的典型として、水戸齊昭の海防思想を、その性格と發展とにおいて見なくてはならぬ。

幕末革新の氣運は、幕府の荒怠と、時勢の變である。封建社會體制の爛熟に伴ふ必然の傾向であつた。この氣運が、やがて新しき世界觀への要求において、澎湃たる國家的な革新のストームになるのであるが、しかし、それはまづ封建分國の内部において局部的に紛涌雲蒸した。各藩に内政の改革としてあらはれたのである。而してそれは、のちに幕府に對して見るやうな

破壊としてではなく、祖法舊制の支持としての改革主義にすぎなかつたが、この改革主義は、時勢の變革と進運に従ふものとしての、急進的な一塊の力を成した。およそ、何れの藩も、この意味での進取と保守の内訌があらはれたが、それが、のちにまた、攘夷と開國或は勤皇と佐幕との對立を將來するに至る。今、説かんとする齊昭の水戸藩でも、この定石を免るゝことができなかつた。

齊昭は、文政十二年兄中納言齊修の後を承けて藩主となりしより、藩政の釐革に専念して質素と勤儉を奨め、以て藩士の窮乏を救はんとした。一方、武備訓練を勵まして、士風の懦弱を作興せんとしたが、淬勵や、峻烈を極めて藩中一派に之を喜ばざるものあり。殊に、その急進の政策に嫌厭たる一派の保守的勢力があつて、之を難するに、目して狂悖の沙汰なりとするものもあつた。つまり水戸の場合では、藩侯自らが急進改革の急先鋒だつたのである。この對立する二派の葛藤と暗躍が、或は藤田東湖等幽閉の因となり、齊昭隱居謹慎の因となつた。水戸は三家の一として、その勢力幕閣に及ぶこと密接なりしが故に、藩内における二派の對立は、直ちにその培撃の影響を幕府に及ぼした。で、齊昭と閑老水野、或は閑老阿部伊勢守とのデリケートな關係は、とかく後日に史家詮索の好題目となるものである。

殊に、阿部伊勢守との取組はおもしろい。阿部伊勢守が老職についたのは、弱冠二十五歳の夏であるが、彼は、當時の幕府における保守派の大物であつた。先輩の老職を凌いで、弘化二年二月、彼れ老中首座の要職につくや、幕閣における保守派の勢力は、從來急進派に對する反動としての完勝を、全き意味において物語るものであつた。而して、聰明穎達、八面玲瓏の感があつた彼れ伊勢守は、幕閣に首座として塊然たる保守の重鎮に居ながら、水戸における急進の大勢、中納言齊昭に對して、天下の形勢、特に對外の關係においては、決して無視しなかつた。むしろ、無視できないことを感じた。

おもふに齊昭は、當代の叡智として、一世に卓拔せる一偉才であつた。故に、その藩政を改革するにあつては、聲名隆々として天下に鳴り、松平春嶽等、傳稱して仰いで一代の達者とされたものも少くない。殊に、國防の上には、卓拔せる所見を有すとして、天下に仰望せられた人である。すでに、庶子たりしころから、海外の形勢に着目して、殊に國防に専念し、海警しきりに至るに及んでは、天下、依りて以て國家を保全すべき方策に一念を注いだ。弘化二年八月、蟄居なほ漫然たる能はず、即ち一書をつくつて阿部伊勢守に私かにおくつた。その書簡に「閑暇中抄録いたし候明君一斑抄と標名いたし候一冊、御覽視御批評給はるべく候。この一斑

抄など、海防懸りの官吏まで御示しにてもよろしく、拙者の淺陋誹謗せられ候はいとひ申さず。只々天下の御爲、衆評公論に冀ふところに候」

とあり。しかし之は、始めから將軍に示すべく書かれたものらしいといふ。第一「仁心を本とすべき事」以下七條、特に、その「夷狄を近づくべからざる事」の條下には、齊昭の攘夷主義が忌憚なく吐露されてゐるが、伊勢守は、この形勢と事實の前に、決して耳目を蔽ふの愚は學ばなかつた。自らは、まるつきり反對の立場にありながら、この一代の智腦を引いて、以て己の一助とせんことを見道すほどそれほど愚かな人ではなかつたのである。齊昭蟄居の室についても阿部は私かに救解に力むるところあり。元來阿部の齊昭に對するや、その政見、特に海防のことについては必らずしもその軌を一にしないのだから、時に隨つて之に聞いたとしても、内意は、根本的にそこにはなかつた。結局たゞ革新保守の諧調のためで、その葛藤對立が、内政の上に紛起するであらう諸種の困難を排除せんためであつたにすぎない。

しかし、齊昭の立場からせば、その執心するところは國防の問題である。故に弘化以後、外患の事殊に多端を來すや、齊昭は、しばしば阿部によりてその攘夷的な所見を開陳するの機會を得た。自然、伊勢守は之に聽從して、それが幕閣に與へた影響は少くない。之が水戸派の攘

夷論が、實際政治の上に發展した契機を成すものであるが、幕府としては、後來この攘夷論が頭痛の種子となる。

ところで、然らば齊昭の攘夷海防論なるものは、内容的にはどんなものであつたか。こゝでは、主として、前引「明君一斑抄」における第七條、「夷狄を近づくべからざる事」の叙述によつて之を見ようとおもふ。まづ、その冒頭の一節に、

「東照宮御意にも、異國亂るゝと聞けば九州の能き武將をえらび、異國の押えとさせよとの御事也。この御遺志を繼がせ給ひ、大猷公以來、長崎の方は黒田鍋島へ防禦の事永續仰せ付けられたる上にも、事ある時は、その節に臨み能き武將をえらみ遣はされたる事も見えたれども、裏門の蝦夷においては、實に手薄き事にて、非常の節、良將を遣はすまで持ちこたへ何共安心せざる事也」

とあり。この書出は佐久間象山のそれに似てゐる。而して「本朝四面海なれば、何れの津々浦々までも同様ながら、譬へば長崎は表門にて、蝦夷は裏門の姿也。長崎には、黒田鍋島のみならず、隣國も大名多ければ、自然の事これありても御手厚なれども、蝦夷の地は、嚴寒粗大地なりとて、町人風の一小家（筆者註、松前氏をいふ）南方に城廓を構へたるのみなれば、北狄渡

り来るにおいては一戦もなく、只、渡しつかはすやう相成るべく」といふので、「大々公上意の趣、明は日本へ近き國なれば、黒船よりも御心許なくは思召すよし、憚りながら御志至極の御事なり。」然るに、その「明も、其後北狄より攻め取られ、今清國と改められたればその土地は昔も今も日本へ近きことは違へることなければ、長崎の押えには今以て嚴重に戒しめ給ふこと當然のことなれども、蝦夷地は至て北狄に近く、且昔と違ひ、北狄強大に至りて追々蝦夷地を蠶食すれば、このまゝ差置れば必ず遂に大患となるべし」として、反覆、ロシアに對する北門の防備を警しめてゐる。而して、蝦夷地に對する防備としては、開拓防備論で、蘇峯氏の記述によれば、「彼は自から蝦夷地を幕府から請ひ受け、此によりて水戸の財政の不足を補填せんとの底意の存したることは、彼の建白、其他の文書によりて分明である」といふ。

次に浦賀海岸の防備手簿を説いて「大城に近き海岸御備なしと申すは如何」と危惧し、「出火と兵亂はいつ何時これあるや前日より分りたる事ばかりはこれあるまじく、何も靜謐なる時に御備ありてこそ御用心と申すべけれ」と叱りつける。浦賀海岸のみでなく、總じて江戸灣の防備を固定すべきをいひ、而して、更に、大砲大艦の製造やむべからざるを説く。「およそ、夷狄を防禦するは大銃大船を第一とすべし」と主張して「海岸これある大名共は、自分領分の海

上にて、漁獵等にとよせ、乗馴らしたらば、非常の備にも成りぬべき事にて、是れみな天下の御爲なり」といひ、水軍的練磨を建言し、すべて、舊法必らずしも拘泥すべからず、祖宗の法たりとも時勢に應じて變通するが、是れ却つて祖宗の意を成す所以であるといふ。

「憚りながら、東照宮上意にも、差したる替りもなきに、本よりの法を替ゆることは宜しからざる由。御意にて考ふるに、敵國の模様三代將軍家の御代と替りたるにも御構ひなく、昔の儘の御法を用ひ給はんよりは、敵國の事情をも尋酌し給ひて、末長く天下を守るべき御事ならずや。執法の役々御法度を守るはその役目にて、尤も至極の事なれども、御舊法さへかへされば、戦争に負るも宜しくといふ理はこれあるまじく、是は、憚りながら、將軍家の御卓見にて、變通の御決斷を希ふところなり」

と攻めよせるのである。これ、寛永の令、大船製造の禁をいふのであらう。

萬一、佐渡、隱岐、壹岐、對馬、八丈、大島、松前、蝦夷、琉球等、邊境の要地に占據されて、而して、之を根據としわが津々浦々に寄せ來ることあらば、堅牢の戦艦ありとも、却々に禦ぐに困難するであらう。況んや、戦艦なくしては、如何にして之を奪回すべきや。「海上より來る異船を陸より防禦するさへ容易ならざるに、ましてや、彼の島々を奪うて、彼は陸より

防禦するを、手薄き船にて攻め入り、取返さん事甚だ難からずや。殿命だにあらば、武士の持前ゆへ、如何様の船にても出船すべけれども、惜しき勇士を莫大死亡せしむること、御卓見これなきことにて、永世議し奉るべきのみならず、その期にいたりては、必らずなくて叶はぬこととて、御船をはじめ、何れの國々にても出来ぬる勢、今より鏡へかけたるが如くなれば、一日も早く見抜きたまはんこと至願にたえざる也」と切言する。特に、その戦艦については、之に註記して「大船は多くこれあるに及ばず、本船のみにて、中小にて丈夫の船多きが便利なるべし。如何となれば、大船へは玉中りやすく、小船へは中り悪く、此方より打出さんには、小船より打出したる玉とても同様なれば、小船の丈夫なるを數多く乗り出し、蠻狄の大船を取巻て打つべし。その中、本船にても、玉藥の入用あれば、本船も勿論備ふべし」とあり。尙ほ、この戦艦の製造解禁については「大船御制禁の譯は、外國へ渡り、邪宗門へ引入るゝを患ひ給ふばかりにて無之、御深意これある儀とは恐察し侍れ共、二百餘年の御恩澤にて、三家御譜代大名は勿論、外様までも異儀これあるまじく、たとひ萬々一心得違ひの者ありたりとも、此方大名の船ぐらゐを御防ぎ相成らざる程には、逆も異船千萬艘來りたるをば、如何にして防禦したまうや」とあり。今やさうした封建の闘争に杞憂すべからざるを説き、尙ほ、「公邊にも大名

にも船艦なきは、双方これあるも同様にて、萬々一心得違ひの人これあり、浦賀より乗込むとする日に至りては、やはり是までの船にても乗入るべし。大名らを御氣遣のため、海防までおろそかにし、船の製造御免これなきは遺憾といふべし」と極言して、條理井然たる皮肉をとばしてゐる。

而して、また大砲の威力を稱して、之が採用を力説し、對砲防備としての堅艦裝備の必要を試射實驗に照らして主張してゐるが、要するに、之ら兵要防備の上に、十二分の完備を期してその上での、夷狄の撃攘を力説する^(註一)。即ち、かくの如き海防の眼目は、一に、攘夷撃斥にあつた。水戸は、徳川三家の一として、最も正しき意味での鎖國主義の支持者であつたといはねばならぬ。敢然たる祖法の遵奉である。但し、そのために、實際そのためにこそ、完全なる自信的な防備が必要としたのであらう。進んでは、海上之を打破すべき、水軍の精銳も緊喫な筈である。蓋し、齊昭においては、夷狄はすべて、神州日本を覬覦するものとして、一に外寇以外の何ものでもなかつたのである。ヨーロッパも、アメリカも、すべてが、たゞ欲望そのものでしかなかつた。だから、彼らは、斷然よせつけてはならぬ。「夷狄近づくべからず」である。彼の攘夷説は、かういふ意味で、鎖國主義の本格を貫いたものであるが、しかし、仔細に検討

すると、その鎖國攘夷の考へ方の根本には、光圀以來の、祖國思想、國體觀念、國家思想が思想的な契機になつてゐることを知ることが出来る。鎖國主義は、——夷狄の攘斥は、それが、一に幕府の祖法であるからだとする群盲幕吏の無智を超越して、齊昭においては、それは神州日本の政綱であらねばならなかつた。寛永鎖國の令は、その立法的な志向において、すでに徳川の政策ではなくして、祖國を守るための幕府における永世の處置であり、方法であり、方針であらねばならない。その最勝義において、日本の國家的な政綱であると考へたのである。この點、彼においては、國體と幕府における本義と權限に對して、はつきりした認識をもつてゐたといはねばならぬだらう。寛永鎖國の令は、單に、徳川の社稷、封建社會を、その衡安に守ることにあつたとする短見者流においては、之をどういふ風に見、解釋し、説明するのであらうか。「一切當路の有司、少くも臆せずして、日本の武勇を示したき事也」とあるその一句に齊昭の攘夷海防論の根柢がある。「昔はともかくも、イギリスにても紅毛にても、横文字通用の國々は皆な一つ穴の狐と見通し、一念なく打拂ひぬること肝要なるべし」とある一句に、彼の攘夷思想の根柢がある。「只今まで、千萬歳、萬國に孤立して武勇を奮ひたる神州、徳川家の御代に至り、塵芥ばかりも、蠻夷へ贈り物等これあるやう相成りては相濟まざることなるは

篤と心を用ひ給ふべき御事なり」といふその一句に、言々切々の國民的至誠に啓發する徳川一族としての責任の倫理がある。諷諫、この一句の如きは、おそらく、齊昭として、流涕なしには書けなかつた文字だとおもふ。その切實の衷懷は、涙なしには讀めない文字ではなからうか。しかも尙ほ、今日齊昭の攘夷説を批議して、その頑強を晒ふ學者もあるとすれば、國家非常の意識において、敢て、かくの如く頑強化するその至誠を、單に認識不足の一語に抹殺し去るそのこそが、まさに批議の對象となつて可いものではあるまいか。

が、とにかく、攘夷思想と攘夷海防論は、かくして齊昭によつて前면에押し出された。而して、その攘夷説が、のちに宗家を惱ますものとして變貌する。しかし、この徳川氏の惱みは神州日本に、正しきものを復するのための手術的な痛苦にすぎない。徳川氏としては、まさに甘受せねばならぬ當然の贖ひであつた。意識的にせよ、無意識的にせよ、或は、好むと好まざるにと拘らず、この當然の贖ひへの行進曲が、徳川一門の人によつてまづ作曲されたといふことは、むしろ正しいことである。一の光榮でさへありうるのではないか。

齊昭の攘夷海防論には、單に海防説としてよりも、それがかくして正義と至誠の歌であつたところに、より深刻な意義を刻む。とにかく、この熱烈の文字は、「あるやうでないのが海防掛

の量見」とモノハ付けに嘲弄された時代における、愛國至誠の言説であつたことを銘記すべきである。(註二)

(註一) われに武備の自警すべきあれば、外寇おそるゝに足らず。彼の覬覦も坐ながらにして禦ぐを得べしとする兵要海防の主張は、佐久間象山において、すでに之を見た。而して、彼は更にいふのである。「畢竟イギリス夷の本邦を闖關仕り候も、本邦の水軍を習はず、近來西洋にて用ひ候神妙の火器を心得ず候を見込み候ての事に御座候ところ、右の如く戦艦等御買上げに相成り、又新規にも御造立て、水軍をも御訓練これあり、火器をも御造り、西洋方の火術を専ら演習御座候趣承り傳へ候はゞ、武器に名譽御座候本邦の、元來短兵に長じ候上に、また、己れを捨て、人に従ふの具を以て、水軍火器は専ら西洋法を用ひられ候智略識量に感服仕り、御武備の嚴重なるに御驚き候て、自然と闖關の念を消し、要して交易を願ひ候はんなどの奸謀十に八九は空しく相成り申すべく候。もしまた、夷人頑冥無智にして、畏るべきを畏れず、兵を引いて交易を要し候の儀御座候とも、右の策御用ひ相成り、御武備整ひ候上は、兵法にいはゆる不敗の地に立つと申すものに御座候へば、最早少しも臆すべき儀はこれなく、如何様とも正辭を以て願ひの筋御拒絶御座あり度、且つ兵船を我が近海に近づけ、要して願筋を遂げんとする狀無禮の段厳しく御座候はゞ、如何様無智の夷狄に候とも、心に慄然と恐れ、忤然と愧入候場御座あるべく候。

萬一、左様御座候上も、尙ほ相州浦にて御打拂に相成候事など申出し候事これあるまじきにも無之候へども、彼を追ひ退け候程の武備すでに我に御座候上は、本邦の國法、長崎表の外は總じて異國の船近より候事を許さず、近寄り候をば手痛く打拂候は、國初よりの御作法なりと御答御座候はんに、何の御遠慮も御座あるまじく候。

右にて承服仕らず聊かたりとも彼より不法の振舞を仕候はゞ、その節は兼ての御用意も御座候こと、片甲をも残さざるやう鏖戦を遂げられ度と奉存候。我に戦艦御座候て、水軍の鍛練だに行届き候へば、江戸表の海運を妨げ候ために、相州沖等に船を繋げ候類の悪計を成し候とも、此方において如何やうにも方略これあるべく候。また、西洋の火術を用ひ候上にて、水陸の利害を論じ候へば、船にて來り候ものは必敗の理これあり、陸に居候方必勝の算御座候趣に承り及び候」云々

即ち、彼においては、鎖國攘夷が主眼であつたことを知る。軍防の裝備は、消極的には敵を恐れしめ、近よらしめず。積極的には打拂に自信と自負をもちうるといふのである。たゞ、彼にありては「本邦においても、水軍火術だに彼國に劣らず候やう相成り候はゞ海岸に近寄り候異船は、盡く打拂に相成候御作法にて、世界萬國皆な膽を破て御威武に恐怖仕り、決して岸近く船を寄せ候などの儀御座あるまじく況んや猥りに上陸いたし、竹木等を伐り取候等の不法の儀はもろん御座あるまじく候」と、くり返し説いてゐる點を見ると、攘夷とはいひ條、齊昭のそれほどにラヂカルなものでなく、しかも文字通りの鎖國主義に執して、その完全なる支持でしかなかつた。少くとも、天保度までの彼は、さういふ

武装的な平和論者でしかなかったことを知ることができる。

(註二) 防備が手薄であり、兵器が貧弱であるために、その故に異國人がわが日本を輕侮したことは、象山や齊昭の絶叫するところであつたが、今われはそれを、はつきり外國人の記述によむことができる。たとえば、ゴンチャロフの「日本渡航記」一冊にさへ、容易にその文章を引用することができる。そして、ヨーロッパの文化を持つて來ると共に宗教的なマニアと、而してその欲望を持つてきたことをこの本の隨所によむことが出来る。今その一節に讀むと、およそ次の如き文字が散見する。彼は、始めて長崎に來て、そしていふ。「今ぞ、遂にこの十ヶ月にわたる航海、苦勞の目的を達するのだ。これぞ閉めたまゝ鍵を失くした玉手箱だ。これぞ、金力と武力と奸策とを使つて、これまで無駄骨折つて手懐けようと各國が狙つて來た國である。これぞ、巧みに、文明の差出口を避け、自己の知力と自己の法規によつて取て生きんとしてきた人類の大集團であり、外國人の友誼と宗教と通商とを頑強に排撃して、この國を教化せんとする我々の企圖を嘲笑し、自己の蟻塚の得手勝手な國內法を自然法にも民法にも、その他あらゆるヨーロッパ流の正と不正に對立せしめてゐる國である(筆者註、それは、本質において異なるものだからである。今や、日本は新しき世界觀が、またさうしたものとして復活しつゝある。)いづまでも、さうしてをられようかと我々は六十斤砲を撫していふのであつた。」

「長崎トハおらん人ノミニ入港ヲ許サレタル唯一ノ港ナリ」と地理の本に述べてある。そしてこれは「他ノモノハ許可ヲ得ズシテ入港ス」と、夙の昔に書きたさねばならなくなつてゐた。従つてこの特

權は、多くの點において、オランダ人のみに屬するものではなかつた。」

「そよ風が吹いて幕が動くと、大砲が頭を出した。一個所のは、砲架のこはれたのが三門、他の方は全然砲架のないのが一門。こわやの! こわやの!

船の砲術士官たちは、あの砲臺には木製の砲があるにとらんでゐた。」

「だが、今は、ヨーロッパ人が彼ら日本人の禁制の門を兩方から叩いてゐるのだ。彼ら自身で、ヨーロッパ人を入れるべきか入るべからざるかを實際に決すべきところまで來てゐるが、これは日本人としては存すべきか存ふべからざるか(筆者註、ハムレットの嘆きの言葉「ながらふべきかながらふべからざるか、それが疑問じや」)の問題である。入れるとなれば、客がまた例の信仰と、例の思想、習慣、規則商品、それに弊害をもつて來るだらう。入れないとすれば、今すでに四隻の船艦が來てゐるし、ひよつとしたらさらに十艘も來て、それが皆な、長い大砲を持つてくるのだ。ところが、自分の持つてゐるのは短い大砲で、砲架のないのや、案山子の砲架に据ゑたものだ。まだそのほかに、火繩筒や刀がある。それも一人に二本づつも、立派なものをさしてゐる。だが、そんなもので、何が出来るものか。入れるか入れないか。云ふは易いが、入れるのは、今まであんなに平安で、寝るも食べるも工合よく行つてゐただけに残念だ。入れなければ、客人が勝手に入りこんで奉行の許可も間に合はない位だ」云々之をよむものは、幕末の日本を、彼らがどんなに馬鹿にしてゐたかを憤慨せざるを得ないだらう。

第九章 鎖國海防の放棄

嘉永年間ペルリの來航を契機として、日米交渉の結果は幕府を内訌と外患との困難な立場に追ひこみ、その發展として、遂に開港の止むなきに至つた。二百餘年の傳統的な祖法の放棄である。幕府の海防策と施設は、之を契機として卒かに積極化するが、かくしていはゆる處士の横議としての海防論は、従つて、開國的なものとして發展すると共に一方發展的な問題の解消は、それを政治的なものとして變貌し、遂に、討幕に辭柄化したかの觀がある。その経緯を語る前に、まづ鎖國政策の放棄と、開國海防への發展について、その事情を語るべきであらう。

第一項 開國始末

嘉永六年（二五二三）、米國の使節ペルリが招かざる客として浦賀に來る前、アメリカと日本との交渉については大體前述した如くである。後世の史家は、當時アメリカが日本に關心した事情を説明して、一に、本邦近海において業務に従ふ捕鯨船の保護。その二に支那貿易の發達

に伴うてその必要を生じた米支兩國間直通航路の設定。三に、本邦との通商貿易の開始の三ヶ條における目的にあつたとする。特に、日本遣使の直接的な動機となつたものは、アメリカの捕鯨業であつた。それは、日本開國の契機になつたといふこともできる。（註一）

米國に捕鯨業が生れたのはヨーロッパや日本に較べると割合に新しく、十六世紀から十七世紀へかけてだと推定されてゐる。十七世紀末葉から十八世紀に及び、米國移民の開始以後において、それは頗る盛んになり、地方的にいへば、マサチューセツ州特にケープコッド、ロングアイランドの東部及びナンタケット島一圓に發展した。同地方住民の大半は捕鯨業に轉じて、斯業はこの邊一帯における有利な産業として發達の段階を踏んだのであつた。

然るに、それは、始め専ら大西洋の南北に活躍したが、千七百九十一年（わが寛政三年）ナンタケットから六隻、ニウ・ベッドフォードから一隻の捕鯨船が、ケープ・ホーンを迂回して、南太平洋にあらはれた。アメリカ捕鯨船としては、太平洋進出の先驅である。そして、まづチリ沿岸に新しき捕鯨資源を發見し、この報告によりて、全米のそれが陸續として太平洋漁場に出動し、遂に北進して赤道に達した。が、彼らがジャパングラウンド（日本漁場）を發見したのは實に千八百二十年二十一年（わが文政三・四年）の頃である。マサチューセツ州ブライトン

號の船長ウインシップが支那から布哇へ航海の途中、日本沿岸に抹香鯨の大群を見たことを報告したので、アメリカの捕鯨船は直ちにこの方面に向つたが、第一着にやつてきたのがナンタケットのマルサス號で、金華山沖の抹香鯨漁場で好成績をあげて歸航したため、翌二十一年には早くも三十隻以上に及ぶアメリカの捕鯨船が日本近海に出動したといはれる。千八百三十九年には、アメリカの捕鯨船總數五百五十餘隻、その多くは太平洋に抹香鯨を追つてゐた。千八百四十二年には、之が六百隻を突破し、世界の捕鯨船數の約八割を占め、千八百四十六年の最盛期には實に七百二十九隻に上つたといふ。その大半はみな太平洋に出漁したものである。

桑田透一氏の「開國とペルリ」によれば、日本近海に出漁したアメリカ捕鯨船は千八百四十三年（天保十四年）に百八隻、超えて千八百四十六年（弘化三年）には二百九十二隻、約三倍に増加してゐる。而して、同年から千八百六十年（萬延元年）に至るまでは、少くとも百隻の出漁を見、慶應年代、衰へたりといへども、尙ほ年々六七十隻のそれが出漁したといふ。この捕鯨業における東洋的發展は、アメリカとして日本に密接な關係の成立を要求させずには措かないが、ペルリ來航以前までは、アメリカとの國家的交渉は、甚だ稀薄なもので、たゞかくの如き捕鯨業者における遭難漂流、或は、薪水糧食の補給を謀しての、プライヴェートなものだつ

た。しかし、年を追うて、その盛んなるや、その國家的保護は、當然日本に對しての國家的要求乃至交渉を成立させずには措かない。

W・S・ロントアの論文「米國における最初の帝國主義者」によりて、高橋作衛博士の書かれたものによると、次のやうな記述がある。

「（十九世紀）、日本の排外政策は、特に合衆國のために重要なことゝなれり。是れひとり商業上の發展のみに止まらず、その關するところ更に多ければなり。當時、大頭鯨は北大西洋にありて殆んどその跡を絶ちたるも、北太平洋においては、尙ほその數に富みたるが故に、捕鯨業の基地は漸次太平洋にうつり、而して、この變遷に伴うて多くの重要な變化は起れり。捕鯨業がその好景氣の頂點に達したる千八百四十五年においては一千五百萬弗以上の米國資本は極東における斯業に放下せられ、少くとも一萬人は之に關する業務に従事したり。而して日本人すら、ペルリ提督の到着に先つこと遠からざるとき、一箇年中に松前を通過したる捕鯨船は約一百隻なりといへり。此く捕鯨業が、東洋に遷移したることは、合衆國をして、日本との關係を必要とせしめたり」云々

とあり。尙ほ、提督ペルリをして來航せしめた原因と目的については、フォースターの「東洋

における米國の外交に次の如き條項をかゝけて「米國側より見たる日本開國の必要」を述べてゐる。

- 一、東亞海上における米國捕鯨業の發展
- 二、汽船航海の發達に伴ふ石炭補給所及び港灣の必要
- 三、米國太平洋岸カリフォルニア州植民の激増
- 四、對支貿易の進展に伴ふ中繼港の必要
- 五、東洋における難破船が多かりしこと

而して、就中、最も重要にして切實な原因は第一項であると述べてゐる。しかも、日本は、そのための要請の遣使に對して、冷遇以上の暴行を敢てした。モリソンやラドが受けた驚くべき不法の（アメリカから見て）待遇に對して、武力を以てしても日本を屈伏して開港せしめねばならぬと考へた。それがペリリ遣使の直接的な動機である。

次に、千八百四十四年（仁孝朝の弘化元年）アメリカは支那と通商條約を結んだ。従つて、支那貿易は益々促進されて千八百四十八年カリフォルニアの金鑛が発見され、支那勞働者にして渡米するもの漸く多く、自然の必要からして兩國間に汽船の直航を開始したい希望を生じた。

即ち、從來の大西洋から地中海へ出で、印度洋に至る迂回路を避けて、サンフランシスコからサンドウィッチ島を経て太平洋を横斷的に支那の上海または廣東へ直行する航路を設くるを得ば、その東洋貿易の發展と、郵便線航路が甚だしく短縮されるだらう。その中繼地としての日本に着目したのである。殊に、金よりも貴重な十九世紀の寶石、上質の石炭が層をなしてゐることを知つてゐる。或は、それがあつたらうといふ希望に垂涎した。自然、日本を開國せしめ之を開發することは、アメリカの慾望とならざるを得なかつた。

次に、本邦の富はマルコ・ポーロ以來、ヨーロッパの夢であつた。金と銀との國として、ポルトガルの貿易商人が搬び出したそれは、今現實として彼らの前にある。ヨーロッパの慾望がまづ東洋の利源を目ざして支那に向ふとき、アメリカの夢は日本に飛んだ。しかも太平洋の漠たる海波は常に暴い。避難補給の地としては日本の海港以外にはないともいへる。かうしたいるゝの事情が、アメリカの輿論となつて千八百四十年代の末には、囂々たる論議の對象となつた。而して、それが議會で決議を見たのは千八百五十年であるが、同時に、東洋印度支那海に游戈する艦隊を増強して、愈々日本遣使となつたものである。時に、大統領は、ミラード・ファイルモアである。即ち、印度支那艦隊の老提督オーリックを罷めてマッシュウ・シー・ペリリ

が代ることなつた。アメリカは、この遣使にあつてオランダ政府に通知し適當な助力を求めたといふ。オランダのわが幕府へせる忠告は、之にもとづくものである。ペリーのノルフォーク出發は、千八百五十二年十一月二十四日で、わが嘉永五年十月十三日であるが、日本に來た船は、シユスケハンナを旗艦として、ミシシッピ、プリマウス、サラトガの都合四隻である。初めは、十二隻の大艦隊を以てする筈であつたが、いろ／＼な事情で右の四隻にすぎなかつた。

嘉永六年六月三日、それは浦賀灣頭にその雄姿をあらはしたが、ペリーは、わが撃攘を豫想して、戦闘準備を命じた。戦機は、一發にして破れんとする危機にあつた。しかも、談判應接における彼の態度は尊大倨傲を極めた。恫喝的に、さうした態度を取らなければ、鎖國日本は決して彼の要求を容れないと考へた結果であらうか、それとも、眞實に戦意を孕んで、日本侵略に中心の意圖を有したのであらうか。之については、後日にいろ／＼の議論があるが、しかし、少くとも、日本のために、敢て開國を慫慂するものではなかつた。ペリーの訪日意圖が何を志向し、彼の態度が何故にかくの如きものであつたかを、今日云爲することは、殆んど無意義であらう。ことほど左様にそれは明らかな侵略的意圖をふくむものであつた。千八百五十三年

の四月、彼は香港についたが、その前月に、フィルモアは大統領の任を退き、民主黨のフランクリン・ピアースが代つて十四代目の大統領になつた。而して、この政變と共に、フィルモアの對日方針、即ち共和黨の方針の根柢をなす侵略主義は、根本的に改變されたが、しかし、ペリーは、通信機關の發達しなかつた不便に乗じて、この政變に伴ふ方針の改變を知らないまゝに、ペリーの私案であり、共和黨の方針であつた侵略の態度と實を貫いて日本に接した。嘗て日本に來朝して、大學に「日米外交史」を講じたスタンフォード大學教授J・トリートによれば、

「多くの方面では、此の條約を武力を以て日本人に強要せられたものと考へるのが常であつた。ペリーは、もし彼の要求が拒まれたら、戦端をひらくといつて脅威したとまでいはれてゐる。かゝる見解を支持しうる證據は一つもない。一海軍將校（ペリー）が、この使命を托されたのは、その成功の可能が、艦隊に待つがためであつた。強力な艦隊をペリーの使用に供したのは、鎖國令の敵對的性質と、攻撃をうけた場合に之を防ぐ必要上からであつた。軍艦が江戸灣に入るときには、各員自己の位置につき開戦準備を整へてゐなければ、ペリーはたゞ自衛のためのみ武力に訴へよといふ嚴命をうけてゐたのである。彼の航海命令の中

にあつたこの命令は、其後の公信において、幾度も幾度もくり返されたのである。もしペリーにして攻勢を取つたならば、——彼が一度でも攻勢に出でんことを考慮したと信すべき理由は毫も存しないが——彼は大統領並に彼の直接上長官たる海軍卿の命令に違背したであらう。彼は、穏和的使命を果たすことに従事して居た」

とあるけれども、之は、穩健な學者の、しかし故らな辯護にすぎない。事實は、それを裏切る幾多の言行と實蹟とを實證するのである。で、こゝに衆議を引くまでもない、更にW・S・ロシターの記述によりて之を一讀しよう。それは、高橋作衛博士によつて、嘗て紹介されたもの一節である。

「提督ペルリは、萬一その行ふところにして誤らんか、便宜の一島を奪ひ、立退命令のあるまで合衆國の名において之を占領し、この遠隔の地方にて擱岸したる米國人のために避難港を設け、また米國貿易のために勢力の中心をつくり、以て英國が植民上及び商業上、東方を侵犯せるに拮抗せんとの策を立て、これと同時に、東洋國民に良政と幸福とを附與せんことを期待したり。提督ペルリが計畫したところの政策は、五十年後の今日、米國の政論において、いはゆる帝國主義と稱するものなり」云々

貿易といひ、避難といひ、イギリスへの對抗といひ、みな一にアメリカの都合と營利のためである。日本は日本の都合で、とにかく之を拒絶する権利を保留する。しかるに、然らば、武力を以て一島を奪はんとするのは、明らかに泥坊である。アメリカでは、之を帝國主義といふかもしれぬが、事實は、一義なく泥坊である。浦賀におけるペリーの恫喝と挑戦的な態度から考へると、果して、いはゆる「立退命令」ぐらゐで引込んだだらうか。それこそ、盗人たけぐしといふものである。しかも、さうした氣持の發展は、その一角を占領するといふことが、やがて即ち全土を窺ふことであることを誰が否認出來やうぞ。一介の海軍將校たるペリーは、獨斷専行ではそこまでは妄想逆上しなかつたであらう。ペリーと母國アメリカを辯護しようとして考へたトリートの口實は、こゝでは、期せずして語るに落ちてゐる。蓋し、ペリーは、さうした母國の訓令があつたが故にこそ、その忠實な遵行者だつたのであるから。文献資料の實證するところは、この場合、忠實真正の審判書となつた。彼は、白旗二旗を浦賀奉行所の與力に與へて、日本にして抗し得ずと思つたら、この白旗を掲げよと、無禮千萬な降伏旗を手交して、眞正面から、侮辱と威嚇と恫喝を敢てしたではないか。當時の大槻半治の上申書なるものに讀むと、今尙ほ且つ、慷慨禁ずべからざるものがある。文にいふ、

「愚生第一歎息仕り候儀ハ、我國外交ヲ絶チ、他ノ諸國ト往來仕ラズ、總テ海外ノ人情風俗一向不案内ノ事ニテ、在上ノ方々モ外國ノ者ハタマ夷狄ノ様ニノミ思召サレ、殊ノ外手重ニ御取扱成サレ候ヨリ、是マデ渡來毎ニ浦賀奉行ヲ始メ、四家ノ鎮衛、其外海外ノ諸侯等其ノ節ノ固メノ人數、日々ノ雜費幾何ト申儀計リ難ク、現在今日ノ形勢、川越侯一手ニテモ日々ノ入費五百金餘ト承リ候ヘバ、積リテ十餘日ニ至レバ、何千金ト相成リ、其他會津彦根忍等新規御固メ仰セ付ケラル、ノ諸侯マデノ費用ヲ合スレバ何十萬金ト申儀實ニ測リ知ルベカラズ候、然ルニ、彼國ノ軍卒共ハ、帆柱ノ上ニ登リ、煙草ナンド吸ヒナガラ談笑自若トシテ我方ノ形勢ヲ見物致シ、船大將ハ日々音樂ヲ奏シ、樂シミ居候由、誠ニ殘念至極ノ事ニ御座候加之、個様ノ儀年々御座候テハ、先ヅ以テ大小諸侯ノ疲弊日々ニ迫リ、果ハ防禦ノ手當モ行届キ難ク、未ダ戰爭モ起ラザル前ニ財力モ盡キ候ハ必然ノ勢ニ御座候。——萬一、只今ニモ彼ヨリ事ヲ起シ亂暴ニ及ビ候節、品川邊マデハ明渡シ同様ニテ、タトヒ陸軍ヲ以テ固メ候トモ、防禦ノ策ハ如何有之哉、此ノ場合ニ至リ候テハ殆ド愚存ノ及ブトコロニアラズ候」云々傍若無人、かくの如くにして、之に周章當惑した幕府は、よほどの骨なしになり切つてゐたといはねばならぬ。幕府は、寛政以來、達眼の士の絶叫にも拘らず、海防無爲、國防無策、而

して、今更のやうに驚いた。儉安顔面の天譴であるが、とにかく非常の國難に當面した。窮々の情知るべきである。そして國論は鼎の如く沸きあがつた。浦賀奉行戸田氏榮の上申にいふ、

「先刻御届申上候異國船相糺し候處、アメリカ合衆國政府仕立の軍艦にて、二艘は大砲二十挺餘り、一艘は總體鐵張の蒸汽船にて、一艘は大砲三四十挺、バッテリー七八艘、是れまた鐵張の様子に相見受け、一艘は大砲十二挺据え、進退自在にて、ろかい相用ひず、迅速に出沒仕候、應接のもの寄りつけ申さず、漸く申し諭し、一人乗組み相諭し候處、國王の書翰護送いたし、奉行へ直ちに相渡し申すべき旨申し聞け、組の者の話など受けつけ申さず、既に江戸表へも相通じおき候旨を申し、泰然自若と罷在り、なほ同様の軍艦數隻渡來致し候段申聞け、一切船の近邊へ近寄り候こと相斷り申候」云々

とあり。軍艦の大きさ、長さは三十間餘、幅員六間より八間の、千噸足らずの蒸汽軍艦二隻、檣船二隻、備砲といへども、十六門乃至二十四門にすぎなかつたが、しかし、「泰然自若」として幕府を呑んでゐた。しかも、わが方へあたへた衝撃は大へんなもので、櫻痴居士の次の一節にその一斑を窺ひ知ることが出来る。

「彼理渡來について、幕府の騒ぎは、左ながら鼎の湧くが如くにて、江戸を始として、武藏、

相模、伊豆、下總、上總、安房の海岸は、俄に諸大名へ仰せてその警衛を命ぜられけるに、二百有餘年の泰平に慣れたる悲しさは、武備としては更に整ひたる状もなく、急に商家に就て甲冑武器を買ひ求め、用達に命じて足輕を備ひ入るゝなど恰も驟雨に會ひて板庇の雨漏を防ぐの光景、その笑止さは目も當てられぬ程の仕宜、たま／＼武備整頓と誇り顔せる大名も、その警備に繰り出したる人數の行粧を見れば、或は小具足陣羽織にて、皆な紅に日出したる陣扇を翳せるもあり、或は重代の着長紺糸絨の大鎧草摺長に一縮したるもあり。滋藤の弓脇に挟めど、截符の征矢をば負ふや負はずや、大黒の駿馬に鞍置けど、鎧泥障を掛くるや掛けずや、伊達鞘掛けたる大槍は、梅檀卷より半朽ち、狸々狝の袋に入れたる鐵砲は、巢内の錆付けたるを何にすべき、三貫目の大筒は手車に載せられて、陣道具と伍を同うして引出され百發入りの火藥箆筒は人足に擔がれて辨當箱と俱に相並びたり。早打の注進、乗切の物見、櫛の齒を引くが如く、臨時の登城、夜中の出仕、人橋を掛けたるよりも繁く、凡そは、日本六十餘州の騒動、喩ふるに物なかりけり」云々

とあり。「續々泰平年表」には更に次の如き記載もよむことができる。

「浦賀その外、諸處の陣屋より晝夜を分たず、注進の汗馬、並びに海陸の飛脚往來、櫛の齒

を挽くよりも忙しく、江戸の大都會華の巷も俄に修羅の衢に變じ、萬の武器調度を持運び、市中古著あきなふ店には、陣羽織、小袴裁付等をかけならべ、下駄傘をひさぐ家には、一時簞笠を商ひ、また鍛冶を業とするものは、家毎に甲冑を鍛ひ、武器商ふ店には古き物具をかさね、その價平日に倍せり。且、海邊に屋敷あるものは、老幼婦女その處を立退き、家財雜具を持運び、さしも廣き大江戸も、錐を立つべき處もなく、奔走狼狽して、往來實に混雜したり」云々。

之を、たとえば、落首などの下世話によれば、更に更に、痛烈切實な描寫にそれをよむことができる。

毛唐人など、茶にして蒸汽船（上喜撰）うかされ出すと夜もねられぬ

長き世に、なまけた武士のみな目ざめ、あめりか船の水戸のよきかな（なかきよのおのねふりのみなめざめなみのりふねのおとのよきかな）

古への蒙古の時とあべこべに、ちつとも吹かぬ伊勢の守（當時の關老阿部伊勢守、守は神に通ず）風

三味線の胴が具足の胴と化け、てんつるてんの黒の紋付

陣羽織、一寸異國へ洗ひはり、ほごして見たら浦賀大變

水無月や、四艘の船のみなと入、上を下へとさはぐ浦かな

阿米利加の、米よりくはぬ國なれど、日本人はあはをくふなり

神風は昔のことよ千早ふる神や佛に俄か追従

上喜撰（蒸氣船）呑んでかゝれと井戸がいひ（井戸對馬守、談判委員の一人）

武具馬具師アメリカさまとソツといひ

アメリカが來ても日本恙（筒が）なく

國情騒然、國論沸騰の狀をこれ以上こゝに冗談するのは主題でない。ペリーの交渉始末についても、すでに周知するところであるが、彼は、このとき、國書を幕府に呈して、その答書を幕府の提言に従ひ、來年まで延引した。幕府は、諸侯、布衣以上の諸有司に徴して意見を聴き慌て、大船製造の禁を解いたりした。嘉永六年から翌安政元年までの間に周章して諸家が鑄造した大砲數は、次の如きものである。

貫目以上 五五〇
百目以上 五〇七

拾匁以上 三〇五

八匁以上 一二二

合計 一三七四

さうした騷擾の世に、國民が黙つてゐるわけはない。その意氣も譏笑も、前掲の落首に、その片鱗を窺ふことができるが、魚河岸の血氣な連中が、酒樽を持參して、異國船にのりこみ、夷人共を酔はせて、かくし持つた出刃で皆殺しにしようなど、一代の奇策を眞面目に建築するものもあつたといふ。或は、江戸灣の封鎖防禦を建議するものあり。この建言は六年の六月山形藩士鹽谷甲藏世弘によつて成されたもので、

「鐵の大鎖を鑄候て、富津出洲の鼻より猿島南岸まで二十餘町の處、並に、猿島北岸より相州中里まで二十町ほどのところを三筋ほどにて張切候はゞ、一時内海へ乗入候を留め候事と相成るべく」云々

といふもので、要するに、上總の富津から猿島を経て、三浦半島に至る海上封鎖によつて江戸を守らうとするものであつた。相當至難な問題であるが、之と殆んど前後して、本銀町四丁目の市三郎なるものと、徳右衛門町二丁目の友五郎といふ町人から、連名で同様の海防建言が企

てられたことを野村兼太郎博士が報告してゐる。

で、同年七月朔日阿部伊勢守が、在府の諸侯を城中に召して、忌憚なき對米意見の披瀝を求めたときも、和戦の決は、區々たるものがあつた。まづ第一には「若し理不盡に及び候はゞ、日本國の力をつくし、半歩も退かず、安危を一戦に決し候より外なし」とする尾張藩公の主張を始めとして、水戸、越前、長州、肥前、阿波、南部、桑名、二本松、信州眞田、沼津水野の主戦論があり、「交易御免、長崎の一地においてオランダ人同様に御取扱」あるべしとする平和説が、津山、加州、宇和島、筑前、武州忍、中津奥平、佐倉堀田、掛川太田、村松堀、八幡青山、足守木下等によつて提唱され、「海岸御備筋夫々行届候までは、廉立候儀を相延し」云々といふ延期説が、川越、薩摩、藝州、彦根、今治松平等によつて唱へられたが、しかし、その何れもが、明かに當惑無策を潜めるものであつた。老中首座阿部伊勢守が當惑の状知るべきである。で、今更ながら、水戸にたよつて、齊昭の知見にすがらうとした。しかし、齊昭といへども、妙案がある筈はない。遂に、國書は受領せられ、來年再航のこととなつたのである。本庄博士の「幕末諸藩の開國思想」によると、この時、開鎖の問題を中心に諸侯が上申した意見は、數字的に次の如きものである。

- 一、意見なし 四
- 二、開戦論又は攘夷論 八
- 三、拒絶論（平和的處置による） 二六
- 四、許容論 一四
- 五、積極的交易論 二

主戦的な攘夷説は案外少く、五十四藩中の八藩がそれで、一四%六にあたる。

平和手段による拒絶論は最も優勢で五十四藩中の二十六藩、四八%一を占め、許容論が五十四藩中十四藩の二五%九、積極的交易論が最も少い。

而して之は、安政四五年になると、次の如く意見變貌する。

- 一、意見なし 七
- 二、開戦的攘夷論 三
- 三、平和的拒絶論 四
- 四、許容論 一六
- 五、積極的交易論 四

即ち、交易的許容論が輿論的になつて、三十四藩中十六藩四七%を占める。

さて、米艦再航を含んで、一先づ浦賀を去るや、その後幾くもなくして露使プーチャチンが長崎に來た。前門わづかに虎を免れて、後門また狼を迎ふるの感がある。

提督、プーチャチンが、フレガート艦バルラダ號に座乗して、クロンスタットを出發し、コルヴェト艦オリヴーツア號、運送船メシニコフ侯號、スクーナー船ウオストーク號の四隻を率ゐて堂々威風を示しつゝ長崎についたのは千八百五十三年（わが嘉永六年）の八月十日、陰曆で七月十六日である。ペリーの浦賀來航より約一ヶ月半おいてゐる。

ロシアの日本に對する野望は古いが、ニコライ一世が、プーチャチンを遣日使節として派遣するに決した直接の動機は、ペリーを日本へおくる案がアメリカで議決されたといふ情報を得たことに基づくものであつた。而して、使節派遣の形式も、従つてすべてをアメリカのそれに踏襲した。しかし、内容的には、單に、開港を要請するといふアメリカのそれとはやゝ異つて、國土接疆にもとづく境界協定の問題が逼迫した懸題になつてゐた。それは、侵攻的な當時のロシアにとつて、最も中心的な關心事であり、だから、頑固に鎖國封鎖を殊持して、この外交交渉に、始めから否認拒絶のポーズにあつた日本へ對しては、餘程の覺悟を孕んでゐた筈で

ある。一篇の「日本渡航記」は、隨所に、その威剛の鋒銜をあらはしてゐる。

かくして長崎についたプーチャチンは、十一月十一日上海へ向つて出帆するまで、約三ヶ月をむなしく滞在しなければならなかつた。江戸からの回答を待つためである。しかるに、一方ヨーロッパでは、露土開戦の氣運が逼迫したので、まづ上海に行つて、形勢を見極める必要もあつた。幕吏の長崎下向の時日を、彼はまづこの地で費さうと考へて、さればこそ、回答を俟たずして上海に向つたのである。上海には、十一月二十六日から、十二月十七日まで、一ヶ月近く滞在したが、その間ヨーロッパの事勢はいよゝゝ逼迫し、英佛の兩國も、ロシアに對抗して土耳其側に立つことになつたが、件のバルラダは、船體腐朽して、とても上海在留のイギリス艦隊と戦闘出來さうにもなかつた。匆惶として長崎に引回したのである。長崎に再び着いたのは十二月二十二日で、二十五日には江戸の遣使が長崎に着き、會議に入つた。會談におけるロシアの主張は、第一に、日本をめぐる國際狀勢の逼迫と交通機特に蒸氣船における發達を説いて、和親修交は世界的な必然であることを述べ、第二に國境確定の必要、第三に大阪と函館の開港を要望し、第四に、難破漂流についての取扱法の設定改正などで、プーチャチンは、ペリーのやうな恫喝の態度をとらず、溫情と鄭重をモットーとして、しかも強硬に求むるところ

ろがあつた。アメリカの脅威に對しては、日本に協力すべしなどと、すべてに如才がない。その會談に當つた勘定奉行川路左衛門尉聖謨は、献身的な努力と外交的な手腕によつて、巧みに之を切抜けた。修交開國のことは、祖法もあり、京師奏問、群議收拾のため、勢ひ三五年の時日を要する。開國の時は「貴國を以て第一とすべし」と約束して、とにかく延引に成功したのである。

「開國の時は」貴國を以て第一とすといふ優先權を承認して延引せしめたことは、見やうによつては、鎖國日本を守り通すための巧みな辭柄だつたともいへる。「開國の曉は」であるからである。しかし、小林氏の「幕末史」には、之について次のやうな批評がある。

「是に據りて之を觀れば、幕府はこの時明らかに祖法の維持し難きを自覺し又變通を公言するを憚らざりしも、たゞ國論の歸趨に顧みて、直ちに決行するを以て策の得たるものにあらずとなせしが如し。思ふに、當時の有力者なる肥前守は、曾て述べし如く、私に開國の見を持するもの、左衛門尉も自ら財政の局に當りて、到底無謀の戰爭の最後の勝利を占め難きを熟知せしものにして、共に阿部閣老の腹心なり。古賀謹一郎の如きは、その父伺庵以來の熱心なる開國論者なれば、これら三四人の西下は、明らかに當時幕議の頗る開國に傾けるを

示すものなり。米艦渡來を去ること僅かに數閱月、しかも一度外人渡來の旨意と天下の形勢を領會せし幕府有司の一部をして充分覺醒せしむるに足りしが如し、されど、この傾向を阻止せんとする齊昭一派の勢力も亦決して侮るべからず」云々

即ち、この時すでに、開國の旨意をもつてしたといふので、必らずしも、鎖國の鐵則を守り通すためのものではなかつたと解釋するのらしい。乃至、歴史の進行的な過程の上に、開國を必然と觀察して、たゞしばらく之を延引に計つたといふのであらう。實際、時勢はその通りに進行したのであるが、千八百五十四年、即ちわが安政元年正月十五日、ペリーは再び江戸灣にあらはれた。その先發なる二隻の蒸氣船は、すでに前一日、小柴沖に投錨した。しかるに、彼は、今度は浦賀に止まるを欲せず、十六日總艦九隻を率ゐて内灣に進入して來た。そして、神奈川の前面に投錨したので、幕府ではいよく驚いた。

ペリーは、昨年六月十二日浦賀を退いてから、非常な暴風を犯して、二十日再び琉球にやつてきた。浦賀における幕府の弱腰を見て取つた彼は、こゝでも凛々、琉球人を威迫して、もし聽かずんば王城を占領せんとまで脅迫した。そして、遂に、那覇を以て、米國艦隊のランデヴーたらしめることに成功したのである。彼は更に、ブリマウス號を小笠原島におくつて、公然

これを占領し、アメリカ政府の名においてコフィンの名稱を與へた。これらは、幕府頑強にして内地に開港を肯かなかつた場合、琉球に占據せんとする彼の計畫を豫備的に遂行したものであつた。さうした工作をすませて、彼は再び江戸灣頭にあらはれたのであつた。來航九隻のアメリカ艦隊は、次の如き編制のものであつた。

艦名	砲數	人員	船種	入津
ボウハツタン (使節座乗)	八	二五〇	蒸汽フレガット	正月十八日
シユスケハンナ	六	三〇〇	同	同
ミシシツビー	八	二四〇	同	同
マセドニア	二八	三〇〇	フレガット船	同
フアンダリア	二〇	二〇〇	コルヘット船	同
レキシントン	二六	五〇	同	同
サウダンボン	六	五〇	同	正月廿四日
サラトガ	二〇	二〇〇	同	二月六日
レユツフラ	六	四〇	同	二月廿一日

合計 九隻

一二八

一六三〇

(「日本海上権力史」による)

今度は更に態度強硬をきはめて、幕府の確答を求めた。これより前、前年十一月一日、伊勢守は登營の諸侯に對し、台旨を奉じて、再渡するであらう米船への態度と方針につき諭告するところがあつた。即ち、米使再來すとも、事に託して決答を遷延し、和親通商の願意諾否を明かにせずして退去せしめ、且つ、能ふ限り穩和の處置を取るべしといふにあり。しかし、萬一彼より亂暴をなすを保し難きが故に、諸侯は豫じめ防備に嚴にして、忠憤を忍び、義勇を蓄へ彼の動靜を熟察して、もし兵端開かるゝに及ばゞ、一同奮發して、國體を汚さざるやう、上下舉て心力をつくすべしと云々。而して、そのいよゝ來るや、江戸を中心にして集結した諸侯の軍勢は、三十餘萬人に達して、當時における陸上勢力を集中し了つた觀があつた。しかも、ペリーは、いよいよ倨傲尊大、威迫して神奈川沖に進入の上、品川より直ちに江戸に到り將軍に直接の應接を要求するといふ。水戸齊昭、こゝに至りて憤慨、幕府に建議して、和議の不可を唱へたが、之に同する攘夷撃斥の志士の聲も相當に喧しかつた。この時の應接委員は、いは

ゆる「亞米利加應接掛」と稱するもの、大學頭林煒以下町奉行井戸對馬守學弘、目付鶴殿民部少輔長銳、儒者松崎滿太郎の四人に、浦賀奉行伊澤美作守政義であつた。かくして會談の結果は、林、井戸の上申書に「詰りは、通商の試みを始め候約をいたし候より外に取扱方無御座候何とも残念至極に奉存候へども、御武備御整ひ無之上は、恐れながら御取扱これあるまじく奉存候」とあるが如く、鎖國の放棄より外に途がなかつた。しかも、敵は「我意を張り兵力を以て壓倒致すべきの氣象のみに御座候」といふ脅迫的なものである。開國の當否は別として、かくの如き敵に對つて、かくの如き態度で讓歩せねばならなかつた幕府は、遂に、徹頭徹尾、議せらるべきものである。當時の、ペリー復命書なるもの、一節によむと、われらは、米譬への憤懣を更に新たに於て、今日の對米宣戰が、必然の條理の上であり、その由來の深刻なるを思はざるを得ない。云はく、

「予は威力を以てせまらずんば、わが希望を貫徹すること能はざるを察したるを以て、戰場に臨めるときは、兵士に操練を行はしめ、艦隊には戰鬪準備を命じ、且つ、日本官吏に對するには、威儀嚴然、毎に果斷の所置に出で、長崎回航の彼れの要求を拒絶し、自ら上陸して將軍にわが意見を陳述せん。たとひ、之がために不測の變を生ずるも敢て辭せずと斷言

し、尙ほ、江戸灣に艦船を進めて彼を威嚇し、終に好結果を奏することを得たり」云々

と。かくして、三月三日、十二ヶ條より成る和親條約は調印せられたのであつた。いはゆる神奈川條約の成立である。しかも、この年の七月、英艦四隻、ゼームス・スターリングに率ゐられて長崎に來航、之に相踵ぎ、而してその十二月、突如大阪灣にあらはれたブーチャチンとも之を締結せざるを得なかつた。「此末、わが邦もし外國と通商いたし候時もあらば、貴國は土壤相接するの國ゆえ、交易筋並にその他とも、外國同様に取扱べき心得に候」といふブーチャチンに對する川路の公約が、自然履行されねばならなかつたからである。之を下田條約といふ。

然るに、神奈川條約によれば、その第十一條に「兩國政府において無據義有之候模様により合衆國官吏のもの下田に差置候儀も可有之、尤、約定調印より十八ヶ月後に無之ては、其儀に及ばず候事」とあり。この一條の發展が、安政五年正月の米國との通商條約十四ヶ條、貿易章程七則となり、開港となり、爲に内政外交の上に扞格する衝突の因となり、堀田正睦をくるしめ、安政の大獄となり、櫻田の變となつたものである。即ち、かくして幕府の鎖國海防はこゝにその終末をつげた。

第二項 開國海防の建設

幕府が外敵に接して最も痛感したのは、もちろん軍防の廢闕と不備であつた。ペリーが、傍若無人に、無念きはまる威剛を敢てしたのも、一にわれに軍防の備なきを知つてゐたからである。ゴローニンでさへ「短い大砲で、砲架のないのや、案山子の砲架に据ゑたものだ。まだその外に火繩筒や刀がある。それも一人に二本づゝも、立派なものをさしてゐる。だが、そんな玩具で何が出来るものか」と、武備に關する限りは、輕蔑しきつてゐるではないか。

幕府の水軍は、これを船手といつた。中世から近世へかけての水軍の異常なる發達は、徳川時代初世までは、その傳統において、立派な「全流」にまで展開した。そして江戸と大阪にその専任の職官があつて、船手頭として指揮にあたり、水手同心數百人、並に關船小早など稱する大小の軍船が之に隸屬したが、寛永の鎖國令以來、その名を存して實を失ふこと二百年。殆んどその力を失ふに至つた。この故に、明和安永の頃から、國防海防の事が問題になつたけれども、それは單に識者における横議として、幕府は、ひたすらに自衛のために諸侯におけるそのやうな發展を抑壓し、幕府自體におけるその整備にさへ苟且儉安の夢を結んで、荒怠無關心

にすごした。鎖國が、眞實に、自信的な攘夷であり、また攘夷であり得るためには、積極的な水軍の整備と海岸固定の防備が必要であつた筈である。それこそが、鎖國を絶對たらしめる必須の條件であり、さうした強固の海防主義の上のみ、眞實の鎖國主義は成り立つべきものであつた。しかるに、幕府は、内國的な擾亂抑制に専らにして、この一義を忘却した。しかも、それにも拘らず、何故に、海防なき二百年の平安を保ち得たかは、一の僥倖にすぎなかつた。而してその「僥倖」を理由づけるものとして、われらは、近世初頭における日本の國民的海事發展に伴ふ國威の光輝、勇武の風聞が、ひそかなる異國的脅威になつたことを主因として、その餘光であり、而して尙ほ且つヨーロッパ自身の内訌であつたことを、すでに別の述作において見た（拙著「日本海防史」第六章參看）。全く、さういふ意味での僥倖的な平和の中に、何らの海防整備なき徳川の鎖國政策は、その二百年の生命を保ちえたのである。

寛政以降、特に北境の異國的刺戟に原因して、海防の論議が盛んに起つたので幕府もやゝ之に關心は示したが、やはり切迫したものではなかつた。しかも、殆んど、之に應ずるの策は具體化しなかつたのである。水野出羽守忠成執權に際し、外舶の渡來姑らく絶ゆるや、またまた儉安に姑息して、鼓腹兵要を晒ひ、士風怠廢、従つて邊防の事亦措いて問はず。天保年間、水

野越前守忠邦や、注意するところあり、阿部伊勢守に至り、外船頓に頻來するに驚かされて、經營に苦心すといへども最早や遅きの感あり。しかも財力の缺乏は、之を奈何ともする能はず。浦賀奉行戸田伊豆守、淺野中務少輔、乃至江川英龍の浦賀下田に關する防備の建策も無爲に了つた。何はともあれ、一代の砲術家を、登用することはせずして、幽閉するに至つては、とにかく沙汰の限りである。あれほどに盛んなりし熱情の海防論議が、大聲俚耳に入らずではなくして、幕吏高閣の耳に聞えなかつたのは何とも致し方はない。當時の時情に見て、財用の不足の如きは口實になれぬ。要は逼迫した海防觀念がなかつた故である。文化年間、フエートン號事件以後、鍋島藩における長崎の防備は、甚だ見るべきものあり。江川と象山等當代の砲術家に聽いて、伊王島、神島に築造した砲臺の如きは、一の威力になつた觀があるけれども、浦賀を中心とした江戸灣の防備は、殆んど問題にならぬほど薄弱なものであつた。泥坊を見て繩を縋ふやうな嘉永年間品川臺場の築工の如き、むしろ醜態の暴露でなければならなかつた。

しかも、さうした固定防禦のみではない。最も肝腎な水軍がなかつた。軍艦一艘つくれない御時世だつたのである。水戸齊昭の如き、その大船製造の禁を解くべく大童の建白をしても、徹頭徹尾肯かれなかつた。大船の禁は、脆弱な小船をしかつくれぬから、水軍どころではな

く、運送にさへその便を失ふといふ状態にあり。齊昭、之を嘆ずること深く、天保九年、ヨロツバの式に倣つて長さ二十間、幅六間二尺七寸の軍艦をつくり、之を日立丸と名づけて家藏の海防軍艦たらしめんとしたが、幕府はその使用を許さなかつた。大船の禁は單に祖法であるといふのみでなく、船手奉行など、むしろ大船無用の論據を持して、之を固執してゐたものさへある。弘化三年、大監察筒井紀伊守が閣老の下間に答へた上申書によると、

「本邦にて異國船の如き堅船造立仕り候ても、諸道具はもちろん、乗廻りの方相辨ぜざること故、動靜自在に相成らず。すでに近來水戸家にて試に造立有之候ところ、船重く候故、風力にて動きも仕らず、波濤にも浮方悪しく、波を被り、悉く不都合にて、人力にては自由自在に動靜仕らず、誠に用立ち申さず、困り入り候やう承り申候。しかる上は船を以て迎へ候儀は第一の失策にて、又、異國船同様に船造り立て致し候儀は、乞食の乗馬を所持仕り候と同様にて、帆詰、繩詰、碇その外の道具連續仕り申さず候ては不利不益此上もなく失策と奉存候 云々

とあり。元來、乞食が乗馬を持つてゐるやうな状態にあること、及びその状態におくことが、危険極まりもないことなのではないか。大監察の意見にして、すでにこのやうな因循消極きは

まるものであつた。

しかし、嘉永のアメリカ船來航によりて、幕府は、今更のやうに驚いた。始めて、二百年の夢が目ざめた形である。六年九月十五日の大船製造解禁については前に一寸述べたが、幕府は(註)うろたへて長崎渡來のオランダ人に托して數十艘の大帆船蒸氣船の購入を企てた。一時に五六十艘の軍艦蒸氣船の購入を長崎奉行に命令した。もちろん、空想に了つたが、今更らしく、幕府國防に周章するの状見るべきものがある。

(註) 大船製造解禁の令は、次の如きものであつた。

「荷船の外大船製造停止の御法令に候處、只今の時勢大船御免なされ候間作事方並船數共委細相伺ひ、差圖受くべきの旨仰せ出され候。右様御制度御變通遊ばされ候ても、畢竟御祖宗の御遺志御繼述の思召より仰せ出され候ことに候間、邪宗門御制禁等の儀はいよ／＼以て先規の如く相守り、取締向別して嚴重心得らるべく候」云々

この解禁令の發布については、島津藩の建言が、與つて大いに力があると傳へられてゐる。島津藩では藩主齊彬の英明を以てして、夙にひそかに大船の製造に着手し、その家臣をして海軍の練達に努めてゐたが、嘉永六年幕府の動向をねらつて、早速次の如く建言するところがあつた。

「此の度、仰せ出さるゝにつき、段々勘辨仕り候處、臺場嚴重に相構へ候て、異船打拂ひ相調へ候ても

遠沖へ退去之節追打之手段無之、關船にて無法に追遠け候ても必勝之義無覺束、打捨置候得ば彼方又々取繕ひ襲來可仕候得ば、頭上の蠅を追候も同様に奉存候間、御制禁之義上恐入奉存候得共、堅固之軍船並蒸氣船も急速の辨利宜敷軍事要用の品に御座候間、何卒御被仰出候様奉願候、蒸氣船の儀は一昨年來家來へ申付工夫も可成に製作可相整奉存候處、此度家來被召呼出本望之至難有奉存候間、何卒軍船蒸氣船共兩様御免之儀偏に奉願度、左候得ば皇國之御爲は勿論、琉球迄も彌御威光相響き候様仕度心底に御座候。尤も琉球砲船は製造最中に御座候得共皇國之軍船製造御免之儀奉願度且又乗習之爲め平日運送船に相用度、左候得ば異船海路妨候儀も有之間敷奉存候間、何卒願達候様御評議奉願候」云々

けれども、幾多のナンセンシカルな、しかし、笑へないエピソードを残しつつ、幕府は、嘉永の黒船來後、頓に軍備の充實と、國防の完成に邁進した。そして幕府陸海軍の建設に向つて一途を突き進んだのである。殊に、安政の開國以後、泰西の技術に學び、その様式に取り、幕末の軍事工業は、幕府としても、諸侯藩としても、いよ／＼活潑な狀況を呈するに至つた。今は、洋式兵學と兵制の移入、兵器の刷新、及びこれがヨーロッパ式整備に中心的な努力を傾倒して、憚るところはなくなつた。「彼の軍艦を見、彼の武器を見、その富強の狀を察し、その

知識の度を探り、以て我のよく彼に轂せざるを知る」が故に、たとえば薩長土肥の如き慧眼の雄藩は、まづ民力を休養し、財政を豊富にし、士氣の振興をはかり、國防の整備を努め」ることに傾倒した。幕府といへどももちろん同様である。で、安政二年正月には、天文方蕃書和解御用局を獨立せしめて、九段下に洋學所を建て、儒者古賀謹一郎をしてその頭取たらしめられた。二月には、新たに講武所を立て、西洋流砲術を教授するあり、翌三年十一月には、その西洋流の鼻祖嘗ての幽閉の砲術家高島秋帆が擧げられて徳川家の砲術師範役となつた。世は隔世の感がある。まさに、兵要技術海防への大發展であるが、もちろん、技術的には、ヨーロッパで實驗し成立したものを、そのままそつくり學ぶ外はなかつた。すつかり出來上つた形においてである。今「幕末兵制改革史」の叙述に従つて、幕末軍事工業の近代化とその移入について見るに、幕府はまづ嘉永六年に湯島鐵砲製作所を設置した。はじめこれを湯島馬場大筒鑄立場と稱したが、安政二年から洋式小銃製造を開始し、文久元年から火炮を製造し、文久二年オランダに工作機械注文、元治元年には、旋盤を使用する近代的機械工場に編制替された。と共に之を閉鎖して、關口にうつし、關口大砲製作場と改稱した。いはゆるドン／＼瀧の水力を應用して動力を得たのである。元治二年からオランダより到着の工作機械を設置した。

次には、やはり嘉永六年石川島造船所が建設された。幕府は、大船製造の禁を解くと共に、浦賀に造船修理工場を設けて大船の製造に着手し、翌年三橋帆船鳳凰丸を起工したが（木製バークで長さ一三二呎、幅三〇呎のもの）これより先、水戸齊昭は、洋式帆船の雛型を幕府に献する一方、往年水戸において製作したバッテリー二隻の中一隻を隅田川に廻航してその輕快な運航を一般に觀覽せしめ、極力造船獎勵に資するところがあつた。その結果、幕府は、解禁と同時に水戸藩をして大船製造の衝にあたらしむることとなり、即ち嘉永六年八月、水戸の家臣鱸半兵衛重時を招いてその内命を傳へた。齊昭は家臣に命じて造船の諸事を分掌せしめ、自ら親しく之を督した。そのための造船工場は、石川島の空地を以てし、翌安政元年正月二日起工三年五月、この造船所における最初の大船旭丸（二本檣の木造帆船、バーク、長一二六呎、幅三二呎、深二四呎）を完成した。しかし、單に蘭書に載する雛型を模してつくつたものであり進水の結果舳が軽くて動かさず、始めて國人によつて造られた折角の新洋式の帆船も、徒らに厄介丸の名にうたはるゝに了つた。

旭丸について、同所では君澤型のもものが四隻建造された。二本檣の帆船で二百石或は百五十石大のものでつたといふ。之は、小型のものであるが、設計構造に缺陷なく十分能率を發揮す

ることが出来た。爾來造船術はいよ／＼進んで文久二年の五月起工された砲艦は、いはゆる千代田型の木製二本檣で、螺旋汽船であつた。(スクーター、長九七呎、幅一六呎、吃水六・八呎、排水量一三八噸、馬力六〇)わが國最初の蒸汽軍艦である。元治元年、石川島造船所の擴張方針が幕府によつて決定せられ、オランダに造船用設備購入のため、肥田濱五郎の派遣さへ見るに至つたが、しかし、横須賀製鐵所建設計畫が別に樹立されたため、それに譲られて維新に及んだ。

安政二年八月、オランダは蒸汽軍艦スピン號を幕府に献納することとなり、和蘭の領事ド・ンクル・クルチウスと長崎奉行荒尾石見守との間にその受渡を了つた。之を觀光丸と改稱して海軍術傳習の用に供した。この前年ベルス・ライケン以下、蘭人二十二人を止めてわが海軍術傳習の先達たらしめた。乃で、時の軍艦奉行木村攝津守を初代所長に任じて始めて海軍傳習所ができたのである。歐式海軍設立の端緒であるが、小普請勝麟太郎、小十人組矢田堀景藏以下幕士子弟の俊秀三十二名が選まれてこゝに學び、尋いでまた三十七名を派し、尙ほ請によりて鹿兒島、福岡、佐賀、津、福山、掛川等の諸藩士をも交へ、航海術、運用術、造船學、砲學、船具學、測量學、機關學、砲術、訓練の九種科目について傳習せしめた。

傳習所の設立と同時に、長崎製鐵所設立の議も具體化さるゝに至つた。文久元年四月に竣工したが、その技師としては、ハルデス以下十數名のもがオランダから傭入れられた。鍛冶場、工作場、鋸鐵場の三工場から成り、蒸汽罐を有する純然たる機械工場である。この長崎製鐵所では、安政四年五月はじめて長崎形(瓊浦形)と稱する長十五間、幅三間の汽船一隻を新造した。而して、この製鐵所は、明治元年政府によつて官沒された。

幕府は、長崎の地僻遠にして、その製鐵所は、規模狭小なるを以て、巨船をつくるに適せずとし、別に一大船廠を江戸灣に創設せんとして即ち横須賀製鐵所ができた。幕府掉尾の一大事業であるが、幕府は之によりて、第一に對外防備を強化し、第二に幕府權勢の維持のための軍備を充實し、大に歐式工業の技術を振興せんとしたのだといふ。その建築起工式をあげたのは慶應二年の九月であるが、この建設については専らフランスの智能にたよつたので、この計畫は小栗上野介が一世一代の仕事であつたらしい。で、栗本安藝守が、幕府の衰勢を以てしてはその出資の夥大なるべきを案じて、事業の前途につき、友人らしい忠告をしたとき、小栗は破顔一笑して答へたといふ、當今の經濟は、どうせ遺線身上で、たとへこの事業を起さなくてもその財力を移して、他に供するといふが如きものではない。だから、無かるべからざるのドツ

ク修船所を取立てるとならば、却つて他の元費を節約する口實ともなるであらう利益がある。また、いよ／＼出来上つた上は、旗印にのしを染出すも猶ほ土藏附賣家の榮譽を残すであらうと（筆者が嘗つて、幕末の陸軍總裁松平太郎氏の養嗣太郎氏に直接聞いたとして、拙著「日本海防史」に引用した話は、之を意味するのではないかと思ふ）結局、それは土藏附賣家ならぬそれとして、明治政府に接收されたのであつた。

さて、右は、幕府における、近代的兵防への装備として、その軍事工業に發達した一斑を述べたものであるが、之に伴つて諸藩も盛んに之に倣つた。かくして、今や、全國をあげて、近代的な軍備の充實に一念し、而して、歐式陸海軍への建設へと邁進したのであつた。前にもいつた通りに、本來ならば、鎖國海防時代にこそ、かくの如き軍備の充實は實行せらるべきものであつた。しかるに、開國と共に、はじめてさうした實行への努力を示したといふことは、兵備充實への痛切な關心が、はじめて鎖國主義の放棄と開國へ、幕府を追ひこんだといふこともできる。即ち、海防手段としての鎖國海防を完全に見限らねばならなくなつたからだといふ意味においてである。

とにかく、かくして幕府の開國的な歐式海軍の建設が發展的に現代海軍成立の根元となつた。

第十章 海防思想の政治性

私が前章に説明した、いはゆる攘夷海防論においては、攘夷を目的とし主眼としての海防整備の主張である意味において、また鎖國海防の名に相應すべきものであつた。本来、鎖國海防のありやうは、かくの如きものとして、完全に整備された海防の上のみ考へらるべきものである。故に、いはゆる攘夷海防は、その點に特色を把握しての、私が假りに用ひた名稱にすぎないが、かくの如きものとして、その概念を規定すれば、攘夷海防は即ち鎖國海防としてその最も強張されたものである。攘夷海防の主張者水戸齊昭においては、寛永の鎖國が幕末の攘夷海防（いはゆる攘夷論ではない）となつたのではなく、寛永の鎖國主義そのものが、かくの如き本質のものとして攘夷主義そのものだつたのである。幕吏が、祖法として株守した鎖國主義は、大船をつくらず、單に外國との交渉を絶つといふ消極的なものだつたが、齊昭においてはその祖法の意義が、すでに更に積極的なものとして把握された。彼においては、鎖國は攘夷としての更に積極的な弾力性をその本質として常に内に含むものでなくてはならなかつた。その

弾力性の故に、消極鎖國の態様は、積極攘夷の體制となるけれども、齊昭は、寛永鎖國の昔に溯つて、本質的には祖法としてのその退嬰主義を認めない。文字通りに、鎖國は、一の鎖國海防として觀念された。

外國力の促進を當面に、幕吏と攘夷海防論者との間には、この點に對立的な立場が擁せられた。齊昭が、その「明君一斑抄」に海防緊急をうたひ、大船製造をいふや、しばしば鎖國祖法の本末を説いて、或は「三代將軍御代には、異國船の沙汰も今の如くにはこれなきに、大猷公(家光) 黒田鍋島へ命ぜられ、防禦永續仰せつけられたるは深遠の御仕置と感じ奉るも餘りあることなり」といひ、或は「東照宮御意にも、異國亂るゝと聞けば九州のよき武將をえらび、異國の押えとせよとの御事なり。この御遺志をつがせたまひ、大猷公以來」云々といひ「出火と兵亂はいつ何時これあるや、前日より分りるることばかりはこれあるまじく、何もなき靜謐なる時に御備ありてこそ、御用心とは申すべけれ」といひ「憚りながら東照宮上意にも、差したる替りもなきに、本より法を替ゆることは宜しからざる由、御意にて考ふるに、敵國の模様、三代將軍家の御代と替りたるにも御構ひなく、昔のまゝの御法を用ひたまはんよりは、敵國の事情をも斟酌したまひて、末長く天下を守るべき御事ならずや。執法の役々、御法度を守るはその役

目にて、尤も至極のことなれども、御舊法さへかへざれば戦争に敗くるを宜しといふ理はこれあるまじく」將軍變通の決斷を望むといふが如き、或は、大船製造の禁令が、海外渡航抑止の意圖のみでなく、對內的の撥亂の意圖を有したであらうことに皮肉をとばせて「二百餘年の御恩澤にて、三家譜代大名はもちろん、外様までも異義これあるまじく、たとひ萬々一心得違の者ありたりとも、此方、大名の船位を御防ぎ相成らざるほどには、とても異船千萬艘來りたるをば如何にして防禦し給ふべきや」「大名らを御氣遣のため、海防まで危かにし、船の製造御免なきは遺憾」だと晒ふ。とにかく「勇武を尊び、夷狄を近づくべからざるは、神代よりの大道理にして、しかも三代將軍お始め、精々戒め給ふところにて、萬世の大法」である。いついかなる場合でも、それだけの覺悟と用意が要請さるべしとしたのが齊昭の攘夷海防論だつた。即ち、鎖國主義、政策のありやうを主張したものととして、幕府と扞格する何ものもなかつた筈である。然るに、幕吏においての鎖國政策は、必らずしもさうしたものではなかつたらしい。單に、見解の相違といふのでなしに、彼らにとつてはそれは、無條件に單なる「祖法」なのであつた。幕吏は、祖法を形式的に守りさへすればいい。それと共に、その消極的な保守に立てこもつた今一つの理由は、時代的に孕まれて一の精神になつた幕府の非戰主義である。或る人は

之は寛永以来のもので、鎖國主義を性格づける本来のものだといふが、しかし、必ずしもさうではあるまい。が、とにかく、泰平に狎れては之は幕府そのものをさへ性格づけるものとなつた。幕府は事なかれのみ、その手段に齟齬したのである。この故に、いはゆる攘夷海防に對しては、すでにその主戰的な根本の態度が、幕府の方針と衝突する。鎖國と攘夷と、それは同じ方向においてありながら、互に相容れない根據はこゝにあつた。その徒が幕府の冷遇と迫害の中にあつたのもそのためであり、而して、たとえば、高島秋帆の如き兵要論者が、尙ほ且つ白眼視されたのもそのためである。佐久間象山にいたつては、殊に、單純な兵要論者たる以上、はつきり攘夷海防論者だつたといへる。私が、本書第七章において述べた殆んどすべての海防論が、海防兵要を論ずる限り、而して、外國の脅威を説くかぎり悉くみな幕府のこの保守性とは扞格する。況んや、蘭學者における開國思想と、開國的な海防思想においてをや。

然るに、嘉永以後、くわしくいへば安政開國以後において、幕府自體の事情がかはつた。幕府は、その非戰主義の故に、こゝに開國せざるを得なかつたが、この鎖國政策の放棄は、露々たる海防論の上に、どのやうな變化を及ぼしたか。

蘭學者における開國的思想と、開國海防論は、それで幕府と同じ歩調の軌道にのつた。兵要

海防も技術海防も、今や得意の絶頂に多忙である。開拓海防も、海防開拓も、發展の本筋を進むかに見えた。これで、幕府の開國と正面的に衝突するのは、たゞひとり攘夷海防論のみである。しかし、嘉永安政と時代を下つて、外國の促進急なるに及んでは、これら攘夷論海防論者も、自らの弱性に省みて、頑固一徹ないはゆる攘夷主義でない限り、開國の止むべからざる勢と時情を知つた。攘夷海防論者といへども、海防の上に自信のない主張はできぬ。かくして、その議論はやゝ低調化して行つた。嘉永六年と安政四五年の交における諸侯開鎖の意見について前述したが、そこでわれ／＼は、主戰攘夷の硬論が割合に弱勢であることを知りうる。即ち前年度においては五十四藩中八藩一四%六、後年度においては三十四藩中三藩で、わづかに八%にすぎない。以てその傾勢を知るべきで、開港論が、既に一つの輿論にならうとしてゐる。だからいふところの攘夷海防論も、端的當面の撃攘であるよりも、海防の張興といふ事實の前に、攘夷のポーズが強張されて行く開國海防に、満足せざるを得なかつた。實際それでいゝのだ。とすると、前代の海防論はこゝで一切が一應解消したかに見える。

たしかにそれは解消した。海防論としては解消したが、しかし、それは特異の立場におけるその政治性において、再び變貌してあらはれた。それに内在し含蓄さるゝ政治性だけが、獨

立してフェニックスのやうに再生した。

それについてまづ蘭學者の海防論から見て行かう。

松平定信は、蘭學に對して、蠻國は理に精しく、天文地理兵器醫術等において、實學的な利が多いけれども、しかしその勢の赴くところ、好奇の媒介となり、進取開化に趨る結果は、都合な事を教へたりいつたりすると戒めて、その世界主義性を警戒してゐる。利益は取るべし弊害は遠ざくべしとする見方から、蘭學發展のヘゲモニーを、幕藩の手に收めて統制しようとした所以であらう。その科學主義と世界主義に纏綿する反封建的反幕思想への媒介となるかもしれない性格に、鋭い洞察力を示した。小林庄次郎氏の「幕末史」一節に次のやうな叙述がある。

「此の頃において、蘭學者の主張するところは、必らずしも積極的の開國論にあらざれどもその最も憤慨し誅議せしは幕府の異船打拂の令にありき。然るに、この派の中には、徒らに西歐諸國の強盛を説き、到底わが邦人は拮抗し得ずと極論して、國民の士氣を挫折せしめしものありてその弊害も亦少なからず、この點は、有司並儒者、兵學者流はもちろん蘭學の智識に富める朝野有識の士の非難をも免れざりき。今、當時民間における論議の狀を伺ふに、

蘭學者は頻りに西歐國勢の強、兵鋒の勇銳、戰艦火器の精巧を説きて、本邦は迥かにその下風にありといへば、兵學者流はまた之を嘲笑して、軍の勝敗は全く氣に決す。われもし武備を嚴にし毅然として敵の來るを待てば、勝を期し得べしといふ類にして、共に一の偏見たるを免れず」云々

極端な西歐心酔と、頑固な攘夷主義者と、共に、未だに現代にもそこらにちら／＼する風景であるが、たとえば「海防臆測」における古賀侗庵の如き、識見超邁な蘭學者はあつたとしても多かれ少なかれ、總じての蘭學者におけるこの西歐主義は、たしかに、定信の洞察的な憂慮に値するものであつた。徳川時代におけるこの近代的知性、若き知識層としての蘭學者たちにおいては、この西歐主義は、性格的に、いはゆる世界主義につながるものであり、祖國主義の立場をふらつかせる傾向と危険の上にある。單に、鎖國主義の上に、その開國思想が背馳するの故に、彼れらは祖國に背くといふさうした形式觀からではなく、もつと根本的なところで彼らは祖國を蔑視し忘れたがる。魂は、心酔するものゝ上に祖國を游離して行くのである。少くともさういふ傾向の上にあつた。この傾向は、しかし、もちろん事實や行動にはあらはれて來ない。單にさうしたものとして性格づけるに止まる。而して、それは、眞に憂國的なものとも必

らずしもさうでもないものを併せて、しかし一様に祖國への批判となつてあらはれた。まづ鎖國主義への批判である。そして、更には、幕府それ自體への根本批判として、閉鎖的な封建體制への解放的要請としてあつた。

當代の蘭學者は、小林氏もいふが如く、開國論者ではない。しかし、必然的に、開國論に性格づけらるべきものであつた。そのやうに、祖國に背畔するものではない。しかし、背畔する性格の非祖國主義、即ち世界主義への傾向においてあつた。

蘭學は、元來「封建社會に對する積極的な意識的自己批判として誕生したものではない。封建的な支配者による封建社會への補強として出發しなければならなかつたことが、他方新傾向としての實證主義的客觀主義的研究による庶民的傾向との合體として、即ち實學てふ名稱のもとにその勃興を見るに至つた」のである。「従つて蘭學は、その當初から世界觀そのもの、批判として生れ出でたのではない」。しかし、蘭學そのものが、ヨーロッパでは、封建社會との抗爭の中から、近代社會の誕生と共に生れ出た近代的科學であることからして、學そのもの、性質上、封建社會に對する批判を孕んだものであつた。而して、この根本的な批判性の上に、現實的な反封建的性格を規定したものは、外國的な勢力の促進に對する、自己解放による自己の

防衛といふ傾向においてあつて、さういふ傾向的な條件によつて規定された。蘭學者における海防論もこの點に、その特色的な性格を背負ふ。だからそれは、海防論としての單一な純粹さにおいては把握することが出来ない。いはゞ、彼らの海防論は、一つの文明開化主義たるにすぎなかつた。言ひ換へると、文明開化主義と、一聯の關係において云爲されたものにすぎない。従つて、またその開國思想と一聯のものとして、鎖國主義とは扞格する性格的な宿命の上にあつたが、もちろん、開國以前の蘭學においては、國內的に開國せざるべからざる衝動の成熟が十分ではなかつたのであるから、開國論を提げての堂々たる反封建抗爭、反幕府的論議としては果敢に國民運動化することはなかつた。地動説の最初の紹介者たる中野柳園は、享保元年ケンペルから譯出して鎖國論の中に自己の見解を述べ、明白に鎖國政策を支持してゐる。「夢の代」の山片蟠桃が、寛政年間露國よりせる開港要請に拒絶の態度を示した幕府の處置に同意してゐるが、藤井信氏にいはせると、之は「蘭學に於ける國際的契機の自己限定を表現してゐる」。しかし開國以後になると、その反封建的性格への自己限定性は、國學との習合によつて、無限の發展を遂行したかに見える。

蘭學者の中で、最も反封建的であり、批判的であつたものは、純粹の自然科学者ではなくし

て、何らかの形において、新世界觀を有してゐたものであつた。蘭學における新世界觀の獲得は、實學としてのそれを更に一步進めて、一つの世界主義國際主義へ飛躍せしめる。その結果は、當然に、祖國への批判を孕むであらう。しかも、その世界主義の故に、その批判は國內的な封建體制への否定として成立するのである。鎖國否定も、開國論も、海防論も、その批判過程のものたるにすぎないが、しかし、それらの懸案がすべて解消したのちに、そこにはこの反封建性のみが残るであらう。この批判性は、近世封建體制倒壊への有力な批判力となつて討幕行動へと指導理論化したのであつた。由來蘭學における批判性は、それは、萌芽的に、まづ封建體制への支柱的な中心思想たる儒佛への批判として成立した。さういふ意味で、蘭學はすでに、その出發點たる封建社會の補強といふ實學的 성격への否定を中に潜めるものだったのであつた。しかし、それは、あくまでも結果的な成行としてであつて、儒教に孕まれた國學が、復古思想による自己批判において、儒佛の國家思想に對する反省から出發したのとは譯が違ふ。けだし國學は、かくして近世封建制の支柱觀念たる儒教における國家觀世界觀に對する批判から生れた。そこに尊皇論の理論的な且つ實踐的な根元があつたが、この反封建性反幕府性の上に、形式的に蘭學と國學との習合する契機を含んだ。即ち、蘭學でさへもが、國學に習合して

尊皇主義と共に、討幕の一役を買つたと見ることが出来る。それは、一言にしてつくすなら、蘭學者の海防論は、かくの如き意味の世界觀的發展における過程的な主張であり、批判にすぎなかつたその性格において、それ自體の問題を解消すると共に、かくの如きものとして、更に幕府の牙城に迫り、その根元に批判のメスをつつこむものとして、思想的に變貌したと見るべきである。海防論もまた一の舊體制への——即ち幕府への、批判としてであつたにすぎない。逆に海防論自體が、この根本批判の、一のあらはれであり、思想的變貌だつたのであると考へらるゝ。

次に、兵要海防思想について考へる。開國と共に、幕府は、兵備の充實、軍防の整備にこれ努めて、そのための軍事工業は、諸藩でも幕府でも頓に興つて來たのであるから、之も一應問題は解消してゐる。しかし、その中で、特に注目すべきは佐久間象山だつた。

文化三年、幕府は、内憂と外患に悩みぬいて、また／＼布達を下し、非常の際、庶民をして動搖せしめざる良策につき、諸有司の忌憚なき献策を廣く求むるところがあつた。この諮問に應じて、目付羽田十左衛門は、大體次のやうな議論をしてゐる。

天下非常の備とは、結局兵卒の員數を増すことである。しかし、兵卒の増徴には、その給養

の出費が際限もなく膨大する。徒らに兵を蓄ふるによりて、生民を困窮に陥らしめ、即ち世の中を疲弊のどん底にぶちこんだ事例は、史上に瞭かであつて、それではやり切れないのみでなく大害を伴ふ。されば、この弊害を避けて、しかも非常の備に完璧の陣を布くには、農兵の制に如くものはないといふのであつた。いはゆる農兵の制とは、代官支配の百姓共の中から壯丁を選び、平常は農業その他に従はしめて非常に兵用とするといふ一石二鳥の策であるが、之を御料組或は在組となへしめる。さうした内容の献策であつた。

由來、農兵論については、これより先、嘉永二年江川英龍が幕府に伺書を提出して、非常時における百姓の動員につき許可を乞うたが、同六年長州藩からもその浦賀防備に「土着の農民を以て兵卒となすべきこと」が提議された。眞木和泉の農兵論や、佐藤信淵の民兵論はすでによく知られてゐるところであらう。之に對しては、たとえば幕吏木村政藏論するところの如き反對論もあつたが、反對の理由は、要するに武士階級の擁護にあり、百姓、士分を無みするに至り、公儀の秩序を紊るといふにあつた。それでもそれは「冗費を省くの一」として、幕府でも諸藩でも盛んにいはゆる民兵の採用を見た。幕府は文久二年から、土佐藩は安政三年、長州藩は、松江藩紀州藩と共に文久三年から、一橋家は慶應元年から島津藩はその二年から、何れ

もその編制を實行したが、殊に文久二年の但馬の農兵、山國郷の山國隊等、民間私兵としての草莽隊の勢力は侮るべからざるものがあつた。

これらの民兵は、兵備の不足に原因して「冗費を省くの一」途に成立したものであるけれども、事實においては、平民階級の武士階級に對するものとして、對抗的なものとなつた。西郷南洲は、十年役におけるそれにおいて、いはゆる民兵を主體としての官軍が、完全に、武士軍を壓倒したことに對して感慨を洩らしたと聞くが、この民兵の制度は、單に「冗費を省くの一」たる以上に、元來が「皇朝古の佳制」なのであつた。

中世における武士階級の成立については、こゝに贅せぬ。上古、皇國統帥の大權は、天皇親ら之を乗りたまうて、兵制は、いはゆる國民皆兵の原則の上にあつた。諸國に壯丁が徴されて、或は防人となり、或は衛士となり、邊境京畿を守つたのである。しかるに、律令の規矩紊れて武士が兵權を専らにするに及びては、それと共に、政權も武門に私された。近世武家專制の封建時代が、かくして六百年の久しきに彌る。おそれ多くも、皇權陵夷、廷室の御式微は、けだし兵權を失ひたまひしところに萌してゐる。で、明治維新の皇業は、政權と共に、兵權の皇政復古であるところに一義を持つた。この意味において、武士階級の兵權専用は書き直されねば

ならず、國民皆兵の原則は再び樹立されねばならない。幕末における民兵採用の事實は、この方向への自然的な嚆起である。好むと好まざるとに拘らず、それが時代的な是正であつた。

このことは、元來、封建階級に對する武力上の不信に基づく。武家にまかせてはおけぬといふ武力的な批判に起つた。それ自體、武家階級の武力放棄に原因づけられたものでもあるが、平民階級は、民兵といふ事實そのものによつて、鋭い反封建的な批判を行つたのである。

この武門における兵權壟斷については、はやく頼山陽が注意して、その「日本外史」で鋭い批判を加へた。幕末にいたつて、之を批判の對象としたのが象山である。

象山は、兵權の復古による皇軍の成立を豫想したかどうか判らない。兵要學者たる彼は、とにかく、たゞ兵制の改革意見から出發した。しかし、それは結局、反封建的な批判として皇軍の成立を歸結した。少くとも歸結したのである。

彼は、まづその封建制據の兵制が、外國交渉における即迫した時情において、時務に副ふものでないことを看破して、統一國軍の編制急なるべきことを主張した。安政五年、門弟馬場常之助を通じて、ひそかに梁川星巖に送つた意見書に述べていふ。

「そもく外蕃の城堡は、多くは外國の難を防ぎ候ために設け候ものにつき、國の四邊互に

控援を成し候やうに脈絡聯續してその主都城を三匝も四匝も相めぐり、左右前後皆な相濟ひ候やうに結構候ものに御座候。夫れ故に、事に臨み、不幸にして一箇所二箇所破れ候ても、取り復しに便多し、決して敵に破竹の勢を貽り候こと無之、おのれにも瓦解土崩の患は先づ以て御座なく候。しかるところ、本邦は之に反し、國々の城々皆な自國同志の戰爭のために設け候て、聊かも外寇を備ぎ候ための手段に無之候故、脈絡多くは相貫通せず、海岸の防法も、江戸近海を始めとして、皆な西洋の成法をしらざるものゝ結構故に、すべて用に當らず左候故、外邊よりこれを見候へば、たとえば人の裸體にて座し候が如く、至ておろそかなる姿に御座候」

とあり。而して、尙ほ

「さて、右中上候如く、海岸通りより國內の城々、みな改制を經、脈絡貫通候て三匝四匝皇城を取卷き、是にかなひ候やうの兵制相立ち、器械も之に準じ充足候て、御武備相整ひ、御威靈相振ひ候時は、たとひ大阪開港に相成候とも、蕃兵の禍まづこれあるまじく、たとひ有之候とも、深く憂ひ候に足るまじく候」

と云ふ。

この國軍統一への主張は、果然、明治維新によつて實現されたが、とにかく、維新兵制への展望を與へた意味で重要な主張であつたといはねばならない。

このことは、前にもいつた通り當然、封建體制への鋭い批判となつて、その打倒運動たる尊皇思想と討幕に、一の理念的な力となつたことを拒み得ない。兵要海防論としての象山の思想は、かくの如きものとして、開國以後に遂に政治化したのである。即ち、この海防思想における徹底的な政治性の展開である。

ところで、この統一國軍への主張と要請は、兵要論自體としてのその究極において、かくの如く政治化するの性格と條件の上であり、而して、實際に政治化したのが、一方それは、開國後の民族統一國家への復古的の改革運動と相響應するものであつたことはいふまでもない。前代の海防論は、國防論としての單一な意義において、性格的にその反封建的な批判性を内にひそめつゝ、しかし、あくまで封建社會補強の一途において、その論策が云爲された。私は之を、幕末海防論における封建的自己限定性として規定する。しかし、開國の國際的契機によるその自己解消は、更にもその政治性において復活し、反封建的批判性において發展した。この場合それは、一己の時務策たることから更に一步を展開して、封建社會の解體に、積極的な破壊力

として作用する。具體的にいへば、諸藩割據を基底として、その上に立つ幕府制度の封建體制から、民族統一國家への復古的の改革へ、展開的な推進力となつたのである。以上に示した海防論の政治性における變貌は、結局、それを示したものであるが、この展開的な變貌は、いはゆる攘夷海防論において最も端的に看取できる。「幕末史」に次のやうな記載を讀むことができるであらう。

「嘉永以前、幕府の當局者たるものも、固より鎖國を以てその對外政策の根本となさざるべからず、當時にありては、何人と雖、攘夷論者たらざるはなし。即ち、攘夷は當代の國是なり。動かすべからざる祖法なり。この國是に遠ざかること一步なれば、則ち一步國家を危険に導くものと信ぜられたり。夫の海防論の唱道せられしは勿論攘夷を豫定するを以てなり。水戸齊昭の、初めに名聲をあげたるは攘夷家としてにはあらず、寧ろ海防論者として又時代の改革者として當代に仰望せられしが故なり」云々。

即ち、そのはじめにおけるありやうにおいては、攘夷は文字通りの鎖國主義であつた。それが幕府と扞格すべき何らの理由がないことについては、すでにくり返し前に説くが如くである。而して、たゞ鎖國政策の支持の仕方によつて、一致しなかつた。即ち、海防論を中心とし、契

機として、幕府の鎖國と攘夷主義の主張とは一致しがたく、背馳するものさへあらはれた。故に、小林氏が齊昭を目して、必らずしも攘夷家としてではなく、海防家としてその本義的な立場を稱揚するのは、まさに然るべき正當の見方であるといはねばならぬ。鎖國は、海防を以て強張されねばならぬとする意味において、即ち攘夷の名に規定されるのである。結局、私が攘夷海防の概念において規定したその攘夷の意味も、決してそれ以上に出づるものではないのであるが、しかし、前にもいつた通り、さういふ意味での攘夷海防論が、開國と共に問題としては一應それ自體の論議を解消すると共に、攘夷海防論は、單なる攘夷論として、政治的に展開せざるを得なかつた。

攘夷海防論は、主戰的な海防論であることにより、幕府の非戰主義と扞格し、海防的施爲の上に、大船製造を必須條件として主張するその點において、祖法たる禁船の制と背馳する。さういふ意味で、反封建性を含んだのではない。それは單なる政策的な反幕府性である。しかし實は、その中に、別様の觀點において、反封建性をひそめた。といふ意味は、さういふ海防論議は、現實的な外國力の促進、外寇の不安を前提としてのものであるが、しかし、幕府非戰主義の志向や禁船の動機は、今は、最勝義においての國內的な事情を對象としての封建閉鎖的な

ポーズでしかない。さういふ國內的事情への顧慮を一切無視して、外寇への舉國的なポーズとしての海防が議せられるといふことは、そのこと自體封建閉鎖的な機構への破壊であるが、更に進んでは舉國一致に統一さるべき民族國家體制への要望を孕んで封建體制そのものの破壊と改組と、さうした國民再編成が歸結されねばならぬ。この點に、いはゆる攘夷海防論における反封建的な性格がひそめられた。で、それは容易に攘夷論として政治化する。

かくの如き経緯によつて、攘夷海防論の本家たる水戸は、即ち攘夷論の本元となつた。元來水戸の攘夷海防論そのものが、會澤正志齋の新論などによる攘夷主義の影響によりて生れたものかも知れない。さういふ風に見なくてはならぬものかもしれぬが、しかし水戸の攘夷論は、蘇峯氏もいふやうに、ペリー來航以前においては生一本の純粹なものであつた。東湖にいはせると「夷狄防禦の論千差萬別に候へども、和戰の二字一決仕らずば、如何なる謀略も、何にも相成り申すまじく候。何卒一日も早く文政乙酉（八年）の命令（打拂令）に復し申したきことに御座候、至願至願」とあり。單に、撃斥以外に他意のない醇なる主戰強硬の議論だつたに止まる。而して「齊昭は、この意見を以て極力幕府の當局を刺戟した」のである。

しかしペリー渡來以後においては事情が變つた。安政五年正月通商條約草案が成立し、勅許

を求めたが下らず。幕府は苦しまぎれに、井伊直弼を大老職に登用して、この難局にあたらしめた。直弼は勅許を俟たず、敢て専断して條約に調印した。それが天下に物議を招いて、五年の安政投獄となり櫻田の變となつた事情はよく知るところであらう。之を契機として、攘夷説は俄然その政治性を全貌的に露呈する。そして、尊皇論と習合して、討幕に理念化し辭柄化したのであつた。

このころ開國論は、殆んど輿論であつた。その方針は必らずしも誤つてはゐない。しかし、幕府開港の態度の上に、國民は納得できないものを看取した。その開國が、態度と處置において屈辱的であることが、攘夷論を激化した。殊に、直弼の専断は尊皇主義の理念の上に、許すことは出来ないものである。必然的に攘夷主義は尊皇主義と合體した。そしてこゝに討幕の理念と行動へ驀進する。即ち、かくして當代の攘夷論は、もはやその攘夷の純粹性を失つて、専ら討幕の理論としての政治性を暴露するのである。

今、幕末における時勢に應ずる改革意見と歸趨を見るに、大體次の如きものであつた。まづその第一は、幕府の官僚を中心とする改革意見であつて、幕府自身の権力を振興し反幕諸侯の勢を撓めて、幕府を中心とする中央集權國家への實現を計るといふ改組の意見である。之は、

崩壞期における、最後の反動としての形式的意味しかない。次に、公武妥協の意見である。公武合體一和の中に統一民族國家としての實現に邁進しようとするもの、封建國家と民族國家との合成の上に無理な再編成を試みようとするものであるが、この矛盾對當の關係は、單に朝廷と幕府の合體といふが如き形式的な手段によつて解消されさうにもない。かくして、第三、尊皇主義と攘夷主義とが合體した討幕過激の議論と行動の前に、すべての蠢動はけしとんでしまつた。その理念的な中心は水戸藩であり、行動的な中心は長州藩であつた。今中次麿氏によつて、當時の倒幕輿論を鳥瞰的に見ると、大體次のやうなものであつた。

- 一、水戸藩では、すでに、門閥派の立原翠軒と町人出身の藤田幽谷が對立し、次いでまた、翠軒の子杏所と幽谷の子東湖が争つたが、後者によつて水戸學派が確立された。その子藤田小四郎は、藩論開國に傾くを憤慨して筑波山に兵をあげた。之が討幕運動の烽火である。
- 二、長州藩には、藩主毛利公を中心とする妥協論があり、長井雅樂の開國論もあつたが、之に對抗するものに高杉晋作の奇兵隊があつて、倒幕運動の主動的勢力となつた。
- 三、薩摩藩では、島津久光や大久保利通の公武合體論があり、之に對立して西郷隆盛の急進論があつた。

四、土佐藩では、山内容堂と後藤象二郎が大政奉還の斡旋者として重要な役割を果たしたが、彼らを中心とする穏和派吉田元吉の一派に對抗して、武市半平太、坂本龍馬、中岡慎太郎に指導される急進派があつた。

五、筑前黒田藩では、加藤司書の穏和派に對して平野國臣があつた。

六、公卿の急進分子は、三條實美以下七卿落の面々、姉小路公知に之を見る。而して、やはり之も兩派にわかれた。

而して、討幕の指導理念となつた尊皇思想は、元來、寶曆年代の竹内式部にはじまつて、明和年代の山縣大貳、而して寛政の高山彦九郎に至つて極まつた。しかし以前において、例へば柴栗山、尾藤二洲の如き朱子學派の御用學者中から、すでに正名論として稱へられたものである。更に精しくは、水戸光圀にその思想的根元を把握することも出来るであらう。が、特に二洲の「稱謂私言」に至つては、單なる稱謂にさへ、名分の正すべきを説いて痛烈をきはめる。同時に、眞淵を経て、宣長に大成された國體による國體の明徴は、尊皇主義を長養してその發揮となり、幕末旺然たる勢力となつた。その経緯はこゝに徒説の必要がないだらう。いはゆる寛政の三奇人は、この旺然たる尊皇主義への實踐的胚胎を成したものであるが、蒲生の復古思

想、子平の海防論において、それは倒幕への意志を少くとも積極的に主張するものではなかつた。しかし、彦九郎の言行は之が振興に與かつて力があり、幕末の尊皇思想を一の性格にまでつくりあげたものであるが、それがはつきり討幕にまで性格を暴露して、正面的に幕府に對抗するものとなつたのは、嘉永以後であり、特に安政に至りクライマックスに達して激しく行動化し、遂にその目的を遂行するに至つた。總じて幕末の海防論は、形式的に封建體制崩壊期におけるその補強として成立したものであるにも拘らず、崩壊する封建體制そのものによつて政治化され、しかもその政治性において、封建體制崩壊の具になつたところに特異な思想的性格があるといはねばならなかつた。(了)

卷末に

本書は、拙著「日本海防史」の第六章に取りて、之を精説せるものなり。

昭和十六年十月下筆、昭和十八年一月十七日この稿を畢る。宿痾を以て右手自由ならず、ために左手に鉛筆を執す。しかも、家貧にして匆忙迷惑、筆路とかく滯滞せり。書肆東洋堂主人督促急にして、叩頭陳謝今日にいたる。今、懸命奄々の筆を畢つて、感慨たえざるものあり。讀者文脈の蕪雜を晒ふこと勿れ。

坂ノ上信夫

著者略歴

坂ノ上信夫 鹿兒島市に生れ、明治四十五年三月、縣立第二中學校を卒業し、上智大學哲學科に學び中途退學す。爾來法制史を中心としてひろく日本思想史を獨學自修す。

始め拷問史、日本刑罰史彙等の刑罰史に關する二三單行本と、約五十篇の雜誌論文を發表しまた「土地爭奪史論」(大正十一年、神田大同館)を發表したるが、大正十二年、徳川幕府編纂として林大學頭述齋以下二十三名の儒官により二十四年間の日子を費して撰られたる内閣文庫秘本「朝野舊聞叢書」の覆刻を獨力編輯し、その第一卷(四六倍判千五百頁)を刊行し、第二卷編輯中、關東大震災によりて事業停廢のやむなきに至る。

その後、刑罰論文集「肉刑譜」(昭和八年、朝日房)刊行、隨筆集「古典感覺」(同年同上)刊行。昭和十四年頃より専ら交通史に關する讀物、論文を發表す(交通文化、觀光、觀光東亞等)。次いで「宿屋志」(昭和十六年、時代社印刷濟未發行)、「御朱印船の人々」(昭和十六年、時代社)、「日本海防史」(昭和十七年、泰光堂出版部)、「日本の國號」(日本出版社、本年四月刊行の豫定)あり。現住所 東京市杉並區松庵北町七十八番地

(出文協承認ア140140號)

昭和十八年四月二十三日 印刷
昭和十八年四月二十八日 發行(三、〇〇〇部)

幕末の海防思想

定價二圓二十錢

送料二十錢

著者 坂ノ上信夫

發行者 三井八智郎

印刷者 川瀬壬子

東京市神田區司町一ノ三

發行所 東洋堂

電話神田(25)〇一六一番
振替東京一〇五〇五九番

配給元 東京市神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社

東洋堂叢書

大山敷太郎著

農兵論

B六判三六〇頁
價二〇〇千〇二〇

中山太郎著

國體と民俗

B六判三六〇頁
價二〇〇千〇二〇

田村榮太郎著

日本工業前史

B六判三四六頁
價二〇〇千〇二〇

坂ノ上信夫著

幕末の海防思想

B六判三八〇頁
價二〇〇千〇二〇

著者十數年の研究によりわが幕末の農兵論擡頭期に於る主張乃至方策、及びその創始事情と展開を、當時の社會に於ける思想と政策の密接なる聯關の下に社會經濟史的意義を飽迄究明した

著者独自の民俗學の立場から吾邦肇國の精神を明らかに、神々の出征、古代異民族の宣撫工作、氏子精神の復興、上代の農耕儀禮、農業起原の考證、家紋の起原の分布、祭祀の起原等々に論及する

我々の生活に不可缺の鹽は、重工業の母胎をなす熔鑪にまで發達し、製鹽事業は凡ゆる工業に聯關する。其他味噌、醬油、砂糖等、その製造の歴史を探ると興味津々。挿入圖版八十餘箇

幕末の攘夷鎖國は徳川幕府の儼たる海防政策であつたが、この根本的な祖法が遂に破綻を示してその反對なものへと變改する時代的な推移と、之に伴ふ論議、新秩序への展開の様相を究む

東京市神田區 東洋堂 振替 東京 九〇五〇一

